

尾張旭市教育委員会（８月）定例会次第

日時 令和２年８月１９日（水）

午後２時

場所 市役所３階 講堂（２）

１ 開会のあいさつ

２ 前回会議録の承認について

３ 報告

別紙のとおり

４ 付議事件

- (1) 協議第２号 令和３年１月開催新成人の集いの実施方法について
- (2) 協議第３号 特定事業主行動計画後期計画の策定について
- (3) 第１８号議案 令和２年度一般会計補正予算（９月）に関する意見の申出について
- (4) 第１９号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

５ その他

６ 閉会のあいさつ

尾張旭市教育委員会

(令和2年7月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（7月）定例会会議録

1 日 時 令和2年7月15日（水） 午後2時00分

2 場 所 市役所3階 講堂（2）

3 出席者	教育長	河 村 晋
	委 員	大 岩 裕 泰
	委 員	山 本 真依子
	委 員	堀 祐 子
	委 員	伊 藤 智 成

4 出席職員	教育部長	三 浦 明
	教育部次長兼文化スポーツ課長	加 藤 博 英
	管理指導主事	川 本 幸 則
	教育行政課長	田 島 祥 三
	学校給食センター所長	松 原 友 雄
	生涯学習課長	坂 田 みどり
	図書館長	三 浦 明 美
	指導主事	二 村 尚 文
	教育行政課長補佐	加 藤 貴 之
	教育行政課主査	伊 藤 維 希

5 傍 聴 者 5名

6 会議に付した事件

- (1) 第16号議案 令和2年度一般会計補正予算（7月）に関する意見の申出について
- (2) 第17号議案 令和3年度使用教科用図書の採択について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	本日の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから7月定例教育委員会を開催します。 さて、愛知県内におきましては、新型コロナウイルス感染症が少し落ち着いてきているようです。東京方面では、連日100人を超える感染者が発表をされ、安心できないような状態であります。 一方、7月に入り九州を中心に大雨により甚大な被害が出ています。さらに、先週には長野、岐阜を中心に特別警報も発令され河川の氾濫も起きました。特別警報は当初50年に一度の危険が予知されるときに発令されるといわれていました、これほどまでに頻繁に出ると、地球環境自体に異変があるようにも感じ取れます。いずれにしましても、身近な危険を直ぐに察知できるよう、そしてが対応ができるように常に準備しておく必要があります。 例年であれば、学校も夏休みに入っていくところですが、新型コロナウイルス感染症による臨時休業の対応策として、夏休みを短縮しましたので、子どもたち、そして教職員も含め熱中症への対策もしっかり行っていただくようお願いします。また、これまで同様、海、川、プールなどの水の事故、交通事故などの予防はもちろんのこと、規則正しい生活が送れるようお願いします。 それでは続いて私からの報告をさせていただきます。本日の報告は2件です。 (資料に基づき説明) ・愛日地方教育事務協議会 ・令和2年度第2回尾張部都市教育長会議 それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、6月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。 (無しの声)

	無いようですので、6月定例会会議録は原案どおり承認します。会議
	録承認の署名を行う委員は大岩委員を指名しますので、後ほどお願いし
	ます。
	次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・7月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
大 岩 委 員	学校が始まり、体育の授業等、群れる機会が多いと思いますが、健康
	状態の報告や体調が悪くなった場合の対応について教えてください。
管理指導主事	例年同様、雨の多さや湿度の高さで体調を崩す生徒はおりますが、コ
	ロナの影響での体調不良の報告は受けておりません。なお、体調不良の
	生徒は保健室に行った後、別室に連れていってから待機や早退をする等、
	養護教諭と相談しながら進めている状況です。
大 岩 委 員	検温の報告はありますか。
管理指導主事	学校再開当初と同様、健康観察カードを記入してもらい、体温の確認
	をしています。
教 育 長	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育行政課長	(資料に基づき説明)
	・後援・推薦行事について
	・令和2年度学習支援事業(地域未来塾)の実施について
指 導 主 事	・夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
堀 委 員	学習支援事業について、学習支援員が教員OB等となっていますが、
	市内の方や市で把握している方ですか。
教育行政課長	学習支援員については法人が手配している教員OB等で、市外の方も
	含まれており、大学の元教員が半数程度で、一般社団法人の指導員の方

	や学生等がいます。学習支援員の方については名簿をいただいて把握しています。
山 本 委 員	学習支援事業について、登録状況が48人となっていますが、何人まで受け入れられますか。
教育行政課長	7月より開始して2回実施しており、時間によってもばらつきがありますが、それぞれ40人近くが参加しています。ビルの3階の教室は30人を想定しており、30人を超える場合はビルの2階にも分かれ、密にならないよう実施しています。
大 岩 委 員	学習支援事業について、どの程度健康状態を確認して入室を許可していますか。
教育行政課長	入室の際に、検温を実施し、手指消毒を実施しています。
大 岩 委 員	マスクについてはどうですか。
教育行政課長	マスク着用の上、参加いただいています。
教 育 長	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・令和2年度第1回社会教育委員会の結果について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・第39回市民ゴルフ大会の開催について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次に次第の4、付議事件に入ります。
	はじめに「一般会計補正予算(7月)に関する意見の申出について」
	審議します。

	事務局から説明をお願いします。
教 育 部 長	(資料に基づき説明)
	・第16号議案 令和2年度一般会計補正予算(7月)に関する意見の 申出について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等があり ましたらお願いします。
大 岩 委 員	歳出について、小学校費、中学校費において新型コロナウイルス対策 事業で各校150万円、200万円ずつ計上とのことですが、具体的な 内容を教えていただけますか
教育行政課長	学校再開に伴う感染症対策に対する支援と学習の保障に対する支援 の2つがあり、感染症対策に対する支援については消毒液や体温計を追 加で購入したり、サーキュレーター等を購入する経費に充てることがで きます。また、学習の保障に対する支援は家庭学習等で用いる教材の購 入や密を避けるための空き教室の改修等、内容は校長の判断で柔軟に対 応できるようになっています。
教 育 長	他にご意見ご質問ございますか。
	(無しの声)
	無いようですので、「第16号議案 令和2年度一般会計補正予算 (7月)に関する意見の申出について」は原案どおり可決してよろしい ですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第17号議案 令和3年度使用教科用図書の採択について」 審議します。
	事務局から説明をお願いします。
管 理 指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・第17号議案 令和3年度使用教科用図書の採択について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等があり ましたらお願いします。

堀 委 員	尾張東部採択地区協議会の構成員はどのような人ですか。確認させてください。
管理指導主事	協議会委員は、愛日地区の各市町から、教育委員会代表、校長代表、教諭代表の3名ずつです。そこに2名の保護者代表が加わり、総勢35名となります。中学校の各教科の研究員は、校長あるいは教頭1名が研究部長、教諭6名が研究員として組織されています。愛日各市町から発行者と利害関係のない人材をバランスよく選出しています。
伊 藤 委 員	教科書の調査研究は、どのように行われてきたのですか。
管理指導主事	調査研究については、本日の資料にもあります「令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」に基づき、愛知県教育委員会から示されました「選定資料」を活用し、見本本について各研究部会により調査研究されました。そして、「尾張東部教科用図書採択協議会の選定資料」としてまとめられ、採択協議会の資料として示されています。
	選定資料には、調査研究をした各教科ごとに、「学習指導要領との関連」「あいちの教育の基本理念との関連」「内容」「表記・表現及び使用上の便宜等」「印刷・造本等」の観点で、各発行者の特徴と長所が簡潔にまとめられています。
大 岩 委 員	採択協議会は、どのように進められたのですか。
管理指導主事	第一回の会議において、会長および副会長が選出されます。そして、採択協議会の任務や調査研究の進め方などが事務局から説明されます。
	そして、第二回の会議で、教科書の選定が行われます。
	事務局から、各研究部会で作成されました選定資料など協議に必要な資料が配付され、調査研究をすすめてきました研究部長が研究結果の報告をおこないます。そして、研究報告への質疑、委員で意見交換・協議をへて、採択する教科書を選定します。
堀 委 員	それぞれの教科で選定された理由は理解できましたが、内容を中心に検討されていると思いますが、他に検討されていることはありませんか。
管理指導主事	教科書の調査研究の観点に、「印刷・造本等」という項目がございま

	す。この観点においては、印刷の具合、例えば、色使いや文字の大きさや書体、また、教科書の大きさや重さも比較検討する研究内容となっております。
山 本 委 員	それぞれの教科書について、しっかり調査研究がされたことがよくわかりました。また、採択協議会でも研究結果を元に協議され、本地区で使用する教科書として最適なものが選ばれてきていると思います。見本本として編集された教科書は、それぞれ良いところがあるとは思いますが、尾張東部採択協議会にて選定された教科書がよいと思います。
教 育 長	他にご意見ご質問はございますか。
	(無しの声)
	無いようですので、「第17号議案 令和3年度使用教科用図書の採択について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、次第の5、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育行政課長	(教育委員会行事予定について資料に基づき説明)
生涯学習課長	(家庭教育学級合同学級について説明)
教 育 長	この件に関して、ご質問等ありますでしょうか。
	(無しの声)
	それでは、これをもって、7月定例教育委員会を閉会いたします。
	閉 会 午後3時8分
	教育長
	委 員

8月定例教育委員会報告

8月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和2年8月19日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	
管 理 指 導 主 事	1 学校の様子について（資料当日配布）
教 育 行 政 課	1 後援・推薦行事について 2 冬季休業日の変更について 3 尾張旭市いじめ問題専門委員会の結果について
学校給食センター	1 令和元年度学校給食の実績について 2 令和2年度第1回尾張旭市学校給食運営委員会の結果について
生 涯 学 習 課	1 令和2年度第1回公民館運営審議会の結果について
図 書 館	
文化スポーツ課	
全 課	1 令和2年度一般会計補正予算（7月）について

1 学校の様子について

1 学校の様子

- 各小中学校とも、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら教育活動を続け、夏季休業を迎えることができた。
- 新型コロナウイルス感染症対策としての授業時間確保のため、7月末に授業を実施し、8月末も授業日を設定した。例年比べ、短い夏休みとなるが、充実した時間を過ごすことで、8月末から再開される学校生活をスタートできるようにしてほしい。
- 小学校では7月に個人懇談会や学級懇談会を実施し、児童の生活様子を保護者へ伝えるようにした。中学校は夏休み期間の8月第1週に個人懇談会を実施した。
- 飲料水の配布を7月末の通常なら夏季休業期間中となる授業日に行った。麦茶あるいはミネラルウォーターのペットボトルを一人1本ずつ配布した。また、ウォーターサーバーも各校2基設置している。
感染症対策を講じながら、熱中症への備えとして、有効に活用している。
8月末の授業日にも同様に実施する。
- 中学校の部活動は、気温や暑さ指数により、活動を制限している。また、熱中症アラートが発令された場合には、活動を中止するようにしている。翌日向けのアラートが発令された場合には、対象日の前日に活動の中止を決定している。
- 野外活動や修学旅行は、基本的には感染症対策を講じながら実施する方向で準備を進めているが、小学校7校が訪問を予定した施設が経営上の問題で受け入れができなくなり、該当校は代替案を検討している。
- 通常の夏季休業期間中では、教員の研修を設定しているが、今年度は実施できない状況である。教育フォーラムも中止としたが、予定していた講師に依頼し、オンラインで講話を聴く形で研修として実施する。

1 後援・推薦行事について

令和2年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
8	後援	ヒューマンアカデミーロボット教室 体験授業	尾張旭市文化会館	令和2年8月22日(土)	ロボット・プログラミング教育への認知向上に貢献し理系人材育成を促進する。	ヒューマンアカデミー株式会社 ジュニアマネージャー 沼 夏樹
9	後援	第48回人権を理解する作品コンクール	名鉄百貨店本店	令和2年10月15日(木)から 令和3年2月23日(火)まで	愛知県内の小・中学生を対象に、人権に関するポスター・書道・標語を応募することを通じて、豊かな人権感覚を養うことを目的とする。	名古屋法務局人権擁護部部長 後藤 芳昭 愛知県人権擁護委員連合会 会長 山本 光子
10	後援	第11回愛知県スポーツ少年団ソフトボール交流大会	尾張旭市南グランド、晴丘運動広場	令和2年10月17日(土)	団員にスポーツの喜びを経験する機会と研修の場を通して団相互の交流を深め、地域での団活動の活性化と、ソフトボールの普及を図ることを目的とし、愛知県内の小学生チーム各地区代表による交流試合を行う。	愛知県スポーツ少年団本部長 三井 政昭
11	後援	特別支援教育講演会	スカイワードあさひ	令和2年9月6日(日)	発達に課題がある子どもが自立して生きていくための進学と就労について講演会を行う。	一般社団法人障がい児成長支援協会 代表理事 山内 康彦

許可件数4件（後援4件）

2 冬季休業日の変更について

1 全小中学校冬季休業日

(変更前)

12月24日(木)～1月6日(水)

(変更後)

12月26日(土)～1月6日(水)

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月～5月に臨時休校した時の授業時数確保のため。

3 尾張旭市いじめ問題専門委員会の結果について

1 開催日時

令和2年7月13日（月）午後2時から4時まで

2 開催場所

尾張旭市役所3階 講堂1

3 議題等

(1) 令和元年度「いじめ実態調査」の調査結果、いじめの認知件数について

- ・いじめ認知に関する、子どもたちと教員の捉え方の違いについて
- ・「いじめアンケート」の項目について

(2) 学校でのいじめ認知について

- ・外部人材も含めた校内での情報共有について

1 令和元年度学校給食の実績について

1 給食費（1食当たり）

区 分		小 学 校	中 学 校
給 食 費		250円	280円
内 訳	米飯・パン等	55円64銭 (22.26%)	63円60銭 (22.71%)
	牛 乳	49円80銭 (19.92%)	49円80銭 (17.79%)
	副食材料	144円56銭 (57.82%)	166円60銭 (59.50%)

2 学校給食実施状況

（児童生徒教職員数は、令和元年5月1日現在）

区 分	児 童 生 徒 教 職 員 数	給 食 数	給 食 費 (調 定 額)
小 学 校 計	5,093 人	857,729 食	214,432,250 円
中 学 校 計	2,486	382,786	107,180,080
小 中 学 校 計	7,579	1,240,515	321,612,330
給 食 セ ン タ ー	53	9,390	2,629,200
試 食 会	136	136	34,270
合 計	7,768	1,250,041	324,275,800

3 令和元年度学校給食関係決算報告

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	予算額 (A)	調定済額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B-C)	執 行 率 (B/A)
学校給食費受入金	339,754,000	301,601,850	301,464,617	137,233	88.77%
教職員等学校給食費 受 入 金	22,200,000	22,673,950	22,673,950	0	102.13%
学校給食費過年度分 受 入 金	1,000	37,640	37,640	0	3764.00%
合 計	361,955,000	324,313,440	324,176,207	137,233	89.60%

*収納率 (C/B) 99.96%

(2) 支 出

(単位：円)

項 目	予算額 (A)	支出済額 (B)	差引残額 (A-B)	執 行 率 (B/A)
賄 材 料 費	360,752,000	326,631,793	34,120,207	90.54%
パン個食包装手数料	1,200,000	396,236	803,764	33.02%
合 計	361,952,000	327,028,029	34,923,971	90.35%

*新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による学校休業に伴い、3月の学校給食を中止した。

2 令和2年度第1回尾張旭市学校給食運営委員会の結果について

1 開催日時

令和2年7月29日（水）午後1時30分から午後3時00分まで

2 開催場所

尾張旭市学校給食センター 2階 食育指導室

3 報告事項

(1) 令和元年度学校給食実施状況について

〔主な内容〕

ア 学校給食関係決算報告

イ 給食費（1食当たり）

ウ 学校給食実施状況

(2) 令和元年度学校給食センター食育事業結果について

〔主な事業〕

ア 食育推進講演会

イ ふれあい給食

ウ 夏休み！親子で探検 給食センターわくわくツアー

エ 皆が食べられる学校給食の日

オ 給食献立募集

〔その他〕

ア JICA中部によるマレーシアからの視察研修の受入れ

イ 第14期市議会新議員後期研修の受入れ

ウ 臨地実習生（管理栄養士養成課程研修）の受入れ

エ 職場訪問（西中学校総合学習）の受入れ

(3) 令和2年度学校給食センター食育事業について（令和2年6月末日現在の実施状況）

〔主な内容〕

ア 皆が食べられる学校給食の日

イ 愛知を食べる学校給食の日

6月16日（火）に市内全小中学校で実施

尾張旭市や県内で採れた食材を多く使用した献立を実施

1 令和2年度第1回尾張旭市公民館運営審議会の結果について

- 1 開催日時
令和2年7月17日（金）午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所
中央公民館 3階 303会議室
- 3 議題等
 - (1) 報告事項
 - ア 令和元年度公民館事業実施結果について
 - イ 令和2年度公民館事業実施状況及び計画について
 - ・新型コロナウイルス感染症対策により中止された講座等について
 - (2) 情報共有
 - ア 新型コロナウイルス感染症対策の取り組みについて
 - ・利用団体が工夫している対策について

1 令和2年度一般会計補正予算（7月）について

令和2年度教育費予算目別集計表

【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		7月補正		変更内容
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額	
14 使用料及び手数料	1 使用料	8 教育使用料	23,882	0	23,882		23,882	
15 国庫支出金	2 国庫補助金	6 教育費国庫補助金	2,644	11,800	14,444	11,250	25,694	
16 県支出金	2 県補助金	7 教育費県補助金	6,548	0	6,548	4,125	10,673	
	3 県委託金	5 教育費委託金	119	0	119		119	
17 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	558	0	558		558	
		2 利子及び配当金	1	0	1		1	
18 寄附金	1 寄附金	1 寄附金	509	0	509		509	
19 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	0	0	0		0	
21 諸収入	5 雑入	1 雑入	369,980	△ 21,850	348,130		348,130	
22 市債	1 市債	2 教育債	59,000	0	59,000		59,000	
計			463,241	△ 10,050	453,191	15,375	468,566	

【歳出】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		7月補正		変更内容
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額	
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	2,690	0	2,690		2,690	
		2 事務局費	569,053	5,800	574,853	1,258	576,111	報酬+1,758 給料△565 職員手当等+65
		3 教育振興費	133,822	0	133,822	3,360	137,182	
	2 小学校費	1 学校管理費	302,718	237,950	540,668	16,500	557,168	
		2 教育振興費	93,941	5,500	99,441	5,000	104,441	
	3 中学校費	1 学校管理費	143,779	95,850	239,629	6,000	245,629	
		2 教育振興費	68,028	3,500	71,528		71,528	
	4 給食センター費	1 給食センター費	597,706	4,881	602,587		602,587	
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	10,430	0	10,430		10,430	
		2 社会教育振興費	5,559	0	5,559		5,559	
		3 公民館費	125,395	0	125,395	4,000	129,395	
		4 図書館費	36,962	0	36,962	160	37,122	
		5 文化財保護費	26,091	0	26,091		26,091	
		6 文化会館費	69,243	0	69,243	50	69,293	
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	10,375	0	10,375		10,375	
		2 体育施設管理費	96,618	0	96,618	520	97,138	
13 諸支出金	1 諸費	1 過年度収入還付金	20	0	20		20	
計			2,292,430	353,481	2,645,911	36,848	2,682,759	

歳入予算明細書

15款 国庫支出金		2項 国庫補助金	6目 教育費国庫補助金	(単位 千円)
節	補正額	説明		
1 小学校費補助金	8,250	学校保健特別対策事業費補助金 8,250 [4,750 ⇒ 13,000]		
2 中学校費補助金	3,000	学校保健特別対策事業費補助金 3,000 [2,250 ⇒ 5,250]		
計	11,250			

16款 県支出金		3項 県委託金	5目 教育費委託金	(単位 千円)
節	補正額	説明		
1 小学校費補助金	1,708	スクールサポートスタッフ配置事業費補助金 1,708 [826 ⇒ 2,534]		
2 中学校費補助金	2,417	スクールサポートスタッフ配置事業費補助金 569 [826 ⇒ 2,534] 学習指導員配置事業費補助金 1,848 [0 ⇒ 1,848]		
計	4,125			

歳出予算明細書

10款 教育費	1項 教育総務費	2目 事務局費	(単位 千円)
節	補正額	説 明	
1 報酬	1,758	人件費	△598
2 給料	△565	教育長給料	△565
3 職員手当等	65	[8,484 ⇒ 7,919]	
		地域手当	△33
		[11,938 ⇒ 11,905]	
		会計年度任用職員報酬	1,856
		会計年度任用職員報酬	1,758
		[153,454 ⇒ 155,212]	
		期末手当	98
		[16,425 ⇒ 16,523]	
計	1,258		

10款 教育費	1項 教育総務費	3目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説 明	
7 報償費	3,360	新型コロナウイルス対策事業	3,360
		学習指導員謝礼	3,360
		[0 ⇒ 3,360]	
計	3,360		

10款 教育費	2項 小学校費	1目 学校管理費	(単位 千円)
節	補正額	説 明	
18 負担金、補助及び交付金	16,500	新型コロナウイルス対策事業	16,500
		学校感染症対策事業交付金	16,500
		[0 ⇒ 16,500]	
計	16,500		

10款 教育費	2項 小学校費	2目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説 明	
11 役務費	5,000	新型コロナウイルス対策事業	5,000
		自動車借上料	5,000
		[0 ⇒ 5,000]	
計	5,000		

10款 教育費	3項 中学校費	1目 学校管理費	(単位 千円)
節	補正額	説 明	
18 負担金、補助及び交付金	6,000	新型コロナウイルス対策事業	6,000
		学校感染症対策事業交付金	6,000
		[0 ⇒ 6,000]	
計	6,000		

10款 教育費	5項 社会教育費	3目 公民館費	(単位 千円)
節	補正額	説 明	
14 工事請負費	4,000	公民館維持管理事業	4,000
		小規模施設改修工事	4,000
		[0 ⇒ 4,000]	
計	4,000		

10款 教育費		5項 社会教育費	4目 図書館費	(単位 千円)
節	補正額	説明		
14 工事請負費	160	図書館施設維持管理事業 小規模施設改修工事 [0 ⇒ 160]		160 160
計	160			

10款 教育費		5項 社会教育費	6目 文化会館費	(単位 千円)
節	補正額	説明		
17 備品購入費	50	文化会館維持管理事業 施設用備品購入費 [0 ⇒ 50]		50 50
計	50			

10款 教育費		6項 保健体育費	2目 体育施設管理費	(単位 千円)
節	補正額	説明		
14 工事請負費	500	体育施設整備事業		520
17 備品購入費	20	小規模施設改修工事 [0 ⇒ 500] 施設用備品購入費 [318 ⇒ 338]		500 20
計	520			

協議第 2 号

令和 3 年 1 月開催新成人の集いの実施方法について

令和 3 年 1 月に開催する新成人の集いの実施方法について、別記案により実施することについて協議する。

令和 2 年 8 月 1 9 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、令和 3 年 1 月に開催する新成人の集いの実施方法について、委員会の意向を確認するため必要があるからである。

令和3年1月開催新成人の集いの実施方法について

1 協議事項

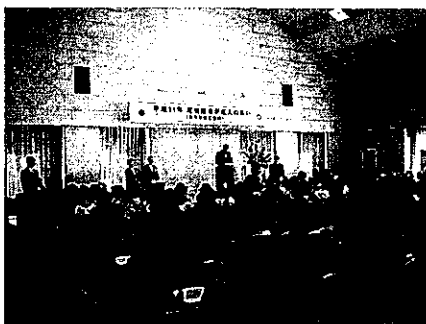
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和3年1月に開催する新成人の集いの実施方法について、教育委員の皆様にご意見を伺います。

2 新成人の集いについて

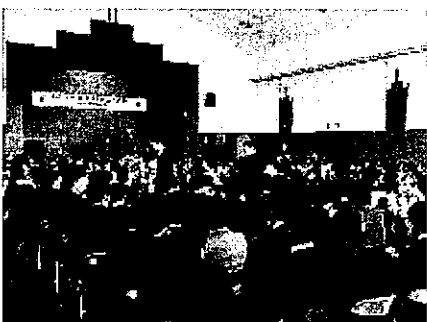
令和3年1月10日（日）午後1時～（昨年度とほぼ同数の約900名が対象）

		旭中学校区	東中学校区	西中学校区
会場	第1部	旭中学校体育館 (1,080 m ² …①)	東部市民センター 3階 (372 m ² …①)	渋川福祉センター 3階 (330 m ² …①)
	第2部	【同一会場】	東部市民センター 2階 (372 m ²)	渋川福祉センター 2階 (330 m ²)
対象者（昨年度）		337人	294人	281人
出席率（昨年度）		76.6%	78.9%	84.7%
参加者（昨年度）		258人…②	232人…②	238人…②
1名当たり面積		4.19 m ² (①÷②)	1.60 m ² (①÷②)	1.38 m ² (①÷②)
企画内容	第1部	○式典 主催者式辞、来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露、お礼の言葉（新成人代表）		
	第2部	○集い 立食パーティー 抽選会、お笑いライブ 恩師紹介・あいさつ	○集い 立食パーティー 抽選会 恩師紹介・あいさつ	○集い 立食パーティー 抽選会 恩師紹介・あいさつ

○東部市民センター



○渋川福祉センター



3 リスク評価（「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づく）

(1) 接触感染のリスク評価

受付時、施設備品、物品共有による接触により、感染のリスクは一定程度ある。

(2) 飛沫感染のリスク評価

屋内での開催、大人数（300名弱）が入室、一部の会場は社会的距離が取りづらい立食の実施、大声で発声する可能性があることにより、感染のリスクは一定程度ある。

(3) 集客施設としてのリスク評価

参加者は新成人と来賓のみに限定されているため、感染のリスクは高くない。

(4) 地域における感染状況のリスク評価

県外など感染地域からの参加希望者がいることにより、感染のリスクは一定程度ある。

リスクが一定程度あり、開催に当たり感染防止対策が必要

4 実施方法の検討

令和2年7月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知では、特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できる地域の行事については、開催に制限は無く、開催に当たり、適切な感染防止対策が求められています。

よって、必要な感染防止対策をとった上で、新成人の集いを開催します。

感染防止対策（例示）

発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔（1m）の確保、開催時間の短縮、手指の消毒、マスクの着用 など



これらの対策のうち、新成人の集いの開催に当たり、実施方法を大きく変更する必要があるのは、以下の2点となります。

(1) ＜分散＞ 十分な間隔（1m）の確保

東部市民センター（東中学校区）、渋川福祉センター（西中学校区）は、会場が狭く、十分な間隔を確保することが困難であるため、会場を変更します。

(2) ＜短縮＞ 三密回避、開催時間の短縮

三密を回避し、接触感染リスク、飛沫感染リスクを避けるため、新成人の集いの内容を変更し、開催時間を短縮します。

5 実施方法の変更① 会場の変更＜分散＞

＜案１＞

（東中学校区）東部市民センターから東中学校体育館に変更

（西中学校区）渋川福祉センターから西中学校体育館に変更

＜案２＞

（旭・東・西中学校区）文化会館ホールで、中学校区ごとに全３回開催とする。

＜比較検討表＞

	＜案１＞ 中学校体育館	＜案２＞ 文化会館ホール
１名当たり面積 ・利用率	○十分に確保できる 〔東中学校区：4.66 m ² 西中学校区：4.54 m ² 〕	○十分に確保できる 〔東中学校区：25.6% 西中学校区：26.3%〕
十分な間隔の確保	○イスを1m程度離して設置	○２～３席空けて着席
換気	○２方向以上の扉を開放	○機械による強制換気
感染リスク	○他校区と交わる可能性なし	▲入替時に交わる可能性あり
準備・設営	○前日までに準備完了	▲入替ごとに準備必要
タイムスケジュール	○時間の余裕あり	▲時間の余裕なし
駐車場	○中学校校庭を使用	○中央公民館、図書館との共用
職員の負担	▲３会場に分散	○１会場に集約
費用	▲多い (床養生、駐車場整備など)	○少ない
課題	・中学校との調整が必要（学校長には打診済） ・転入者や私立学校卒業生にはなじみが無く、出席しづらい	・主催者や来賓が１日スケジュールを拘束される ・１月９日（土）は、既に他団体が使用する予定あり

6 実施方法の変更② 内容の変更、開催時間の短縮＜短縮＞

(1) 内容変更・時間短縮のポイント

- ・来賓の縮小（市長・議長・衆院議員・県議・市議などに限定）
- ・時間の短縮、簡素化（挨拶いただく方を限定、祝電の音読中止など）
- ・来賓紹介、挨拶中止の代替措置として、祝電を依頼
- ・立食パーティーの中止、飲物（ペットボトル）の個別配布
- ・新成人の集い実行委員（新成人）とともに、効果的な感染防止対策検討
- ・参加者同士が密集・接触するような企画・演出は行わない。
- ・恩師や地域ゆかりの方からのビデオメッセージなどの座席で楽しめる企画を検討

(2) 変更（案）

例年（約120分）	令和3年1月開催（約40分）
主催者式辞	主催者式辞
来賓祝辞・来賓紹介	※文書配布により一部省略
祝電披露	※祝電掲示により省略
お礼の言葉（新成人代表）	お礼の言葉（新成人代表）
休憩・舞台転換	来賓等退席
乾杯	※飛沫感染リスクを避けるため中止
抽選会等のイベント	※飛沫感染リスクを避けるため中止
恩師紹介・あいさつ	恩師や地域ゆかりの方からのビデオメッセージに変更
実行委員あいさつ（終幕）	実行委員あいさつ（終幕）

7 今後のスケジュール

8月19日（水）	教育委員会（8月）定例会 【本日】
8月下旬	教育委員会での意見を踏まえ、新成人の集い実施方針決定
9月28日（月）	市議会（9月）定例会 最終日 ※感染防止対策に必要な予算は、9月議会に提案済
9月下旬	新成人の集い実行委員会の設立
10月上旬	契約等の事務着手
10月中旬	新成人の集い実行委員会の会議開催（全4回程度開催）
11月中旬	案内状発送
1月9日（土）	前日準備
1月10日（日）	新成人の集い当日

※ 本市を対象区域に含む、新型コロナウイルス緊急事態宣言、愛知県緊急事態宣言が発令された場合は、延期や中止を含め実施の可否を再度検討することとします。

協議第3号

特定事業主行動計画後期計画の策定について

特定事業主行動計画後期計画について、特定事業主行動計画策定・推進委員会から報告がありましたので、別記案で策定することについて協議する。

令和2年8月19日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、特定事業主行動計画後期計画の策定について、委員会の意向を確認するため必要があるからである。



2 人 号 外

令和2年7月22日

尾張旭市教育委員会 殿

特定事業主行動計画策定・推進委員会

委員長 若 杉 博 之

尾張旭市特定事業主行動計画後期計画に関する報告について

(依頼)

このことについて、特定事業主行動計画策定・推進委員会において、別添のとおり特定事業主行動計画後期計画（案）を取りまとめましたので報告します。

なお、特定事業主行動計画後期計画は、市における各機関の任命権者の連名により策定いたしますので、各機関においては策定のための手続きをしていただきますようお願いいたします。

記

1 尾張旭市特定事業主行動計画後期計画及びその概要

別添のとおり

2 策定手続き方法

決裁又は会議等にて策定手続を行ってください。

3 その他

(1) 決裁の場合は、その写しを人事課まで提出してください。

(2) 会議等で決定した場合は、その旨を人事課までご報告ください。

※【連名一覧】

尾張旭市長、尾張旭市議会議長、尾張旭市選挙管理委員会、尾張旭市代表監査委員、尾張旭市公平委員会、尾張旭市消防長、尾張旭市教育委員会、尾張旭市農業委員会、尾張旭市長久手市衛生組合管理者

担当 人事課給与厚生係

内線 223

尾張旭市特定事業主行動計画（後期計画）策定の概要

尾張旭市特定事業主行動計画について、中間見直しを行い、令和2年度から令和7年度までの後期計画を策定しました。

後期計画策定にあたっては、前期計画から以下の内容を主に見直しました。

1 計画の一体化

次世代育成支援対策推進法に基づき策定している「職員みんなで支え合う健やか育児プラン」と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定している「尾張旭市女性職員の活躍推進のための特定事業主行動計画」については、内容が重複している部分が多いため、後期計画策定にあたっては一体化を図りました。

2 すくのび女性職員プロジェクトからの提案追加

令和元年度に実施された「すくのび女性職員プロジェクト」から発出された報告書より、後期計画の策定にあたっては、以下3つの取組みの提案を反映しました。

- (1) 休暇・休業制度の理解不足を解消するための「休暇・休業制度に関するまとめ」の作成
- (2) 部分休業制度の適切な運用を図るための「業務の削減、合理化」、「職員間の声がけ」の実施
- (3) 「職員のキャリア形成支援」として、職員同士が気軽に情報交換できる場を提供し、キャリアアップに関する不安・悩みを解消できる環境の整備

3 特定事業主行動計画の後期計画策定のためのアンケート調査結果の反映

後期計画策定の基礎資料とするため、子育て支援に対する職員の意識及び実態の調査を令和元年度に実施し、その結果を第2章具体的な内容における現状と課題に反映しました。

4 目標値の設定

前期計画の取組状況から得られた実績値に基づき、計画最終年度における目標値を設定しました。

(案)

尾張旭市特定事業主行動計画
＜後期計画＞

**職員みんなで支え合う
健やか育児・女性活躍推進プラン**



令和2年 月

すくすくのびのび
尾張旭市

目 次

はじめに		2
第1章 計画策定にあたって		
1 計画の目的		3
2 計画の策定主体及び対象		3
3 計画の期間		3
4 計画の推進体制		3
5 取組項目での役割		4
6 所属長の役割		4
第2章 具体的な内容		
1 制度の周知		5
2 妊娠中及び出産後における配慮		6
3 男性の子育て目的の休暇の取得の促進		7
4 育児休業等を取得しやすい環境の整備		8
5 保育施設の設置等		12
6 時間外勤務の縮減		13
7 年次休暇の取得の促進		15
8 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進		16
9 その他の次世代育成支援対策		17
10 女性職員の活躍促進に向けた取組		18
◎ 特定事業主行動計画（後期計画）の策定経過		
1 特定事業主行動計画策定・推進委員会の検討経過		20
2 特定事業主行動計画策定・推進委員会名簿		21
3 特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱		22

はじめに

尾張旭市では、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代育成推進法」という。）に基づき、職員の子どもたちの健やかな育成に取り組むため、「職員みんなで支え合う健やか育児プラン（第2期）～尾張旭市特定事業主行動計画～」を策定し、平成27年度から令和元年度を前期計画として、職員の仕事と子育ての両立を図ることができるように取組みを推進してまいりました。

こうした取組みにより、子どもの出生時における父親の5日以上 の休暇の取得、未就学の子どもを育児する職員の育児短時間勤務や部分休業の取得など、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備に一定の効果が見られたところです。

しかしながら、依然として男性職員の育児休業の取得率は低い水準となっており、時間外勤務の縮減も前期計画の目標達成には至っておらず、子育てがしやすい職場環境が十分に整備されているとは言えない状況です。これらに対して、職員の子育てに関する意識と各取組みの浸透状況を調べるため、令和元年11月にアンケート調査を実施し、調査結果と前期計画の状況を踏まえ、後期計画を策定しました。

また、今回策定しました後期計画は、これまで内容が重複する部分が多かった女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき策定している「尾張旭市女性職員の活躍推進のための特定事業主行動計画（前期計画）」の前期計画の取組みを継承しながら一体的な計画としています。

これにより、取組みをより効果的に推進し、一人ひとりの職員が個性と能力を十分に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備を図るとともに、子育てを担う世代だけでなく、職場全体でお互いに支え合い、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境を実現できることを期待しています。

令和2年 月

尾張旭市長

森 和 実

尾張旭市議会議長

さかえ 章演

尾張旭市選挙管理委員会

尾張旭市代表監査委員

長谷川 博樹

尾張旭市公平委員会

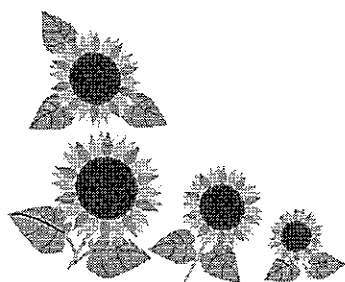
尾張旭市消防長

八野井 聡

尾張旭市教育委員会

尾張旭市農業委員会

尾張旭市長久手市衛生組合管理者 尾張旭市長 森 和 実



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

この計画は、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、次世代育成推進法に基づき策定した計画及び一人ひとりの女性職員が個性と能力を十分に発揮できるよう、働きやすい職場環境を整備していくよう、女性活躍推進法に基づき策定した計画のそれぞれの前期計画の実施状況を踏まえ、一体的な計画に変更し、より一層着実に推進するために策定しました。

2 計画の策定主体及び対象

本市においては、市における各機関の任命権者である市長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、公平委員会、消防長、教育委員会、農業委員会及び尾張旭市長久手市衛生組合管理者の連名により計画を策定しました。これは、任命権者は異なっていますが、人事管理を同一で行っていることから連名とするものです。

計画の対象となるのは、各機関が任命する職員です。なお、教育委員会においては、県費負担教職員（女性活躍推進法に基づく部分は除く）も対象に含みます。

3 計画の期間

次世代育成推進法は、平成27年度から令和6年度までの時限法となっており、女性活躍推進法は、平成28年度から令和7年度までの時限法となっています。この計画の期間は、一体的な計画とすることに伴い、全体の計画期間を平成27年度から令和7年度までの11年間に変更し、令和2年度から令和7年度の6年間を後期計画期間とします。

<次世代育成支援法に基づく計画>

年度	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
前期計画期間											
後期計画期間											

<女性活躍推進法に基づく計画>

年度	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
前期計画期間											
後期計画期間											

4 計画の推進体制

この計画を策定するために設置した尾張旭市特定事業主行動計画策定・推進委員会において、各年度ごとに計画の実施状況を把握・公表し、必要に応じて対策の実施や計画の見直しなどを行います。

5 取組項目での役割

計画で掲げた目標を実現していくには、「誰が」、「いつ」、「何を」するかということを明確にしておく必要があります。

計画では、取組みを実施する者を以下のように区分して、それぞれの役割を明確にします。

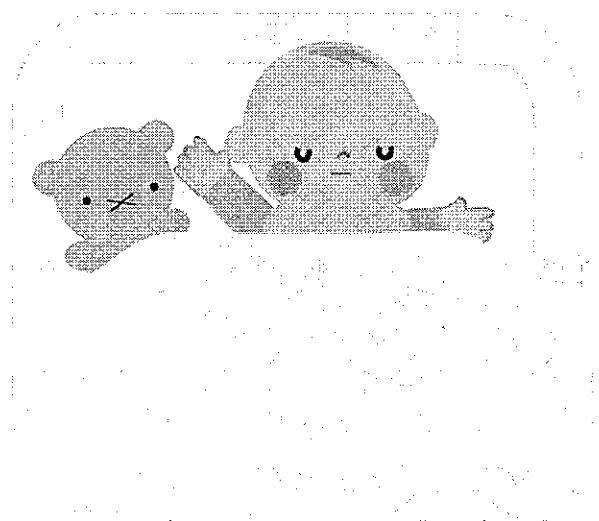
区分	該当職員
人事担当	人事課、教育行政課
所属長	部長、課長、校長など
子育て中の職員	育児休業中の職員、育児を行っている・行う予定の職員
周囲の職員	子育て中の職員の同僚
全職員	全職員

なお、市役所、保育園、消防署、小中学校など、それぞれの職場の業務に違いはありますが、それぞれの職場の状況に応じてこの計画の実施に努めてください。

6 所属長の役割

本計画に定める項目の実施に当たっては、所属長の役割がきわめて重要です。その期待される役割は、業務上の配慮から、休暇等を取得しやすい職場の雰囲気づくり、職員の相談に応じることまで多岐にわたります。

特に、所属の職員が、子育てや家庭の事情で業務上の配慮を必要とする場合、その職員にとって一番身近な相談窓口は、職場の所属長です。職員からの早めの相談が大切であることから、職場内での相談しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、職員からの相談に適切に対応できる制度の正しい理解が求められます。



第2章 具体的な内容

1 制度の周知

現状と課題

職員アンケートによると、「現在実施している取組みについて知っているもの」について、前回調査時（平成26年）と比べて全体的に認知割合が上がっているものの、「ノー残業デー」以外の取組みについては、認知割合がいずれも50%に満たないことから、施策の周知が十分されていないと考えられます。国においても、認知度向上を大きな柱としています。

母性保護、育児休業、休暇、時間外勤務の制限などの各種制度は、法律、条例、規則により定められています。それらの制度の普及のため、より一層の制度の周知徹底が必要です。

目標

子育て中の職員だけでなく、全職員が制度を正しく理解し、職場を挙げて制度の利用を支援するため、制度の周知徹底に努めます。

また、計画を積極的に実施していくために、職員一人ひとりが子育てについて改めて考え、意識を改善するとともに、制度を利用しやすい職場環境づくりの推進に努めます。

取組み

項目	実施者	実施内容
後期計画の周知	人事担当	後期計画を策定し、職員ポータルや研修等を通じて各種制度について職員に周知します。
職員研修における啓発	人事担当	これから子育てを行う職員として新規採用職員を中心に研修を行い、啓発に努めます。
管理監督者への啓発	人事担当	次世代育成支援に関する各種制度について正しい知識を持ち、職員への制度の積極的な利用を働きかけることができるよう、管理監督者向けの啓発を行います。
職場環境や職員の意識の改善	人事担当	職場優先の環境（注1）や固定的な性別役割分担意識（注2）の改善を図ります。 （注1）例えば、「子どもの病気よりも仕事を優先すべき」というような職場の雰囲気 （注2）例えば、「子どもの面倒をみるのは全て母親の仕事だ」というような意識
	所属長	正しい知識の取得に努め、所属職員の意識改革に努めます。また、効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けてとられた行動については、人事評価に反映します。
	全職員	職場において、妊娠している職員や子どもを育てている職員が制度を利用しやすい雰囲気を全職員で作ります。
実施状況の公表	人事担当	毎年少なくとも1回、計画に基づく取組みの状況や目標に対する実績等について市ホームページで公表します。
「休暇・休業制度に関するまとめ」の作成	人事担当	休暇・休業制度の情報を分かりやすくまとめた資料を作成し、出産予定の申し出時や、指導者研修の実施時に配布・説明することで制度の活用促進を図ります。

2 妊娠中及び出産後における配慮

現状と課題

妊娠中及び産後1年未満の女性職員は、深夜勤務及び時間外勤務の制限、危険有害業務の就労制限、産前休暇、産後休暇など母性保護のための制度、また、出産費用の給付等の経済的支援制度などが設けられていますので、制度の周知徹底及び適切な利用が必要です。

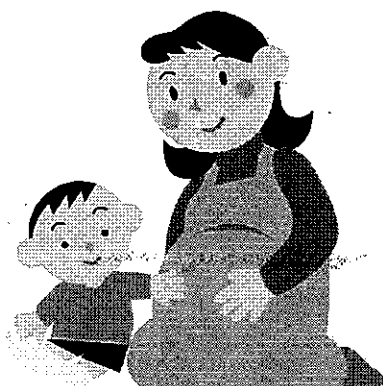
また、3歳未満の子どもを養育する職員は、申請することにより時間外勤務が免除されるため、所属において時間外勤務の免除について配慮する必要があります。

目標

母性保護及び母性健康管理の各種制度を、妊娠中及び出産後の職員だけでなく、全職員が正しく理解し、職場を挙げて妊娠中及び出産後の職員の支援に努めます。

取組み

項目	実施者	実施内容
母親になることの報告	子育て中の職員	母親になることが分かったら、遅くとも出産予定日のおよそ5か月前までに、育児をするようになることを人事担当、所属長に申し出ます。また、所属長と育児参画に関するコミュニケーションを積極的に行うため、「育児参画計画書」を作成し、定期的な面談を行います。 ※ 母性保護、育児休業、休暇などの各種制度の活用のためにも、人事上の配慮のためにも必要です。
母性保護及び母性健康管理の諸制度の周知及び利用	所属長	妊娠中及び出産後において利用できる各種制度を周知し、積極的に制度を利用するように促すとともに、職員が制度を利用しやすい雰囲気を作ります。
	子育て中の職員	制度に関する資料をよく読んで、制度を適切に利用します。
職場の健康対策の徹底	所属長	妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、母親となる職員に対しては、業務分担の見直しを行うこととするほか、時間外勤務命令を極力行わないこととします。
	全職員	職場において健康や安全に配慮します。
出産後における時間外勤務の免除への配慮	所属長・周囲の職員	3歳未満の子どもを養育中の職員の時間外勤務の免除について、職場全体で雰囲気作りに努めます。



3 男性の子育て目的の休暇の取得の促進

現状と課題

令和元年度における子どもの出生時における父親の5日以上の子育て目的の休暇の取得率は、前期計画の目標を上回っており、父親となる職員が積極的に休暇を取得しています。

子育ての始まるの時期に親子の時間を大切に、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の妻を支援するため、男性職員が取得できる子育て目的の休暇等について周知し、その取得を継続的に促進します。

目標

男性職員が、子育て目的の休暇等を取得できるよう、職場を挙げて支援に努めます。

取組み

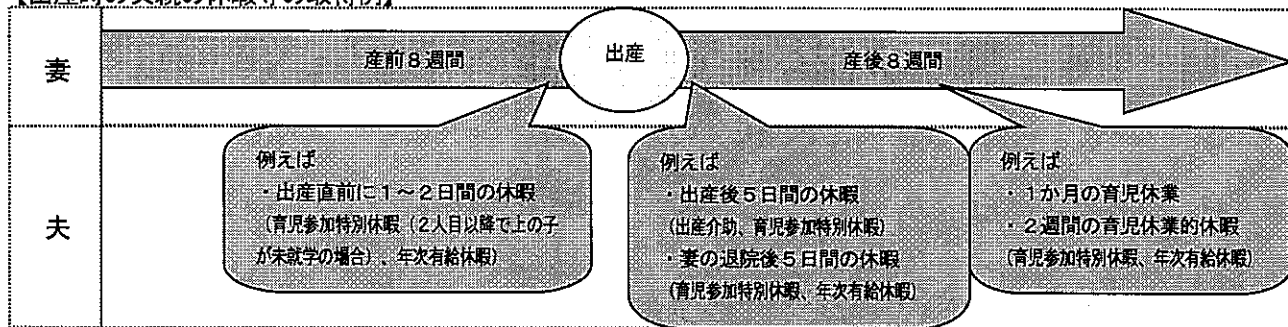
項目	実施者	実施内容
父親になることの報告	子育て中の職員	父親になることが分かったら、遅くとも出産予定日のおよそ5か月前までに、育児をするようになることを人事担当、所属長に申し出ます。また、所属長と育児参画に関するコミュニケーションを積極的に取るため、「育児参画計画書」を作成し、定期的な面談を行います。 ※ 育児休業、休暇などの諸制度の活用のためにも、人事上の配慮のためにも必要です。
子どもの出生時における父親の5日以上の子育て目的の休暇の取得促進	所属長	父親となる職員に対し、産前産後の期間に5日以上の子育て目的の休暇を盛り込んだ休暇計画を事前に作成するよう求め、休暇を取得するように働きかけます。 また、休暇を取得しやすくするため、必要に応じて職場の中での臨時の応援態勢をつくります。
	子育て中の職員	父親となる職員は、休暇計画を作成し、職場に提出して、休暇を積極的に取得するよう努めます。
	周囲の職員	育児には家族のサポートだけではなく、職場のサポートも必要です。父親となる職員が出生時の休暇を取得しやすい雰囲気を作ります。

数値目標

指標	平成25年度実績	令和元年度目標値	現状値 (令和元年度市職員)	令和7年度目標値
子どもの出生時における父親の5日以上の子育て目的の休暇の取得率	87.5%	90%	94.7%	100% ➡

※育児休業を含む ※会計年度任用職員を除く

【出産時の父親の休暇等の取得例】



4 育児休業等を取得しやすい環境の整備

(1) 育児休業の取得

現状と課題

令和元年度における育児休業の取得率は、女性が100%であったのに対し、男性は10.5%でした。女性については、定着していると言えますが、男性職員については、増加傾向にあるものの前期計画期間で取得したのは令和元年度に取得した2名のみというのが現状です。

アンケート結果によると、男性職員が取得しなかった理由として「職場に迷惑をかけるため」「業務が繁忙であったため」という回答が多いことから、職員が気兼ねや不安なく取得できるよう、職場全体の意識改革や職場の協力体制を整える必要があります。

また、国の行動計画策定指針では、テレワーク等の多様な勤務体制の導入が求められていますが、個人情報を取り扱う公務の性質上、現状では課題があります。今後も、国や他団体の動向に注視しながら、慎重に検討することが必要です。

目標

育児休業を取得しやすい職場環境を整備し、男性職員の育児休業の取得促進に努めます。

取組み

取組み	実施者	実施内容
育児休業体験談等の紹介	人事担当	子どもが生まれることとなった職員向けに男性職員を含めた育児休業取得経験者の体験談等をまとめた資料を紹介します。
男性職員を対象とした「育児参加プラン」の作成	人事担当	3歳未満の子どもを養育する男性職員を対象とした、配偶者の働き方等にも配慮した育児休業や年次休暇などの取得の参考例を紹介した「育児参加プラン」を各所属に配布します。
	所属長	子どもが生まれることとなった男性職員から出産予定日の申し出があった場合には、「育児参加プラン」の内容を説明し、プランを渡して、育児休業の積極的な取得を働きかけます。
	子育て中の職員	3歳未満の子どもを養育している男性職員は、「育児参加プラン」を参考にし、休暇計画表も活用して、育児休業などを積極的に取得するよう努めます。
代替要員の確保	人事担当	育児休業中の職員の代替要員の確保のため、任期付職員等の配置を十分検討したうえで、適切な人員の確保を図ります。また、休業に入る前に一定の引継ぎ期間を確保し、職員が安心して休業に入れるように努めます。
	所属長	職員が育児休業を取得することになった場合は、業務に支障がないように、代替要員の確保や業務分担の見直しを検討するなどして、職員が安心して育児休業を取得しやすい職場環境をつくります。
育児に関するハラスメントの防止	人事担当	育児に関する制度を利用させないようにするなどの行為は、ハラスメントに該当すること職員に周知します。

数値目標

指標		平成25年度実績(市職員)	令和元年度目標値	現状値(令和元年度市職員)	令和7年度目標値
育児休業の取得率	男性職員	0%	10%	10.53%	15% 
	女性職員	100%	100%を維持	100%	100%を維持 

※会計年度任用職員を除く

(参考) 男性職員の育児休業取得例

1 妻とともに育児休業を取得する場合

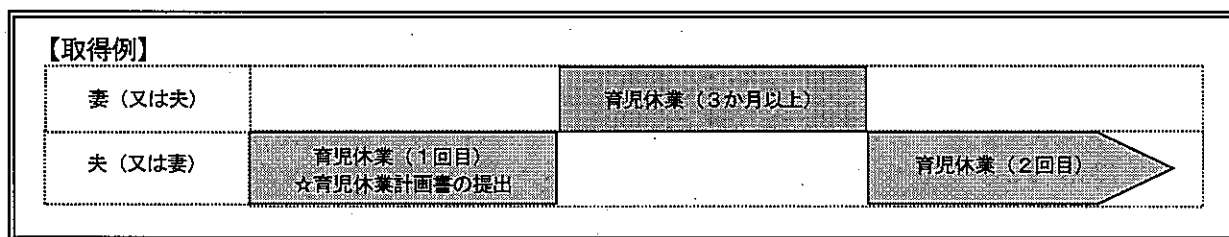
男性職員は、妻が就業しているかどうかにかかわらず、子どもが1歳2か月に達するまでの間に、1年まで、子どもの養育のための育児休業を取得することができます。



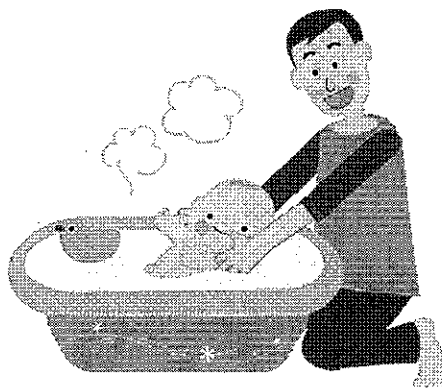
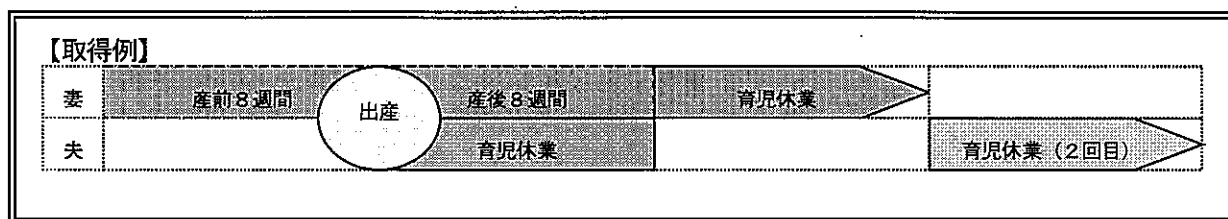
2 再度の育児休業を取得する場合

(1) 両親が育児休業等により交互に子どもを養育する場合は、次の要件を満たすことによって、再度の育児休業を取得することができます。

- ① 当初の育児休業請求の際、あらかじめ育児休業計画書を提出すること
- ② 職員の育児休業終了後、引き続き配偶者が育児休業等により3か月以上子どもを養育すること



(2) 男性職員は妻の産後期間（8週間）内に育児休業を取得した場合、特例として再度育児休業を取得することができます。



(2) 育児休業からの円滑な復帰

現状と課題

職員アンケートによると、育児休業の取得を促進するために取り組むことが必要と思う事項のうち、復職に係る選択肢としては、「職場復帰時の研修等の支援」、「休業者に対する職場の状況に関する情報提供」という回答が多くありました。

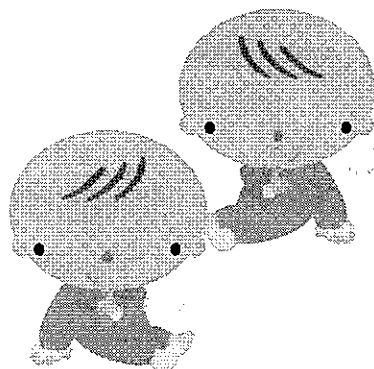
育児休業中は職場から離れていますので、孤独に感じたり、「職務復帰してもついていけないのではないか」と不安になりがちです。また、職務復帰後も、業務に慣れるのに時間がかかるうえ、子どもの急病などにも対応しなければなりません。

仕事と子育てを両立することへの不安を和らげ、育児休業から円滑に職務復帰することができる職場環境の整備が必要です。

職員が安心して育児休業から職務復帰することができる職場環境の整備に努めます。

取組み

取組み	実施者	実施内容
育児休業期間中の情報提供	所属長・周囲の職員	育児休業中の職員に、電話やメール等で最近の業務の状況を知らせるとともに、育児休業中の職員が職場に連絡をしやすいようなメッセージを送ります。
	子育て中の職員	育児休業中の職員は、積極的に職場に電話等で連絡をしたり、市のホームページを見たりして、業務の状況の把握に努めます。
育児交流会の実施	人事担当	育児休業中の職員が交流できる場を設け、休業中の職場の状況についての情報提供、休業中の職員間の情報交換及び復職する際の不安の解消に努めます。
育児休業中及び職務復帰時の職場研修	所属長	育児休業中の職員に対し、パソコン研修や全職員を対象にした研修の案内を行います。また、職務復帰時に担当業務の最新状況や事務分担等を確認しながら必要な知識を学べるよう職場研修を実施します。
職務復帰後の支援	所属長・周囲の職員	育児休業からの職務復帰直後は仕事と子育ての両立のための最も大切な時期であるため、事務分担等についてよく検討し、職場全体でサポートします。
子育てアドバイザー	人事担当	子育て経験があり、仕事と子育ての両立を支援してあげたいという職員に「子育てアドバイザー」をお願いして、相談体制をつくります。



(3) 育児短時間勤務、部分休業の取得

現状と課題

職員アンケートによると、育児短時間勤務又は部分休業制度の利用について、子どもを養育したことがない職員の約3分の2が「利用したい」と回答していますが、制度を利用する際に障害となった（なると思われる）事項について「業務の遂行に支障が出ないように引き継ぐこと」、「自分の仕事をカバーできないこと」という回答が多くありました。

制度を利用する際に不安と感じる職員が多いことから、仕事と子育てを両立することへの不安を和らげ、安心して育児短時間勤務や部分休業を取得することができる職場環境の整備が必要です。

目標

育児短時間勤務や部分休業を取得しやすい職場環境の整備に努めます。

取組み

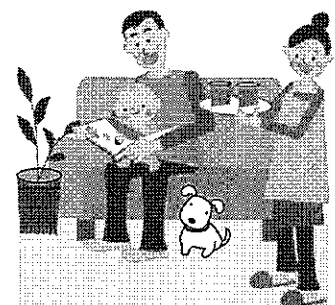
取組み	実施者	実施内容
育児短時間、部分休業体験談等の紹介	人事担当	育児短時間勤務や部分休業取得経験者の体験談等をまとめた資料を紹介します。
育児短時間勤務や部分休業の取得の促進	所属長	育児短時間勤務や部分休業の取得について周知するとともに利用又は取得を促します。
代替要員の確保	人事担当	育児休業中の職員の代替要員の確保のため、任期付職員等の配置も含め、適切な人員の確保を図ります。また、休業に入る前に一定の引継ぎ期間を確保し、職員が安心して休業に入れるように努めます。
	所属長	職員が育児短時間勤務を取得することになった場合は、業務に支障が出ないように、会計年度任用職員の任用など代替要員の確保や業務分担の見直しを検討するなどして、職員が安心して取得しやすい職場環境をつくります。
業務の削減、合理化	所属長・全職員	業務の削減も含め、課内で業務の見直しを実施し、仕事の効率化に努めます。また、課内・係内で業務を共有化（マニュアル化）することで特定の職員に業務が偏らない環境作りに努めます。
職員間の声かけ	周囲の職員	課内・係内でのコミュニケーション（退勤時間を過ぎている時の声かけ等）を積極的にとることで、育児短時間勤務や部分休業取得者が働きやすい環境作りに努めます。

※ 育児短時間勤務とは

長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるよう創設された育児のための短時間勤務制度で、本市では平成20年4月1日から導入されました（教職員は勤務時間、パターンが異なります）。

※ 部分休業とは

育児のために1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。



5 保育施設の設置等

現状と課題

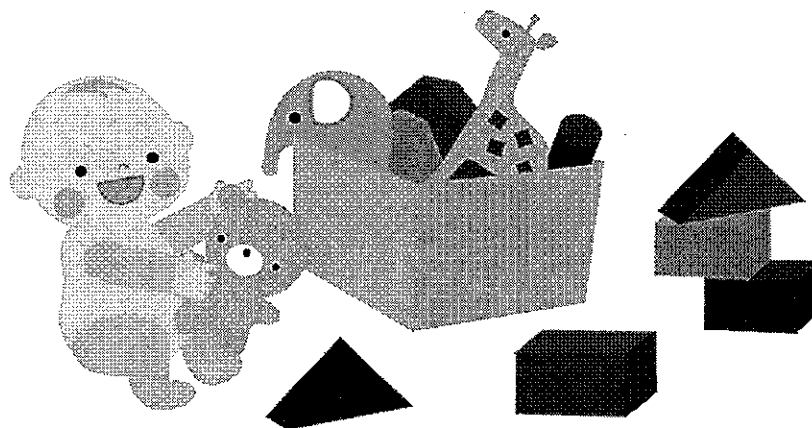
職員アンケートによると、職員用託児施設の設置について67.9%（前回調査：71.5%）の職員が必要と回答しており、必要ないと回答した職員26.8%（前回調査：26.8%）を大きく上回っています。

しかしながら、就学前の子を養育している職員の意向からは、ぜひ利用したいと回答した職員は5.2%（前回調査：4.6%）にとどまり、就学前の子がいるが、利用しないと思うと回答した職員9.4%（前回調査：7.4%）を下回っています。また、就学前の子がおり、条件が合えば利用したいと回答した職員9.7%（前回調査：6.6%）を足しても14.9%（前回調査：11.2%）という結果になっています。

設置場所や利用料など検討すべき課題が多くあるため、すぐには結論が出ない状況です。

取組み

市が直営で保育施設を設置することは難しい状況ですが、民間託児施設への委託等により、職員が育児に不安を抱くことなく業務に専念できる環境整備について引続き検討します。



6 時間外勤務の縮減

現状と課題

これまでの計画において、1年間の時間外勤務時間数が360時間を超えない職員の割合の目標値を100%としてきましたが、達成には至っていないのが現状です。

職員アンケートによると、時間外勤務を減らすために効果的と思う取組みについて「事務の簡素化・合理化」、「適切な事務の分配」、「時間外勤務を減らす職場全体の雰囲気づくり」という回答が多くありました。

早期帰宅により、子どもとふれあう時間の確保やワーク・ライフ・バランスを推進すること、また、時間外勤務は、本来、臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるということを再認識することが職場全体及び職員1人ひとりに必要です。

目標

子育て中の職員だけでなく、職場を挙げて時間外勤務の縮減に努めます。

取組み

取組み	実施者	実施内容
業務の削減、合理化	所属長	事業等の実施の際には、目的、効果、必要性等について十分検討のうえ実施し、また、簡素合理化できるものは簡素合理化し、廃止できるものは廃止するよう努めます。 また、職員に時間外勤務を命令する場合は、必ず事前にその内容や時間について確認するとともに、実績及び成果を確認し、無駄な時間外勤務がないか管理を徹底します。
	全職員	職員一人ひとりが業務の効率的な遂行に努めます。
	所属長・全職員	定例・恒常的な業務については、マニュアルを作成するなど効率化に努めます。 また、会議・打合せについては、職員ポータルを活用したり、会議・打合せを行う場合は会議資料を事前に配布するなど、短時間で効率よく行うよう努めます。
時間外勤務縮減のための意識啓発	人事担当	時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を把握して、所属長に時間外勤務縮減の対応を求める等、時間外勤務に関する認識を徹底します。
	人事担当	7月から9月までの3か月間を「ワーク・ライフ・バランス推進強化月間」とし、時間外勤務の適正化を推進します。
	人事担当	四半期毎に「時間外勤務の見える化」を職員ポータルに掲示し、時間外勤務の適正化を図ります。
	所属長	1年間の業務の繁閑状況を常に把握し、業務の適切な配分と計画的な遂行をマネジメントし、時間外勤務の事前命令や実績確認を徹底します。 また、時間外勤務の多い職員に対しては、業務分担の見直しや健康管理に特に気を配るように配慮します。
	全職員	日頃の仕事において、事務の簡素合理化やメリハリのある業務遂行に努めます。
定時退庁日の徹底	人事担当	早期退庁促進のため実施している毎週水曜日の定時退庁日「ノー残業デー」、毎月第3水曜日の「全庁一斉ノー残業デー」、各課での「プラスワンデー」を引き続き実施し、館内放送による呼びかけ、職場内巡視を行います。

	所属長	職員の手本となるよう自ら早期に帰宅します。 また、時間外勤務をせざるを得ない場合にも、他の職員が帰宅しやすい雰囲気づくりに努めます。 さらに、各所属単位でのノー残業デーを実施して、早く退庁する習慣づけを行います。
長時間時間外勤務者の健康管理	人事担当	長時間の時間外勤務による職員の健康への影響を未然に防止するため、月100時間を超える時間外勤務を行った職員は、産業医による面接による保健指導を行うとともに、月80時間を超える時間外勤務を行った職員についても、アンケート調査を行いその結果を産業医に報告し、必要に応じて面接による保健指導を行います。

なお、市役所、保育園、消防署、小中学校など、それぞれの職場の業務に違いはありますが、それぞれの職場の状況に応じて、早期に帰宅することができるよう業務の効率的な遂行に努めます。

数値目標

指 標	平成25年度 実績(市職員)	令和元年度 目標値	現 状 値 (令和元年度市職員)	令和7年度 目標値
1年間の時間外勤務時間数が 360時間を超えない職員の割合	94.4%	100%	96.8%	100% ➡

※360時間・・・労働基準法に定められた、時間外勤務の1年間の限度時間

7 年次休暇の取得の促進

現状と課題

職員アンケートによると、年次休暇を取得することについて「ためらいを感じる」という割合が75.8%（前回調査：77.8%）と高くなっています。また、休暇の取得を促進するために取り組むことが必要と思う事項について「業務遂行体制の工夫・見直し」、「職場の意識改革」、「学校行事への参加等のための休暇の取得促進」という回答が多くありました。

職場、職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、子どもとの交流の機会を充実させるために年次休暇の取得の促進が必要です。職場全体で、休暇を取得しやすい環境づくりを行っていくことは、ワーク・ライフ・バランスを保つために大変重要なことです。

目標

子育て中の職員だけでなく、職場を挙げて年次休暇の取得の促進に努めます。

取組み

取組み	実施者	実施内容
休暇計画表の作成	所属長	各所属において、年間のスケジュールを示すとともに、休暇計画表を作成します。
	全職員	休暇計画の取得目標を月1日以上とし、その取得に努めるとともに、休暇計画表や職員ポータル等により休暇計画の予定や業務に関する情報等を共有し、相互に休暇計画が取得しやすくなるような職場環境づくりに努めます。
休暇を円滑に取得できる環境の整備	所属長	職員が休暇を取得した際に、業務に支障が出ないように、他の職員が業務の代わりができる環境を整え、休暇を取得しやすい雰囲気を作ります。
休暇取得の促進	全職員	例えば、次のような時に年次休暇を取得するよう努めます。 （例）子どもの予防接種、健康診断 入学式、卒業式、授業参観、学芸会、運動会などの学校行事やPTA活動 家族の誕生日、結婚記念日 ゴールデンウィーク中 子どもの春休み、夏休み、冬休み 年末年始の前後 月曜日や金曜日（土日と組み合わせた、ハッピーマンデー・ハッピーフライデー）
連続休暇の取得の促進	全職員	例えば、次のような時に年次休暇・特別休暇を利用し、連続休暇を取得するよう努めます。 （例）勤続10年等の節目にリフレッシュ休暇

数値目標

指標	平成25年度実績（市職員）	令和元年度目標値	現状値（令和元年度市職員）	令和7年度目標値
年次休暇の平均取得日数	9.3日	13日 （平成25年から40%増）	11.2日	14日 （令和元年から25%増）

※会計年度任用職員を除く

8 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

現状と課題

小学校就学の始期に達するまでの子どもが病気等の場合にその看護を行うため、年間5日間の特別休暇を取得することができます。

また、子どもが2人以上の場合には年間10日間の特別休暇を取得することができます。

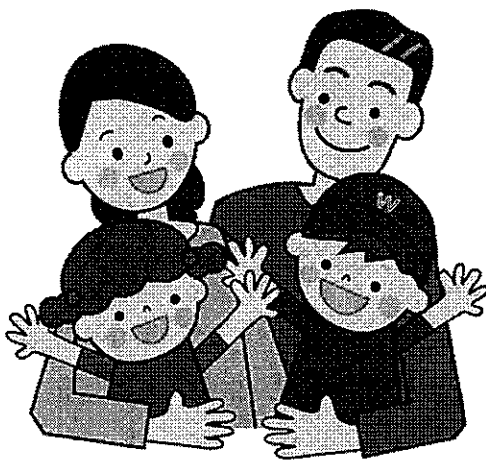
アンケートによると、子どもの看護のために特別休暇を取得したいと思う回答が多くなっていますので、引続き制度の周知徹底を図るとともに、特別休暇を円滑に取得できる環境の整備が必要です。

目標

子育て中の職員が子どもの看護のための特別休暇の取得できるよう、職場を挙げて支援に努めます。

取組み

取組み	実施者	実施内容
子どもの看護のための特別休暇を円滑に取得できる環境の整備	子育て中の職員	子どもの病気の際には、子どもの看護のための特別休暇を活用して休暇を取得するよう努めます。 また、急な休暇でも困らないよう、日頃から周囲の職員とコミュニケーションを図るよう努めます。
	全職員	子どもの突発的な病気の際には、子育て中の職員が休暇を取得できるよう、職場全体で支援します。



9 その他の次世代育成支援対策

(1) 子育てバリアフリーの促進

現状と課題

外部からの利用者の多い市の施設においては、乳幼児と一緒に利用できるトイレや授乳室の設置など、子どもを連れた人が安心して利用できるよう、環境の整備を行っています。

今後も、より一層の環境の整備が必要です。



子どもを連れた人が安心して利用できる環境の整備に努めます。

取組み

取組み	実施者	実施内容
子育てバリアフリーの促進	所属長	施設管理を担当する所属の所属長は、施設利用者等の実情を勘案して、改修等の機会に併せ、乳幼児と一緒に利用できるトイレ内におけるベビーシートやベビーキープ、授乳スペース、施設内のベビーカー等の整備・設置等を行うよう検討します。
	全職員	また、子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切、丁寧な対応等のソフト面でのバリアフリーの取組みを推進するため、職員への指導等を適宜行います。 日頃から親切、丁寧な対応等を率先して行います。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動等

現状と課題

地域においては、子ども・子育てに関する様々な地域活動があります。

また、尾張旭市も含め、全国の地方公共団体は、地域の次世代育成支援のための地域行動計画を策定し、地域活動の支援を行っています。

職員が、一住民として、これらの地域活動やボランティア活動へ参加しやすい環境を整備することで、ワーク・ライフ・バランスを実現するための第一歩とする必要があります。

目標

職員が、子ども・子育てに関する地域活動に参加できるよう、職場を挙げて支援に努めます。

取組み

取組み	実施者	実施内容
子ども・子育てに関する地域貢献活動	全職員	地域の子ども・子育てに関する活動に、機会を捉えて積極的に参加するよう努めます。
	所属長	職員が地域活動に参加しやすい職場の雰囲気を作ります。
ボランティア休暇を円滑に取得できる環境の整備	人事担当	ボランティア休暇について制度を周知するとともに取得を促します。
	全職員	職員が安心してボランティア休暇を取得できるような職場環境を作ります。

10 女性職員の活躍促進に向けた取組

現状と課題

職員アンケートによると、子育てを行う女性職員が働きにくいと感じる大きな要因として、「時間外勤務が多いこと」（75.3%）、「急な休みが取れない（取りにくい）こと」（72.7%）、「業務の都合を優先しなければならないこと」（68.2%）が多く選択されています。

また、子育てを行う女性職員の活躍促進のために有効だと思うものとしては、「育児休業を取得する女性職員向けのキャリア形成支援」（45.5%）が最も多く、次いで「職域拡大等による女性職員への多様な職務機会の付与」（33.7%）、「管理職や上司を対象とした女性職員の活躍促進に向けた意識啓発や研修」（29.6%）の順に選択されています。

女性が活躍できる職場環境を整えるためには、時間外勤務の縮減や休暇取得の促進とあわせて、女性職員向けのキャリア形成支援や職務拡大等による多様な職務機会の付与が必要です。

女性活躍推進法の規定による事業主行動計画策定指針に基づく本市の状況把握は以下のとおりです。

※（ ）の数値は前期計画策定時（平成27年）の状況です。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合【令和2年4月1日採用】

60.9%（46.4%）

※専門職（消防士、保健師、保育士）を除いた場合は、62.5%（37.5%）

※現在籍職員に占める女性職員の割合は、45.0%（40.7%）

(2) 男女別の平均継続勤務年数【令和2年4月1日現在】

男性職員 15.9年（16.9年）

女性職員 12.2年（12.3年）

(3) 職員一人当たりの各月ごとの時間外勤務時間【令和元年度実績】

平均10.63時間（平均11.88時間）

※時間外勤務（360時間／年）を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数
15人（他律的な業務の比重の高い部署6名含む。）（41人）

(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合【令和2年4月1日現在】

課長級以上の職員において 20.3%（13.8%）

(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合及びその伸び率

役職	女性職員の割合 【H29. 4. 1現在】	女性職員の割合 【R2. 4. 1現在】	伸び率
部長・部次長級	5.9%	12.5%	6.6 _増
課長級	20.4%	22.6%	2.2 _増
課長補佐級	34.7%	38.8%	4.1 _増
係長級	41.0%	40.5%	0.5 _減

(6) 男性の出産介助及び育児参加のための休暇取得率及び合計取得日数の分布状況【令和元年度実績】

94.7%（子どもの出生時における男性職員の5日以上休暇取得率）（72.7%）

※合計取得日数が、1日以上5日未満の割合 5.2%

5日以上10日未満の割合 47.4%

10日以上の割合 47.4%

(7) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況【令和元年実績】

男性職員 10.5% (9.1%)

女性職員 100.0% (100.0%)

※男性職員の取得期間が5日未満の割合 0%

5日以上15日未満の割合 50%

15日以上30日未満の割合 0%

30日以上60日未満の割合 50%

※女性職員の取得期間が1か月以上6か月未満の割合 6.6%

6か月以上1年未満の割合 0%

1年以上2年未満の割合 26.7%

2年以上の割合 66.7%

(8) セクシュアルハラスメント等対策の整備状況

「尾張旭市職員の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」及び「職場におけるハラスメント防止に関する指針」を整備し、職員向けの「ハラスメント研修」や職員ポータルへの掲載を通じて、制度の周知を図っている。

女性職員が子育てしやすく、働きやすく、活躍促進できる職場環境の整備に努めます。

取組み

取組み	実施者	実施内容
積極的な管理職への女性職員の登用	人事担当	将来的な女性管理職への登用を想定しながらこれまで以上に意識的に行う。また、男女関係なく、意欲や能力に応じて昇進するという職場の雰囲気づくりに取り組みます。
女性職員を対象とした活躍促進のための研修の実施	人事担当	女性職員が自らの経歴・経験を考える機会を提供し、更なる意欲喚起を図り、能力発揮を支援します。
職場での幅広い職務機会の付与	所属長	管理監督者が職務の経験を通じた育成の必要性を意識し、女性に幅広い職務機会を付与します。
職員へのキャリア形成支援	人事担当・全職員	職員同士が気軽に情報交換できる場を提供し、キャリアアップに関する「不安・悩み」を解消できる環境の整備を図ります。(例) ランチミーティング

数値目標

(各年度4月1日現在)

指標	平成27年度実績	令和2年度目標値	現状値 (令和2年度)	令和7年度目標値
課長級以上の管理的地位にある女性職員の割合	13.8%	18%	20.3%	22% ➡
部長・部次長級以上の女性職員の割合	6.7%	12%	12.5%	18% ➡
課長級の女性職員の割合	16.0%	20%	22.6%	25% ➡
課長補佐級の女性職員の割合	33.3%	35%	38.8%	40% ➡
係長級の女性職員の割合	32.9%	35%	40.5%	45% ➡

◎特定事業主行動計画（後期計画）の策定経過

1 特定事業主行動計画策定・推進委員会の検討経過

区分	実施年月日	検討・実施内容
令和元年度第1回委員会	令和元年 6月22日	後期計画の方針、スケジュール等確認
アンケート調査の実施	令和元年10月29日 ～11月11日	全職員及び県費負担教職員を対象
令和元年度第2回委員会	令和2年 2月21日	アンケート調査結果、後期計画策定への意見
アンケート調査結果報告	令和2年 3月17日	全職員に報告
令和2年度第1回委員会	令和2年 7月14日	後期計画案の確認、後期計画案の決定
計画案報告	令和2年 月 日	委員会から市長はじめ各任命権者へ報告
計画策定	令和2年 月 日	

2 特定事業主行動計画策定・推進委員会名簿

(1) 委員会委員（令和元年度）

区分	所属	職名	氏名
委員長	企画部	部長	若杉 博之
副委員長	こども子育て部	部長	阿部 智晶
委員	監査委員事務局	事務局長	梅本 宣孝
委員	尾張旭市長久手市衛生組合	事務長	水野 千賀志
委員	総務部総務課	課長	大内 裕之
委員	総務部行政経営課	課長	鈴木 清貴
委員	市民生活部市民活動課	主幹	西尾 頼子
委員	市民生活部産業課	課長	佐藤 嘉彦
委員	こども子育て部保育課	指導保育士	松本 真理子
委員	消防本部消防総務課	課長	佐藤 元昭
委員	教育委員会生涯学習課	課長	坂田 みどり
委員	議会事務局議事課	課長	森下 克俊

(2) 委員会委員（令和2年度）

区分	所属	職名	氏名
委員長	企画部	部長	若杉 博之
副委員長	こども子育て部	部長	阿部 智晶
委員	監査委員事務局	事務局長	松野 宏美
委員	尾張旭市長久手市衛生組合	事務長	水野 千賀志
委員	総務部総務課	課長	大内 裕之
委員	総務部行政経営課	課長	鈴木 清貴
委員	市民生活部市民活動課	主幹	塩田 駒子
委員	市民生活部産業課	主幹	山崎 力
委員	こども子育て部保育課	指導保育士	松本 真理子
委員	消防本部消防総務課	課長	田中 健一
委員	教育委員会生涯学習課	課長	坂田 みどり
委員	議会事務局議事課	課長	加藤 秀樹

(3) 事務局（令和2年度）

所属	職名	氏名
企画部人事課	課長	松原 芳宣
企画部人事課	課長補佐	山本 慎平
企画部人事課給与厚生係	係長	青山 剛士
企画部人事課給与厚生係	主事	奈良 百合恵

3 特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱

尾張旭市特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項に規定する特定事業主行動計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項に規定する特定事業主行動計画の策定等を行うため、尾張旭市特定事業主行動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定及び推進に関すること
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は委員会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会は、第2条各号に掲げる所掌事務について、調査検討等を行わせるため、委員会の下にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、会長及び構成員をもって組織する。
- 3 会長は、構成員の互選により定める。
- 4 構成員は、職員10名程度をもって組織する。
- 5 ワーキンググループの会議は、会長が招集し、議長となる。
- 6 会長は、ワーキンググループが行った調査検討結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会、ワーキンググループの庶務は、企画部人事課において処理する。

(報告)

第8条 委員長は、委員会が行った調査審議結果を市長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

※別表は省略



第 18 号議案

令和 2 年度一般会計補正予算（9 月）に関する意見の申出について
尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和 55 年教育委員会規則第 6 号）第 3
条第 1 項第 9 号の規定に基づき、委員会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 19 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、令和 2 年度 7 月補正予算調整後さらに調整する必要
があるからである。

令和2年度教育費予算目別集計表

【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		9月補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
14 使用料及び手数料	1 使用料	8 教育使用料	23,882	0	23,882		23,882
15 国庫支出金	2 国庫補助金	6 教育費国庫補助金	2,644	23,050	25,694	△ 3,919	21,775
16 県支出金	2 県補助金	7 教育費県補助金	6,548	4,125	10,673		10,673
	3 県委託金	5 教育費委託金	119	0	119	△ 110	9
17 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	558	0	558		558
		2 利子及び配当金	1	0	1		1
18 寄附金	1 寄附金	1 寄附金	509	0	509		509
19 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	0	0	0		0
21 諸収入	5 雑入	1 雑入	369,980	△ 21,850	348,130	△ 2,976	345,154
22 市債	1 市債	2 教育債	59,000	0	59,000		59,000
計			463,241	5,325	468,566	△ 7,005	461,561

【歳出】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		9月補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	2,690	0	2,690	△ 112	2,578
		2 事務局費	569,053	7,058	576,111		576,111
		3 教育振興費	133,822	3,360	137,182	△ 4,875	132,307
	2 小学校費	1 学校管理費	302,718	254,450	557,168	5,283	562,451
		2 教育振興費	93,941	10,500	104,441	17,000	121,441
	3 中学校費	1 学校管理費	143,779	101,850	245,629	5,000	250,629
		2 教育振興費	68,028	3,500	71,528	16,590	88,118
	4 給食センター費	1 給食センター費	597,706	4,881	602,587	835	603,422
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	10,430	0	10,430	820	11,250
		2 社会教育振興費	5,559	0	5,559	△ 1,675	3,884
		3 公民館費	125,395	4,000	129,395	△ 334	129,061
		4 図書館費	36,962	160	37,122	△ 179	36,943
		5 文化財保護費	26,091	0	26,091	△ 1,092	24,999
		6 文化会館費	69,243	50	69,293		69,293
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	10,375	0	10,375	△ 100	10,275
		2 体育施設管理費	96,618	520	97,138		97,138
13 諸支出金	1 諸費	1 過年度収入還付金	20	0	20		20
計			2,292,430	390,329	2,682,759	37,161	2,719,920

歳入予算明細書

15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 6目 教育費国庫補助金 (単位 千円)

節	補正額	説明	明
1 小学校費補助金	△2,075	学校保健特別対策事業費補助金 [13,000 ⇒ 9,066] 教育支援体制整備事業費補助金 [0 ⇒ 1,859]	△3,934 1,859
2 中学校費補助金	△1,844	学校保健特別対策事業費補助金 [5,250 ⇒ 3,406]	△1,844
計	△3,919		

16款 県支出金 3項 県委託金 5目 教育費委託金 (単位 千円)

節	補正額	説明	明
2 中学校費補助金	△110	魅力あるあいちキャリアプロジェクト推進 事業委託金 [110 ⇒ 0]	△110
計	△110		

21款 諸収入 5項 雑入 1目 雑入 (単位 千円)

節	補正額	説明	明
12 講座等参加料収入	△876	公民館講座参加料 [3,511 ⇒ 2,851] 成人大学講座参加料 [432 ⇒ 216]	△660 △216
22 雑入	△2,100	自治総合センターコミュニティ助成金 [0 ⇒ 900] 自治体国際化協会助成金 [3,000 ⇒ 0]	900 △3,000
計	△2,976		

歳出予算明細書

10款 教育費	1項 教育総務費	1目 教育委員会費	(単位 千円)
節	補正額	説明	明
8 旅費	△90	教育委員会運営事業	△112
18 負担金、補助及 交付金	△22	普通旅費 [143 ⇒ 53] 研修等参加負担金 [22 ⇒ 0]	△90 △22
計	△112		

10款 教育費	1項 教育総務費	3目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説明	明
7 報償費	△127	学校体育支援事業	△577
12 委託料	△4,298	報償費	△127
18 負担金、補助及 交付金	△450	[127 ⇒ 0] 県中小学校体育連盟等負担金 [674 ⇒ 224] 市制50周年記念フレンドシップ事業 フレンドシップ事業委託料 [6,000 ⇒ 0] 学校運営支援員等派遣事業 学校運営支援業務等委託料 [6,000 ⇒ 7,702]	△450 △6,000 △6,000 1,702 1,702
計	△4,875		

10款 教育費	2項 小学校費	1目 学校管理費	(単位 千円)
節	補正額	説明	明
12 委託料	1,783	新型コロナウイルス対策事業	3,500
17 備品購入費	3,500	校用備品購入費 [3,500 ⇒ 7,000] 小学校施設保守修繕事業 プール清掃委託料 [500 ⇒ 283] 小学校施設維持運営事業 公共ごみ収集委託料 [3,125 ⇒ 5,125]	3,500 △217 △217 2,000 2,000
計	5,283		

10款 教育費	2項 小学校費	2目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説明	明
18 負担金、補助及 交付金	17,000	新型コロナウイルス対策事業 修学旅行等キャンセル料補助金 [0 ⇒ 17,000]	17,000 17,000
計	17,000		

10款 教育費	3項 中学校費	1目 学校管理費	(単位 千円)
節	補正額	説明	明
10 需用費	2,500	新型コロナウイルス対策事業	1,500
12 委託料	1,000	校用備品購入費	1,500
17 備品購入費	1,500	[1,500 ⇒ 3,000] 中学校施設保守修繕事業 施設修繕料 [11,000 ⇒ 13,500] 中学校施設維持運営事業 公共ごみ収集委託料 [1,465 ⇒ 2,465]	2,500 2,500 1,000 1,000
計	5,000		

10款 教育費	3項 中学校費	2目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説明	
12 委託料	△110	新型コロナウイルス対策事業	21,000
18 負担金、補助及 交付金	16,700	修学旅行等キャンセル料補助金 [0 ⇒ 21,000]	21,000
		中学生海外研修事業 中学生海外研修事業負担金 [4,300 ⇒ 0]	△4,300 △4,300
		学習支援事業（中学校） 魅力あるあいちキャリアプロジェクト推進 事業委託料 [110 ⇒ 0]	△110 △110
計	16,590		

10款 教育費	4項 給食センター費	1目 給食センター費	(単位 千円)
節	補正額	説明	
12 委託料	472	学校給食センター事業	363
17 備品購入費	363	施設用備品購入費 [530 ⇒ 893]	363
		学校給食センター維持管理事業 給食廃棄物収集運搬委託料 [1,619 ⇒ 2,091]	472 472
計	835		

10款 教育費	5項 社会教育費	1目 社会教育総務費	(単位 千円)
節	補正額	説明	
1 報酬	△160	家庭教育・地域教育推進事業	△220
7 報償費	△670	家庭教育学級講師謝礼 [540 ⇒ 320]	△220
10 需用費	222		
11 役務費	65	社会教育委員設置事業	△190
12 委託料	767	社会教育委員報酬	△160
17 備品購入費	△274	[352 ⇒ 192]	
18 負担金、補助及 交付金	870	研修等参加負担金 [30 ⇒ 0]	△30
		成人大学講座開催事業 成人大学講座講師謝礼 [900 ⇒ 450]	△450 △450
		新成人の集い開催事業 新成人の集い名簿作成等電算事務委託料 [200 ⇒ 255]	955 55
		新成人の集い催物負担金（新型コロナウイルス対策分） [0 ⇒ 900]	900
		生涯学習フェスティバル開催事業 印刷製本費 [0 ⇒ 222]	999 222
		看板作成手数料 [0 ⇒ 65]	65
		イベントステージ開催委託料 [0 ⇒ 712]	712
		文化スポーツ課庶務事務 公用車購入費 [1,000 ⇒ 726]	△274 △274
計	820		

10款 教育費	5項 社会教育費	2目 社会教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説明	明
7 報償費	△30	社会教育団体等支援事業	△1,675
12 委託料	△1,445	市民音楽祭小中学生出演記念品	△30
13 使用料及び賃借料	△200	[30 ⇒ 0]	
		市民文化祭委託料	△1,400
		[2,220 ⇒ 820]	
		市民音楽祭楽器運搬委託料	△45
		[45 ⇒ 0]	
		自動車借上料	△200
		[200 ⇒ 0]	
計	△1,675		

10款 教育費	5項 社会教育費	3目 公民館費	(単位 千円)
節	補正額	説明	明
7 報償費	△660	公民館講座開催事業	△660
12 委託料	326	公民館講座講師謝礼	△660
		[3,260 ⇒ 2,600]	
		公民館維持管理事業	326
		浄化槽清掃委託料	326
		[0 ⇒ 326]	
計	△334		

10款 教育費	5項 社会教育費	4目 図書館費	(単位 千円)
節	補正額	説明	明
17 備品購入費	△179	図書館庶務事業	△179
		公用車購入費	△179
		[900 ⇒ 721]	
計	△179		

10款 教育費	5項 社会教育費	5目 文化財保護費	(単位 千円)
節	補正額	説明	明
7 報償費	△110	史跡等保存公開事業	△100
12 委託料	△883	史跡めぐり講師謝礼	△50
13 使用料及び賃借料	△99	[100 ⇒ 50]	
		マメナシ・アイナシ自生地講座講師謝礼	△50
		[50 ⇒ 0]	
		どうだん亭維持管理事業	△992
		一般公開呈茶ボランティア謝礼	△10
		[30 ⇒ 20]	
		一般公開受付事務・駐車場整理委託料	△133
		[283 ⇒ 150]	
		一般公開交通整理委託料	△750
		[1,950 ⇒ 1,200]	
		仮設トイレ借上料	△99
		[231 ⇒ 132]	
計	△1,092		

10款 教育費 6項 保健体育費 1目 保健体育総務費 (単位 千円)

節	補正額	説明	明
7 報償費	△40	社会体育振興事業	△100
10 需用費	△30	聖火フェスティバル協力者謝礼	△40
17 備品購入費	△30	[40 ⇒ 0]	
		消耗品費	△20
		[20 ⇒ 0]	
		燃料費	△10
		[10 ⇒ 0]	
		社会体育用備品購入費	△30
		[30 ⇒ 0]	
計	△100		

繰越明許費明細書

10款 教育費 5項 社会教育費 4目 図書館費 (単位 千円)

事業名	金額	内 容
読書奨励事業	399	怪談話講師謝礼10千円 50周年事業用消耗品費130千円 科学実験教室開催委託料259千円
計	399	

10款 教育費 5項 社会教育費 5目 文化財保護費 (単位 千円)

事業名	金額	内 容
史跡等保存公開事業	2,500	特別企画展開催委託料2,500千円
計	2,500	

債務負担行為明細書

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
給食費徴収システム整備事業	令和2年度から 令和3年度まで	14,000

第 19 号議案

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和 55 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、別記のとおり令和元年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について付議するものとする。

令和 2 年 8 月 19 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるからである。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の結果に関する報告書

(令和元年度分)

令和2年8月

尾張旭市教育委員会

目 次

1	点検及び評価	1
2	教育委員会の組織	2
3	教育委員会の分掌事務	3～5
4	教育委員会の基本方針	6・7
5	教育委員会の施策	8・9
6	学識経験者の意見	10～18
7	点検及び評価の結果	
(1)	教育行政課	19・20
(2)	学校給食センター	21
(3)	生涯学習課	22
(4)	図書館	23
(5)	文化スポーツ課	24・25

別添資料「点検評価シート」

1 点検及び評価

(1) 点検及び評価の趣旨

点検及び評価の制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が平成20年4月に施行されたことにより実施されることとなりました。これは、教育委員会の責任体制の明確化の一つとして、同法第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、下記のとおり点検及び評価を実施し、その結果に関する報告書を議会へ提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資すること、市民への説明責任を果たすことを目的としています。

(2) 点検及び評価の対象事業

本年の点検及び評価の対象事業は、前年度である令和元年度において実施した尾張旭市教育振興基本計画の事務事業のうち、主要な50事業としました。

なお、点検及び評価の方法については、教育振興基本計画に掲げる成果指標及び個別事業の点検評価シートを作成するとともに、第五次総合計画においてその進行管理のために導入しています行政評価システムを活用し、担当課「教育行政課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、文化スポーツ課」ごとに事務事業の点検評価シートを作成し、点検及び評価を実施しました。

(3) 学識経験者からの意見聴取

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、点検及び評価を行うにあたり、以下の学識経験者から意見を聴取しました。

(敬称略)

氏 名	職 歴
山 田 俊 樹	名古屋経営短期大学子ども学科教授
谷 山 れい子	元尾張旭市教育委員
黒 田 博	元尾張旭市社会教育委員

(4) 点検及び評価の経緯

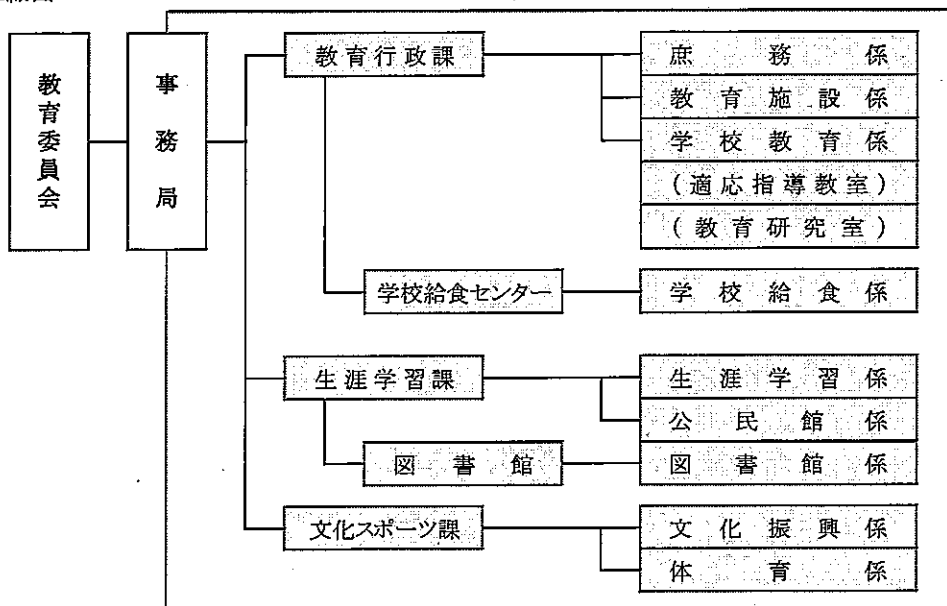
担当課ごとに作成した点検評価シートに基づき、次の日程で、学識経験者から意見を聴取し、点検及び評価の内容を決定しました。

令和2年6月29日	学識経験者からの意見聴取
令和2年7月 1日	学識経験者からの意見聴取
令和2年7月13日まで	学識経験者からの意見聴取
令和2年7月20日	学識経験者からの意見聴取
令和2年8月19日	教育委員会付議

2 教育委員会の組織

教育委員会の組織(令和元年度)

1 組織図



2 教育委員会職員数の状況

職等の区分 所属区分		市 職 員																	県職員（派遣）	合 計		
		行 政 職 員							労務職員	嘱 託 職 員												
		部 長 級	部 次 長 級	課 長 級	課 長 補 佐 級	係 長 級	主 査 級	主 事 級	主 事 補 級	技 能 員	用 務 員	事 務 員	専 任 指 導 員	教 育 研 究 員	公 民 館 主 事	生涯学習アドバイザー	適応指導教室専任指導員	図 書 館 司 書 員			学 芸 員	指 導 主 事
事務局	部 長 ・ 部 次 長 管 理 指 導 主 事	1	1																※1	2		
	教 育 行 政 課			1	5	1	1	4		1	3	2		3			3		※2	24		
	生 涯 学 習 課			1		2	11					2			1	2				19		
	文 化 ス ポ ー ツ 課			1	1	1	1	4	1			1						1		11		
教育機関	学 校 給 食 セ ン タ ー			1		2				1										3	7	
	図 書 館			1	1	2	2	1		1							3			11		
合 計		1	1	5	7	8	15	9	1	2	4	5	0	3	1	2	3	3	1	※3	3	74

※県職員(派遣)再掲:指導主事については、部次長級、課長補佐級。

3 教育委員会の分掌事務

教育行政課

庶務係

- 1 教育委員会の会議及び教育委員会委員に関すること。
- 2 教育委員会規則等の制定又は改廃の総括に関すること。
- 3 教育委員会の告示及び公告に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 事務局の職員の任免その他人事に関すること。
- 6 教育委員会の予算及び決算の総括に関すること。
- 7 教育に係る調査及び統計の総括に関すること。
- 8 要保護及び準要保護の児童及び生徒に係る就学援助に関すること。
- 9 特別支援教育の就学奨励に関すること。
- 10 情報機器その他学校備品に関すること。
- 11 学校用務員等に関すること。
- 12 私立学校(幼稚園を除く。)に関すること。
- 13 教育行政の相談に関すること。
- 14 学校及び学校給食センターの設置、変更及び廃止に関すること。
- 15 通学区域の設定及び変更に関すること。
- 16 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の総括に関すること。
- 17 教育委員会の庶務に関すること。
- 18 課の庶務に関すること。
- 19 その他他の所管に属さない教育委員会の事務に関すること。

教育施設係

- 1 学校施設の整備、営繕及び維持管理に関すること。
- 2 その他教育委員会が所管する施設の営繕(軽微なものを除く。)に関すること。
- 3 教育委員会が所管する施設の整備計画に関すること。

学校教育係

- 1 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- 2 県費負担教職員の任免、懲戒その他進退の内申に関すること。
- 3 県費負担教職員のサービスの監督及び勤務評定に関すること。
- 4 県費負担教職員の資質向上に関すること。
- 5 教科書その他の教材に関すること。
- 6 就学指導に関すること。
- 7 教育相談に関すること。
- 8 教育研究室に関すること。
- 9 適応指導教室に関すること。
- 10 学校評議員に関すること。
- 11 愛日地方教育事務協議会に関すること。
- 12 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。

- 13 通学路に関する事。
- 14 区域外就学及び指定校の変更に関する事。
- 15 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- 16 児童、生徒及び教職員の保健及び安全に関する事。
- 17 教育に係る表彰に関する事。
- 18 その他学校教育に関する事。

学校給食センター

学校給食係

- 1 給食調理に関する事。
- 2 給食の配送に関する事。
- 3 学校給食運営委員会に関する事。
- 4 学校給食センターの運営及び管理に関する事。
- 5 学校給食センターを活用した食育の推進に関する事。
- 6 学校給食費に関する事。
- 7 学校給食物資の選定、調達及び検収に関する事。
- 8 その他学校給食に関する事。

生涯学習課

生涯学習係

- 1 生涯学習の推進及び振興に関する事。
- 2 社会教育委員に関する事。
- 3 青少年及び女性活動に関する事。
- 4 社会教育関係団体の育成に関する事。
- 5 視聴覚教育に関する事。
- 6 その他生涯学習に関する事。
- 7 課の庶務に関する事。

公民館係

- 1 公民館事業の実施及び公民館活動の推進に関する事。
- 2 公民館運営審議会に関する事。
- 3 公民館施設に関する事。
- 4 その他公民館に関する事。

図書館

図書館係

- 1 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する事。
- 2 図書館協議会に関する事。
- 3 図書館活動の推進に関する事。
- 4 図書館の運営及び管理に関する事。
- 5 その他図書館に関する事。

文化スポーツ課

文化振興係

- 1 文化行政の総合企画及び調整に関すること。
- 2 文化芸術の普及及び振興に関すること。
- 3 文化芸術団体の育成に関すること。
- 4 文化事業の支援に関すること。
- 5 文化会館に関すること。
- 6 どうだん亭に関すること。
- 7 文化財の保護に関すること。
- 8 文化財の調査、研究及び保存に関すること。
- 9 文化財保護審議会に関すること。
- 10 歴史民俗資料に関すること。
- 11 市誌に関すること。
- 12 その他文化振興に関すること。

体育係

- 1 スポーツの普及及び振興に関すること。
- 2 スポーツ事業の計画及び実施に関すること。
- 3 スポーツ団体の育成に関すること。
- 4 スポーツ推進委員に関すること。
- 5 学校体育施設の開放に関すること。
- 6 体育施設に関すること。
- 7 その他スポーツに関すること。
- 8 課の庶務に関すること。

(平成31年4月1日現在)

4 教育委員会の基本方針

(1) 本市の教育の理念

尾張旭市教育振興基本計画において、尾張旭市が今後進めるべき教育分野の方向を明らかにするため、次のとおり本市の教育の理念を掲げています。

〈尾張旭市の教育理念〉

つながり合い 伸びる 尾張旭の教育
～ こどもから大人へ 家庭から社会へ ～

● つながり合い 伸びる

幼年期から老年期までの各ライフステージを通して学びの機会を提供していくという縦軸の取り組みと、多様な教育ニーズに対応できるよう社会全体で学びの場を提供していくという横軸の取り組みとが、有機的につながり、連携、協力のなかで本市の教育をさらに高めていきたいという思いを込めています。

● こどもから大人へ

人は、こどもから人生をスタートさせます。特に、変化の激しい社会においては、学校段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが重要であり、それぞれのライフステージに応じた学習システムを連携・接続していかなければなりません。こうしたことから「こども」から「大人」への成長過程において、つながり合い「自立、協働、創造」を基調とした生涯学習の実現を表しています。

● 家庭から社会へ

教育は社会全体の存立基盤であり、その始まりは家庭教育です。そして、「家庭から社会へ」と広がりのある表現とすることで、学校や行政、地域などの教育を担う、あるいは関わりを期待する主体も包含し連携・協力していくことを表しています。これらの主体は、本市の教育の横軸に位置づけられるものです。結びを「社会へ」としたのは、目指すところを単なる自己実現に留まらず、その培った知識、技能、経験などを社会に還元し、貢献してもらうことを期待していることを表しています。

(2) 本市教育の目指す人間像

尾張旭市では、昭和55年に市民の願いを込めて「尾張旭市民憲章」を定めました。その中では、自然への愛情や郷土への思いを述べるほか、教養、文化の向上や勤労の喜び、規律を重んじる一方で、安らぎの家庭や心かようまちの実現を希求しています。今も変わらないこの思いを参酌し、(1)で掲げた理念のもと、次のような人間像を目指します。

● 命を大切にし、多様な社会の中で懸命に生き抜く人

多様な個性・能力を互いに認め合いながら、社会が大きく変化しようとも、自他の命を大切にし、生き抜くために必要な力を、主体的に身につけた人となることを目指します。

- 高い規範意識の中で、自立した行動のとれる人
自らの果たすべき役割や責任を自覚し、社会の一員として道德観、倫理観をしっかりと持って、自立心にあふれた人となることを目指します。
- 郷土を愛し、自己の能力を発揮して社会に貢献できる人
郷土に生まれ、郷土に育まれた人たちが、郷土に愛着をもち、地域における様々な活動を通して、自らが学んできた知識、技能、経験などを社会に還元することができる人となることを目指します。

5 教育委員会の施策

基本理念の具現化に向け、今後10年間を通して取り組む基本的な施策を定め、基本施策を達成するための具体的手段として、基本事業を定め、全体として目指す人間像の実現や基本理念の達成を目指します。

(基本施策)

1 豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心を涵養するなど、豊かな人間性を育む教育を推進していきます。また、生涯をたくましく生き抜く「健康・体力」を培うため、学校体育の推進や食育の充実を図ります。

(基本事業)

- (1) 道徳性・社会性の向上
- (2) 健康教育の推進
- (3) 食育の推進

(基本施策)

2 良好な環境の中で確かな学力を育む教育の推進

学習意欲を高めるとともに、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力を育む教育を推進します。また、今日的な課題に対応するための教育や特別支援教育など、個々のニーズに応じた教育を推進するとともに、各学校の特色を生かしながら、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。さらには、こうした学校を支える教職員の資質の向上を図るとともに、学校施設の環境改善を図ります。

(基本事業)

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 現代的な課題に対応した教育の推進
- (3) 個に応じたきめ細かな指導の充実
- (4) 特色ある学校づくりの推進
- (5) 教職員の資質向上
- (6) 教育環境の整備

(基本施策)

3 総合的な教育連携の推進

教育の原点である家庭教育力や地域で子どもたちを育むための地域教育力の充実を促進します。また、学校、家庭、地域の連携を横軸とし、各ライフステージにおける連携を縦軸において、総合的な教育のつながりを大切にします。一方、私立幼稚園の就園や義務教育課程の就学が経済的に困難である世帯に対しては、必要な援助を推進します。

(基本事業)

- (1) 家庭教育力の充実
- (2) 地域教育力の充実

- (3) 学校・家庭・地域の連携
- (4) 就園・就学の支援

(基本施策)

4 豊かな人生を彩る生涯学習の振興

民間事業者等の生涯学習活動とすみ分けをしながら、各種の講座を開催するとともに、市民自らが講師となって、その知識や技術、経験を社会に還元してもらえるような取り組みを推進します。また、大学や民間事業者等の生涯学習の情報も含めて集約、発信するとともに公民館などでは、その施設のありかたを検討します。図書館では、資料の収集やレファレンスサービスの充実を図るとともに施設の充実に努めます。

(基本事業)

- (1) 生涯学習活動の参加促進
- (2) 生涯学習情報の提供
- (3) 生涯学習施設の利用促進
- (4) 読書環境の整備

(基本施策)

5 心の豊かさを感じる文化の継承と振興

本市に古くから伝承されている文化財や伝統文化の保存と継承を図るとともに、地域の文化芸術活動の担い手である各種の文化活動団体の育成を行います。また、芸術文化活動の発表や鑑賞の機会を充実させるとともに、その活動拠点である文化会館の活性化と適切な維持管理に取り組みます。

(基本事業)

- (1) 文化財、伝統文化の保存と継承
- (2) 地域文化活動団体の育成
- (3) 芸術文化活動の環境整備

(基本施策)

6 健やかな人生を拓くスポーツの振興

人生の各段階に応じて、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しむことができるよう各種のスポーツ大会を開催するとともに、その運営母体となるスポーツ団体の支援や指導者の育成に努めます。また、学校開放の運営の適正化や老朽化した体育施設の適切な維持管理を図りながら今後の施設のあり方について検討します。

(基本事業)

- (1) スポーツ活動の参加促進
- (2) スポーツ団体・指導者の育成
- (3) スポーツ活動の環境整備

◇教育振興基本計画成果指標 点検評価シート

別添資料「1～4ページ」

◇教育振興基本計画個別事業 点検評価シート

別添資料「5～15ページ」

6 学識経験者の意見

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、点検及び評価を行うにあたり、学識経験者から意見を聴取しました。

その概要については、次のとおりです。

担当課	事務事業名	意 見
教育行政課	新型コロナウイルス対策事業	・感染防止に向けて十分な対策をとること。検温計、マスク、消毒液など十分な量を配備すること。 ・今後も感染症拡大防止に努め予算計上すること。 ・突然発生した、新型コロナウイルス対策については、県内の対応状況等をふまえて、本市の対応は評価される内容であった。 ・「うがい」「手洗い」の指導をはじめ、マスク着用やその他、必要な対策を継続すること。
	いじめ・不登校対策推進事業	・不登校が増加しているという事実を踏まえ、より新たな対策が必要である。 ・問題が起きた時に実際に学校と家庭の間で動けるのはスクールソーシャルワーカーである。スクールソーシャルワーカーの欠員の補充は必要不可欠なため、早急に実施すること。また、現在の2名体制では何もできないため、12校にできるだけ多く配置できるよう進めること。 ・いじめ問題、不登校児童生徒の対応には担任・学校・家庭との連携をとり、居場所づくりを考えること。 ・不登校児童生徒の増加が、過去に比して著しくなっている現状に鑑みて、対策の見直しや新たな対応を早急に検討すること。 ・各学校の校内に、「クールダウン教室(仮称)」などを設置し、児童生徒の状況に合わせた指導ができる場所を確保すること。 ・教員の「カウンセリング研修」を実施し、カウンセリングに関わる指導技術を習得させること。単に、カウンセラーの講演会に参加するだけでは、不十分である。 ・「いじめ不登校対策委員会」で、指導にあたる教員から、どんな研修を望むかについて意見を集約し、実践的な指導技術の研修を計画することで、校内の指導体制の確立につなげること。

担当課	事務事業名	意 見
	適応指導教室（つくしんぼ学級）運営事業	・つくしんぼは、現状として児童生徒に非常に大切な場所であり、今後も継続していく必要がある。該当児童生徒に復帰できるような対策（指導員の増員・居場所の確保等）を学校とともに考えていくこと。 ・課題となっているメンタルフレンドの登録者増員のために大学などへ声掛けをすること。 ・現状の「つくしんぼ教室」は、学校から分離した状態で運営されており、学校復帰への適応は望みにくい。 ・各小学校では、放課後児童クラブが整備されているが、授業時間内は、この場所を「不登校児童生徒」の教室復帰のため、有効活用すること。
	児童健康安全管理事業（小学校）	・児童生徒にとって定期健康診断は、健康管理上必要なものである。再受診者が少ないのは問題であり、対策を講じる必要がある。 ・健診後の要受診者へ再受診を進めること。
	生徒健康安全管理事業（中学校）	
	中学生海外派遣研修事業	・国際感覚を育むためにも、この事業を続けること。 ・対象学年については、学校、保護者とも十分に話し合う必要がある。心身の発達状況からすると、やはり３年生が妥当である。 ・国際感覚を育むためにも続けてほしい事業である。感染症関係で海外にいけない場合も考えインターネットなどでの海外との交流も考えること。
	少人数指導授業推進事業	・基礎学力の定着を図る上でも大切な事業である。より充実するために単独加配を拡充すべきであり、より充実した予算措置がとれるよう進めること。 ・教師側の少人数指導に対する研修も必要である。
	特別支援教育支援事業	・特別支援学級の交流事業は、交流を深める大切な場となっているため、継続していくこと。 ・支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、支援員は今後多くの人数が必要である。 ・特別な支援を必要とする児童生徒が充実した学校生活が送れるよう、継続的に支援すること。

担当課	事務事業名	意 見
	学校生活支援員等派遣事業	・障がいのある児童生徒が満足する学校生活を送るためにも多くの支援員や介助員を配置できるよう予算措置すること。 ・通常学級の特別な配慮を必要とする児童生徒に、対応出来る先生（看護師）の配置等、継続的に実施すること。
	特色ある学校づくり推進事業	・市の無形民俗文化財の伝承に積極的な支援を図るとともに本市教育の特色となるよう進めること。 ・学校独自の特色ある事業を継続すること。 ・旭小の「ビオトープ」は、水辺の生き物を中心とした「気づき」を促すための施設で、過去には、NHKの取材も受けたことがある。 ・単に、「地域コミュニティ」への組み入れを目指すのではなく、各学校単位の独自で、独創的な教育推進のための事業であっていただきたい。 ・過去にも、特色ある理科教育や社会科教育など、市や県等の研究指定により、教科教育に関して、実践力を高めた経緯がある。こうした成果は、今後も継続すること。
	教職員研修・研究推進事業	・若手や講師など、経験の少ない教師が多い中、研修はより重要である。予算の減額は、質の低下を招く恐れがある。 ・教職員の指導力向上に向けて継続すること。 ・学校教育は、「学習指導要領」の効果的な実践を目指しているが、そのためには、その基礎資料を開発している「開発学校」や「筑波大附属校」など、最先端の教育実践を中央研修により習得する機会を設定すること。 ・教科指導や授業展開などに造詣の深い教員を多く輩出し、尾張旭市の教育の深まりと、教員個々の実践力の底上げを目指すこと。
	教職員健康管理事業	・長時間勤務による過労など、健康被害防止の対策は重要である。長時間労働があった場合は必ず受診させるようにすること。 ・子供達のためにも先生方の健康管理は大切なことである。子どもと接し、教壇に立つ教員の健康状況は、毎年度の早期に状況を把握する必要がある。

担当課	事務事業名	意 見
	教育ネットワーク整備事業	・セキュリティ意識の向上はとても大切である。ポリシーを策定したということなので、教職員に対し徹底を図ること。 ・引き続き教職員の意識啓発を行うこと。 ・保護者や市民は、各学校のホームページから情報を得ようとしている。ホームページ上の掲示の仕方を工夫すること。現状は、大いに改善の余地がある。 ・ホームページについて、各校により、記載内容が異なっており、全校的に検索しづらい。尾張旭市のホームページのように検索ツリーが確立されていないことが主たる要因である。
	情報化教育環境整備事業（小学校）	・プログラミング教育の導入など、ＩＣＴ機器の充実が急務であり、より一層努力すること。学校によって整備事情が異なるため、学校の要望を確認しながら進めること。 ・中学校についても、タブレット１人１台、プロジェクターの拡充など、小学校と同じようにＩＣＴ教育の充実に向けて必要な台数を整備すること。
	情報化教育環境整備事業（中学校）	・児童・生徒に１人１台の端末の整備計画のために予算化すること。 ・尾張旭市の情報化教育の推進と目標を、保護者や市民への啓発、周知に努めること。
	小学校施設整備事業	・特別教室の空調設備も整備が進むよう努力すること。また、地域の災害時の避難場所である。トイレの完全洋式化（外トイレも）についても早急に進めること。 ・学校の状況にあわせて特別教室への空調設備を整備すること。
	中学校施設整備事業	・子ども達にとって、楽しい学校生活が送れるような施設や設備とはどんなものなのか。児童生徒や保護者の意見もできうるならば反映すること。 ・不登校の増加が著しい中、本市では「放課後児童クラブ」が整備されているため、この施設を不登校児童も活用できるようにすると、原学級に復帰できる機会になりうる。
	小学校校用備品整備事業	・校用備品の充実は、学校運営上とても大切である。今後も学校の要望を確認しながら必要な整備を進めること。 ・コロナ対策のみならず、インフルエンザ対策のためにも、校内とりわけ保健室に、「ウィルス

担当課	事務事業名	意 見
	中学校校用備品整備事業	除去装置」を緊急配備すること。30畳程度で、2万円程度のものもあるようなので、冬場に間に合うように、配備できないものか、検討すること。
	学校地域連携事業	・安全安心な登下校にするためにも、スクールガードはとても大切である。多くの人の目で登下校を見守ることは必要なため、スクールガード・ボランティアの方々の協力を得て充実した事業としていくこと。 ・かけこみ110番については、設置から、かなりの時間を経過しており、今や、市教委でも実態を把握できていないのではないかと。かけこみ110番が実際上、本当に有効なのかどうかも含めて、システムそのものを再検討する時期ではないか。
	地域学校協働活動推進事業	・今後に向けて継続発展していくための予算的措置をすること。 ・生徒の学習意欲の向上とともに居場所として大切な場所であるため、支援を続けていくこと。
	小学校児童就学援助事業	・経済的な理由で就学困難な児童生徒のためにも必要な制度であるため、負担軽減のための増額すること。
	中学校生徒就学援助事業	・就学援助制度の周知を継続的に進めること。
	私立学校修学支援事業	・私立学校は保護者の負担が大きいと、所得及び高校等への修学に係る実際の費用を考慮した補助となるように進めること。 ・制度の周知を継続的に進めること。
学校給食センター	学校給食センター事業	・多くの食育事業、アレルギー対応給食等充実した事業となっている。アレルギーのある児童生徒は増加傾向にある。それに対応していくためにも予算の確保や人員確保に努めること。また、給食費徴収システムの導入は教職員の多忙化解消に向けて進めること。 ・外国人が増加している傾向であるとのことなので、アレルギー対応のみならず、食文化の違いに対する配慮事項についても、今後の検討課題である。

担当課	事務事業名	意 見
	学校給食センター維持管理事業	・給食センターの維持管理は安全な給食の提供に最も重要である。十分な予算配分があり、給食センターの機能を維持して安全な給食の提供ができるよう実施すること。 ・点検・修繕を計画的に実施すること。 ・「ふれあい給食」については、国や県のイベントに合わせて実施しているとのことだが、本市として必要ならば、実施回数を増やすことも可能ではないか。
生涯学習課	家庭教育、地域教育推進事業	・家庭教育学級は、教育を推進する上で重要な事業だが、PTAだけで運営するには今後無理が生じる。実施方法の工夫が必要になる。 ・地域教育の重要な事業である。多くの方が参加できるようPRに努めること。 ・家庭教育学級は、各学校のPTA活動と一体になった活動である。PTA役員の選出が難航する場合もあり、家庭教育学級の事業展開は、時に困難な場面もあるだろうが、保護者間の相互理解を深める機会でもあり、内容のPRに努めること。
	新成人の集い開催事業	・社会状況を見ると成年年齢引き下げ後も20歳での実施が妥当である。 ・節目となる大事な行事である。実行委員会等、現状に合わせ多くの意見を取り入れて進めること。
	生涯学習フェスティバル開催事業	・尾張旭市の顔である文化会館の活用とともに、事業内容を工夫（高齢者や障がいのある方も参加しやすい）すること。 ・市民が楽しみながら、より多く参加できるよう、今後も続けていくこと。
	天体観測事業	・天体写真やグッズの販売も考えること。 ・「星の会」の協力は不可欠である。支援を継続すること。 ・天体観測に興味を持つイベントなど、今後も多くの市民が参加できるよう継続すること。
	成人大学講座開催事業	・市民の教養を高めていくためにも、講座内容を考えながら続けていくこと。
	公民館講座開催事業	・社会が多様化している中、多種多様な講座が開催できるようさらに工夫すること。 ・障がいのある方も気楽に参加できるよう、P

担当課	事務事業名	意 見
		Rも含め工夫すること。 ・地域の方々が参加しやすいよう講座内容を工夫すること。
	高齢者教室開催事業	・高齢化社会に対応した良い事業だが、登録者が増えていないことは気になるところである。気軽さ、来やすさ等、PRも含め工夫して進めていくこと。 ・高齢者にとって、安心して通える講座があることは、心の支えであり、仲間との語らいも健康づくりに有益であるので、今後も、高齢者の参加しやすい講座づくりに努めること。
	公民館維持管理事業	・老朽化対策はもちろんのこと、日々の修繕にも十分な対応（予算措置）をすること。 ・避難所にもなる施設である。高齢者も安全に使えるよう、修繕等整備を進めていくこと。
図書館	読書奨励事業	・本に親しむことはこの上なく大切である。今後もより充実させていくこと。 ・楽しみながら本に親しむ事ができるように、今後も感染症対策を引き続き実施すること。
	図書館資料提供事業	・公民館での図書取り次ぎサービスはとても良い事業であるため、継続していくこと。今後さらに必要になってくるため、ネット環境も含め、一層充実させること。 ・図書館利用者が、他市との平均よりも多いとのことなので、今後も利用しやすい事業の展開に努めること。
文化スポーツ課	レクリエーションスポーツ運営事業	・シニアを対象とした事業にも力を入れること。 ・年齢を問わずに楽しめる内容等の企画を検討すること。
	市民体育大会運営事業	・大きな盛り上がりを見せる事業であり、多くの市民が楽しみにしている事業である。今後も更によりよい事業となるよう取り組むこと。
	学校体育施設開放事業	・小学校体育施設での管理業務（運営委員会）から教員は除外すること。 ・利用者数の多い事業である。夜間利用など引き続き地域住民の理解を得ながら進めること。
	体育施設整備事業	・利用者が安心して使えるよう、改修など、適切な整備に努めること。特に体育館については

担当課	事務事業名	意 見
		十分な予算措置を講じること。
	体育施設維持管理事業	・屋根付きのテニスコートの設置を考えること。 ・施設老朽化の修繕など含め引き続き、維持管理に努めること。 ・総合体育館の建て替えが急がれる。
	社会体育振興事業	・スポーツ指導者の育成は、社会体育のためにも必ず必要である。支援を継続し、多くの場を提供すること。
	体育協会支援事業	・補助金が出る以上、より健全な運営が求められる。 ・事務処理が加盟団体で進めていけるようにしていくこと。
	地域密着型スポーツ推進事業	・人的支援は必要であり、今後も実施すること。 ・今後も支援して、住民の健康活性化につなげていくこと。
	無形民俗文化財保護育成事業	・市民への関心を高めるためにも積極的にPR等の取り組みをしていくこと。
	史跡等保存公開事業	・史跡の保存は大切である。PRも必要ですが日頃の清掃や草刈り等にも力を入れること。 ・史跡等文化財の周知を引き続き実施すること。 ・旧山田郡に関わる文化財や史跡など、都市化の進む中で失われていくものについて、本市の歴史について、後生に伝えていくこと。
	どうだん亭維持管理事業	・使い勝手が悪いのは事実である。道路の整備や駐車場の確保など、適切な対策を実施すること。 ・貴重な文化財である。継続して建物の老朽化対策、維持管理について検討すること。
	社会教育団体等支援事業（文化スポーツ課）	・市民にとって大切な活動であり、今後も支援していくこと。
	文化振興計画推進事業	・今後も各事業が円滑に進むよう努めること。
	文化会館維持管理事業	・尾張旭の顔である。市民の憩いの場となるよう維持管理をしていくこと。

担当課	事務事業名	意見
	業	・ 駐車場はきれいになったが、収容台数が少ない。土地の確保など、解消できるよう検討すること。 ・ ホワイエの開放・ロビーコンサートなど市民の身近な会館としても、引き続き誰もが安心して活用できる施設の維持と適切な管理を実施すること。

7 点検及び評価の結果

(1) 教育行政課

◇点検及び評価の対象事業

No.	事 務 事 業 名	主要な事業の令和元年度決算額
1	新型コロナウイルス対策事業	682,586円
2	いじめ・不登校対策推進事業	13,790,994円
3	適応指導教室（つくしんぼ学級）運営事業	389,625円
4	児童健康安全管理事業（小学校）	41,061,039円
5	生徒健康安全管理事業（中学校）	17,778,441円
6	中学生海外研修事業	4,293,544円
7	少人数指導授業推進事業	15,871,405円
8	特別支援教育支援事業	24,616,135円
9	学校生活支援員等派遣事業	25,590,734円
10	特色ある学校づくり推進事業	1,077,810円
11	教職員研修・研究推進事業	10,894,660円
12	教職員健康管理事業	4,851,339円
13	教育ネットワーク整備事業	48,441,588円
14	情報化教育環境整備事業（小学校）	39,618,870円
15	情報化教育環境整備事業（中学校）	16,800,918円
16	小学校施設整備事業	384,422,024円
17	中学校施設整備事業	469,093,310円
18	小学校校用備品整備事業	10,428,772円
19	中学校校用備品整備事業	11,997,983円
20	学校地域連携事業	2,852,855円
21	地域学校協働活動推進事業	308,760円
22	小学校児童就学援助事業	33,333,266円
23	中学校生徒就学援助事業	32,559,490円
24	私立学校修学支援事業	7,694,000円

◇点検及び評価の総括

いじめ・不登校対策推進事業では、児童生徒が楽しく学校生活を送ることができるよう、児童生徒の実態調査を行い、いじめや不登校に関して未然防止等に努めるとともに、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題専門委員会を開催し、各関係機関との情報共有及び連携体制を構築することができました。適応指導教室（つくしんぼ学級）運営事業では心理的・情緒的な理由による不登校児童生徒が、学校への復帰を目指すことができるよう取り組みました。さらに、スクールソーシャルワーカーを配置し、小中連携を視野に入れ、不登校・いじめ事案で学校や家庭支援を行い、事案の解決を図りました。

学校生活支援員等派遣事業や少人数指導授業推進事業では、特別な配慮を必要とする児童生徒をはじめとし、全ての児童生徒一人一人の教育ニーズを把握し、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めました。

さらに、教職員研修・研究推進事業においては、各種研修の実施に加え、各学校が課題としている事項に精通した専門家をスーパーバイザーとして招き、教職員の資質・指導力向上を図るとともに、全小学校区の地域学校支援推進事業では、地域に根差した学校づくりに取り組むことができました。

教育ネットワーク整備事業では、新しい教育ネットワークシステムを構築し、セキュリティポリシーを策定し運用することができました。情報化教育環境については、教育のICT化を進めるため、児童生徒が興味を持って教育を受けることができるよう学習用ICT機器として可動式PCを児童生徒及び教員に整備することができました。

学校施設の長寿命化及び老朽化対策としては、令和元・2年度の2か年計画の旭中学校大規模改造1期工事及び渋川小学校のトイレ改修1期工事を実施しました。教育環境の質的整備として、小学校4校の普通教室空調設備整備工事を実施し、児童及び職員が快適な教育環境で学校生活を送れるよう、計画的な学校施設整備を実施することができました。

学校備品については、各校に新JISの規格の学習セットの補充を図りました。

就学支援については、経済的な理由等により就学が困難と認められる児童生徒の保護者及び特別支援学級在級生の保護者に対し、学用品費、給食費等の援助を図り、通常の学校生活を送るための一助としました。例年5月に支給していた新入学学用品費について、入学前の2月にも支給しました。私立学校（小・中・高等学校等）に在籍する児童生徒の保護者を対象に、所得に応じて補助金を交付し、保護者の教育に係る経済的負担の軽減を図ることができました。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、3月から小中学校を臨時休業としたことに伴い、卒業式を縮小して実施しました。その対応として、中学校卒業式のDVD及び写真を保護者へ配付しました。

今後も、子どもたちが、楽しく充実した学校生活を送れるよう各事業に取り組んでいきます。

◇点検評価シート

別添資料「16～24ページ」

(2) 学校給食センター

◇点検及び評価の対象事業

No.	事 務 事 業 名	主要な事業の令和元年度決算額
1	学校給食センター事業	462,043,789円
2	学校給食センター維持管理事業	71,453,077円

◇点検及び評価の総括

学校給食センターでは、平成30年8月から第3期の長期継続契約により、引き続き、給食の調理業務や配送業務を民間事業者へ委託しました。民間事業者の持つスキルやノウハウを生かし、食品衛生等の管理に万全の注意を払い、安全で安心な学校給食を提供することが出来ました。

アレルギー対応給食については、国の指針や愛知県の手引に準じて多段階対応から一律対応に変更することで、安全性を最優先して事故防止の徹底を図りました。また、「アーモンド」がアレルゲンを含む食品として追加されたことに伴い、アレルゲンを記載した「詳細な献立表」の様式を修正し、令和2年度から使用予定です。そのほか、就学時食物アレルギー対応説明会を開催し、保護者に対応給食の概要と提供について理解を図りました。

食育としては、試食会により市民に学校給食への関心と理解を推進し、給食センター探検ツアーでは、昨年度の1回から2回へと回数を増やし、親子で調理室内の見学や調理の模擬体験をすることにより、給食を身近に感じてもらえる機会を作りました。また、小中学校の児童生徒から給食の献立を募集して採用したり、市の特産品である「いちじく」や「プチヴェール」を活用した給食を提供しました。

学校では地元生産者を招いて「ふれあい給食」を実施し、児童生徒に生産者への感謝の気持ちを育むとともに、地域の食材への愛着と関心を高めてもらえるようにしました。

新型コロナウイルス感染症対策による学校の休業に伴い、3月の学校給食を中止しました。また、学校給食を中止したことにより、調理業務等委託業者との委託内容の変更契約をしました。

調理機器等の経年劣化による故障を防止するため、厨房機器更新計画を策定しました。また、老朽化した給食配送車を計画的に更新するため、給食配送車更新計画を策定しました。

今後も、調理設備や関連機器等の維持管理を適切に行いながら、安全・安心を第一義に学校給食の提供に取り組んでいきます。

◇点検評価シート

別添資料「25ページ」

(3) 生涯学習課

◇点検及び評価の対象事業

No.	事 務 事 業 名	主要な事業の令和元年度決算額
1	家庭教育、地域教育推進事業	1,221,923円
2	新成人の集い開催事業	2,865,322円
3	生涯学習フェスティバル開催事業	748,317円
4	天体観測事業	1,919,582円
5	成人大学講座開催事業	822,000円
6	公民館講座開催事業	3,716,462円
7	高齢者教室開催事業	501,000円
8	公民館維持管理事業	92,751,926円

◇点検及び評価の総括

家庭教育・地域教育推進事業では、令和2年度から小学校で導入されるプログラミングを、親子と一緒に学習することを通じ、理解を深めることを目的として「親子ふれあいプログラミング教室」を開催しました。

また、市との間で地域活性化包括連携協定を締結した株式会社イトーヨーカ堂の協力を得て、市内のはたらく現場を親子で見学し、はたらくこと、学ぶことの意義を理解する「親子おしごと現場見学」を開催しました。いずれの事業も、親子が参加しやすい夏休みに開催し、定員を上回る多くの応募がありました。

生涯学習フェスティバル開催事業では、(公財)瀬戸信用金庫地域振興協力基金から助成を受け、オープニングイベント「わくわくSTEM(ステム)工房」を開催しました。日頃、社会教育施設を訪れる機会が少ない親子の来場を積極的に呼びかけ、来場者が参加、体験できる内容の事業としました。開催テーマは、ものづくりや天体観測、プログラミングといった本市の取り組みを生かしPRする場として、宇宙や科学、技術、数学に関する内容で実施しました。なお、フェスティバルの一部は、新型コロナウイルスの感染症対策のため、中止しました。

公民館講座開催事業では、資格や特技、今まで学んできた知識を生かしたい市民を公募講師とする「市民塾」で、不成立の講座が増加しています。これは、講師が異なるが同じ分野の講座が複数ある、市内の他施設で同じ講師が同じ内容の講座を開催している、目新しい内容であるものの受講生が取り組みにくく感じられるなどの理由が考えられます。今後は、PR方法の工夫や近隣市町に講師募集の案内を送付し、新規講師の開拓を進めるなど、引き続き、新たな学習分野、フレッシュな人材の開拓に努めます。

また、OSのサポート切れに伴い、中央公民館のパソコンを撤去しました。今後は、受講生から要望が多い、持参パソコンやタブレットを活用した講座など、時代やニーズに合った講座の在り方を検討する必要があります。

公民館維持管理事業では、平子公民館、本地原公民館及び中央公民館において、空調設備改修工事を実施し、不具合を解消しました。また、三郷公民館では、屋外階段を改修し避難経路の安全を図りました。今後も、計画的に施設・設備等の改修・更新を実施するとともに、日常的な修繕を適切に行い、安全、快適に公民館を利用していただけるよう努めます。

◇点検評価シート

別添資料「26～29ページ」

(4) 図書館

◇点検及び評価の対象事業

No.	事 務 事 業 名	主要な事業の令和元年度決算額
1	読書奨励事業	482,914円
2	図書館資料提供事業	28,627,987円

◇点検及び評価の総括

図書館では、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月において、1日の開館を除き臨時休館を行いました。この影響を受け、おはなし会などの催し物の開催回数や図書等の貸出点数が減少しました。

読書奨励事業については、「尾張旭市子ども読書活動推進計画（改訂版）」に基づき、子どもの読書の動機付けを行うための催しや読書通帳配布事業を継続して行いました。特に、毎月実施していた子ども映画会を「スペシャル子ども映画会」として、子ども読書週間、夏休み、秋の読書週間の年3回開催に変更し、映画のキャラクターの着ぐるみを登場させる等、見直しをしたことで、参加者数が昨年度より3割増加し、参加者からも好評を得ました。また、小学校2・3年生の図書館見学や中学生の職場体験を受け入れたほか、学校の調べ物学習支援の一環として、図書の配送を試行するなど、市内の学校との連携を図りました。今後は、学校の調べ物学習支援の図書配送について、モデル校を増やし、配送方法について検証を行います。

図書館資料提供事業については、新刊や市民から要望のあった資料を中心に購入し、市民に提供できています。また、地区公民館等における図書の返却・受取サービスは年々定着してきており、16,922点の利用がありました。今後も事業を継続するとともに、より市民の要望に沿える形を検討します。

◇点検評価シート

別添資料「30ページ」

(5) 文化スポーツ課

◇点検及び評価の対象事業

No.	事 務 事 業 名	主要な事業の令和元年度決算額
1	レクリエーションスポーツ運営事業 スポーツ推進委員事業	1,471,921円
2	市民体育大会運営事業	3,630,000円
3	学校体育施設開放事業	7,882,769円
4	体育施設整備事業	1,873,628円
5	体育施設維持管理事業	80,001,844円
6	社会体育振興事業	2,430,000円
7	体育協会支援事業	2,340,000円
8	地域密着型スポーツ推進事業	0円
9	無形民俗文化財保護育成事業	2,396,000円
10	史跡等保存公開事業	3,954,207円
11	どうだん亭維持管理事業	6,035,526円
12	社会教育団体等支援事業（文化スポーツ課）	3,895,520円
13	文化振興計画推進事業	620,244円
14	文化会館維持管理事業	72,599,132円

◇点検及び評価の総括

文化振興では、教育振興基本計画に掲げた重点事業を推進することにより、文化財等の保存及び後継者の育成支援を図るとともに、誰もが文化活動に参加しやすい環境づくりに努めました。

市・県指定無形民俗文化財については、森林公園で開催された第70回全国植樹祭会場のおもてなし広場において棒の手保存会による演技披露、渋川福祉センターのサテライト会場では、打はやし保存会、ざい踊保存会による演奏披露を行うなど、さまざまな機会をとらえ発表・披露を行い、周知及び伝統の継承を図ることができました。また、無形民俗文化財の活動が活発になる秋祭り前に市役所ロビーにおいて出張企画展を開催し、見学情報の発信をしました。

史跡・民具等の公開事業については、歴史民俗フロアの常設展示、考古企画展、民具企画展、mini民具企画展を実施しました。また、市役所、中央公民館ロビーにおいて出張企画展を開催し、イトーヨーカドー出合いの広場でも新たに出張企画展も開催しました。令和元年度は市民活動団体とも協働して企画展の開催をしました。なお、どうだん亭ひな人形展は、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止しました。中止に伴い、ホームページにひな人形展の様子を動画にて公開しました。

各種講座については、長池のマメナシ・アイナシ自生地の観察会を名鉄ハイキングのコースに取り入れ、尾張旭市の貴重な自然を市内外に紹介することができました。また、隔年で開催する郷土の歴史講座も尾張旭市の自然や歴史をテーマとし開催しました。また、尾張旭市の史跡や文化財等を広く周知し、文化財等への保護意識を高めるため、文化遺産カードを4種類計1,300部発行し、実際に史跡や文化財等に足を運んでもらうことができました。

文化会館においては、指定管理者制度を活用しており、適正な管理とコスト削減及びサービスの向上を図りました。自主文化事業として、文化会館改修工事完

了をPRする文化会館リニューアルイベントの開催、市内中学、高等学校の吹奏楽部を対象に文化会館ホールで練習を実施していただく吹奏楽応援事業などを開催しました。また、地元で活躍する音楽家や芸術家によるロビーコンサートや芸術展を開催し、地域の文化振興を図るための拠点施設として文化会館の活用を推進しました。令和元年度からは文化会館ホール未利用時にホワイエの開放を行い、子どもからおとなまで幅広い年齢層の方にご利用いただきました。新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月において、施設の使用制限を行いました。またその間予定されていた自主文化事業についても中止しました。

体育振興では、毎月各小学校で行うニュースポーツ体験会や、高齢者を対象としたシニア向けニュースポーツ体験会を開催し、誰でも出来るスポーツの普及に努めました。また、スポーツ推進委員の派遣やラジオ体操講習会、ウォーキングイベントの開催などを通じスポーツを行うきっかけづくりの場を提供するとともに、体育協会や総合型地域スポーツクラブの活動に必要な支援を行いました。

市民体育大会やジョギング大会を開催し、市民体育大会では、4, 882人、ジョギング大会では1, 561人の市民がスポーツ活動に取り組みました。

体育施設については、指定管理者と連携を図り適正な維持管理に努め、総合体育館アリーナの照明の一部LED化工事や市民プールのろ過材の取替えや南グランドの音響設備の修繕等を実施しました。

施設の安全利用の観点から、熱中症対策として、体育施設の利用者を対象に熱中症講座の開設、各施設に経口補水飲料や保冷材の用意、また、市民プールでは着衣泳教室を開催するなど、日頃からのスポーツに対する危機管理意識の啓蒙を図りました。

体育施設のほかに、平子町仮設広場や市民プール広場の無料開放、学校体育施設の開放等を実施し、少年野球やサッカー、また地域住民などにスポーツ活動の場を提供しました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月において、施設の使用制限を行い、スポーツ教室やイベント等を中止しました。

今後も、心の豊かさを感じる文化の継承と振興、健やかな人生を拓くスポーツの振興に取り組んでいきます。

◇点検評価シート

別添資料「31～37ページ」

教育に関する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価

【点 検 評 価 シ ー ト】

(令和元年度分)

教育振興基本計画成果指標	P 1～ 4
教育振興基本計画個別事業	P 5～15
教育行政課	P16～24
学校給食センター	P25
生涯学習課	P26～29
図書館	P30
文化スポーツ課	P31～37

尾張旭市教育委員会

教育振興基本計画成果指標 点検評価シート

基本施策1 豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

施策の意図		成果指標	平成 24年度	平成 30年度	令和 元年度	元年度 目標	5年度 目標	担当課
学校生活を楽しく過ごせ、豊かな心と健やかな体が育まれている。	学校生活を楽しく送っている児童・生徒の割合	児童	97.0%	95.0%	-	↗	↗	教育行政課
		生徒	92.9%	92.9%	-	↗	↗	教育行政課
基本事業	基本事業の意図	成果指標	平成 24年度	平成 30年度	令和 元年度	元年度 目標	5年度 目標	担当課
(1)道徳性・社会性の向上	道徳性、道徳的実践力が向上している。不登校となる児童生徒が減少している。いじめや不登校となった児童生徒・保護者に対して適切な支援ができています。	道徳・ルールを守る児童・生徒の割合	児童 94.8%	91.7%	-	↗	↗	教育行政課
			生徒 83.1%	86.7%	-	↗	↗	教育行政課
		不登校児童・生徒発生率	児童 0.26%	0.62%	0.79%	↘	↘	教育行政課
			生徒 2.5%	3.23%	3.62%	↘	↘	教育行政課
		いじめ不登校等に関する相談への対応率	100.0%	100.0%	100.0%	⇒	⇒	教育行政課
		性行不良の生徒数	10人	1人	0人	↘	↘	教育行政課
(2)健康教育の推進	児童生徒の健康が管理され、体力が向上している。	肥満度±20%以上の児童・生徒の割合(太りすぎ、痩せすぎ)	児童 6.4%	7.3%	7.5%	↘	↘	教育行政課
			生徒 10.8%	11.2%	9.4%	↘	↘	教育行政課
(3)食育の推進	食に対する基礎知識を習得し、健康的な食習慣が形成されている。	食育に関する平均実践項目数(5項目中)	児童 3.2	3.3	-	↗	↗	教育行政課
			生徒 2.4	2.9	-	↗	↗	教育行政課

基本施策2 良好な環境の中で確かな学力を育む教育の推進

施策の意図		成果指標	平成 24年度	平成 30年度	令和 元年度	元年度 目標	5年度 目標	担当課
学習意欲をもって授業を受け、確かな学力が育成されている。		指導要録の評定で全教科の評定が2以上である児童の割合	90.0%	91.3%	90.5%	↗	↗	教育行政課
		指導要録の評定で全教科の評定が3以上である生徒の割合	55.0%	46.6%	46.1%	↗	↗	教育行政課
		学習意欲がある児童	児童 95.8%	94.8%	-	↗	↗	教育行政課
		児童・生徒の割合	生徒 84.3%	85.3%	-	↗	↗	教育行政課
基本事業	基本事業の意図	成果指標	平成 24年度	平成 30年度	令和 元年度	元年度 目標	5年度 目標	担当課
(1)確かな学力の育成	分かりやすい授業を受け、理解度が高まっている。	授業が分かると思える児童・生徒の割合	児童 94.2%	93.4%	-	↗	↗	教育行政課
			生徒 77.4%	83.3%	-	↗	↗	教育行政課
(2)現代的な課題に対応した教育の推進	現代的な課題に対応した教育が実践されている。	現代的な課題に対応した教育の実践数	8件	-	-	—	—	教育行政課
(3)個に応じたきめ細かな指導の充実	個に応じた支援を行い、成長段階に応じた教育が受けられている。	少人数指導授業を受けている児童・生徒の割合	児童 73.8%	94.8%	100.0%	↗	↗	教育行政課
			生徒 100.0%	100.0%	100.0%	⇒	⇒	教育行政課
		特別な支援を必要とする子どもに対する補助員等の対応率	42.6%	100.0%	100.0%	↗	↗	教育行政課

教育振興基本計画成果指標 点検評価シート

(4)特色ある学校づくりの推進	各学校で創意工夫を生かした教育活動が展開され、地域の特性を生かした特色のある学校づくりが進んでいる。	地域の特性を生かした特色ある学校づくりが実施されている割合	97.2%	100.0%	100.0%	↗	↗	教育行政課
(5)教職員の資質向上	教員の資質の向上が図られ、児童生徒がより良い指導を受けられている。	教職員の研修受講割合	100.0%	100.0%	100.0%	⇒	⇒	教育行政課
		校内現職研修実施回数	11.0回	14.9回	15.2回	↗	↗	教育行政課
		研修効果があったと感じる教職員の割合	93.4%	-	96.3%	↗	↗	教育行政課
(6)教育環境の整備	児童生徒が安全で快適な教育環境で学んでいる。	大規模改修工事が完了した学校数の割合	8.3%	33.3%	33.3%	⇒	⇒	教育行政課
		施設維持管理上の不具合による教育支障件数	0件	0件	0件	⇒	⇒	教育行政課
		通学路上の危険箇所に対する要望への対応率	86.4%	79.5%	81.8%	↗	↗	教育行政課

基本施策3 総合的な教育連携の推進

施策の意図	成果指標	平成24年度	平成30年度	令和元年度	元年度目標	5年度目標	担当課
学校・家庭・地域それぞれのコミュニケーションや教育力が向上し、学習環境が向上している。	学校・家庭・地域のコミュニケーションが図られていると感じる市民の割合	87.9%	85.9%	86.9%	↗	↗	教育行政課

基本事業	基本事業の意図	成果指標	平成24年度	平成30年度	令和元年度	元年度目標	5年度目標	担当課
(1)家庭教育力の充実	教育力が高まり、家庭内で発達段階に応じた養育教育が適切になされている。	家庭教育の重要性を理解し行動している保護者の割合	39.2%	40.9%	38.1%	↗	↗	教育行政課
		家庭教育に関する講座への参加者数	2,236人	2,202人	2,591人	⇒	⇒	生涯学習課
(2)地域教育力の充実	地域での教育活動が活発にされている。	地域教育活動に参加した市民の割合	6.9%	10.8%	10.0%	↗	↗	教育行政課
		授業等の支援に参加した人の割合	1.1%	3.0%	3.1%	↗	↗	教育行政課
(3)学校・家庭・地域の連携	学校、家庭、地域の交流や教育支援が活発に行われている。	学校行事への保護者の参加率	65.3%	62.8%	60.8%	⇒	⇒	教育行政課
		開かれた学校づくりに対する地域住民の満足度	65.6%	66.9%	66.7%	↗	↗	教育行政課
		地域からの要望や提案への対応・改善を实践した件数	57件	58件	95件	⇒	⇒	教育行政課
		地域活動に参加した児童生徒、教職員の割合	60.0%	70.2%	-	↗	↗	教育行政課
(4)就園・就学の支援	保護者の経済的な負担が軽減され、就園・就学ができています。	私立幼稚園に就園している満3～5歳児で支援を受けている園児数	1,025人	1,001人	978人	—	—	保育課
		小学生から中学生までで就学の支援を受けている児童生徒数	825人	861人	873人	—	—	教育行政課

教育振興基本計画成果指標 点検評価シート

基本施策4 豊かな人生を彩る生涯学習の振興

施策の意図		成果指標	平成 24年度	平成 30年度	令和 元年度	元年度 目標	5年度 目標	担当課
知性と豊かな心を育む生涯学習に、多くの人が取り組んでいる。 「いつでも、どこでも、誰でも」を実現する生涯学習環境が整い、心豊かで生きがいのあるまちづくりが進んでいる。		生涯学習に取り組んでいる市民の割合	44.1%	43.3%	47.4%	↗	↗	生涯学習課
		生涯学習環境に対する総合的な満足度	66.2%	67.8%	63.6%	↗	↗	生涯学習課
基本事業	基本事業の意図	成果指標	平成 24年度	平成 30年度	令和 元年度	元年度 目標	5年度 目標	担当課
(1)生涯学習活動の参加促進	市民ニーズに応じた、さまざまな生涯学習の機会が提供され、市主催の講座・教室に多くの市民が参加している。 市民の生涯学習活動の中で、行政関係の主催事業が貢献している。	生涯学習関連の講座・教室の参加者数	82千人	56千人	52千人	↗	↗	生涯学習課
		市主催の生涯学習関連の講座・教室の定員充足率	84.6%	72.6%	65.4%	↗	↗	生涯学習課
		生涯学習講座・教室等の機会満足度	69.0%	70.5%	66.8%	↗	↗	生涯学習課
		高齢世代(60歳以上)で生涯学習に取り組んでいる市民の割合	51.7%	49.4%	54.2%	↗	↗	生涯学習課
(2)生涯学習情報の提供	生涯学習に関する情報の収集、一元的な提供が充実している。 市民参加による実施体制が整っている。	生涯学習に関する情報提供に関する満足度	63.4%	66.1%	61.3%	↗	↗	生涯学習課
		生涯学習団体リスト登録件数	112件	80件	81件	↗	↗	生涯学習課
		生涯学習教授リスト登録件数	222件	207件	219件	↗	↗	生涯学習課
(3)生涯学習施設の利用促進	生涯学習に関する施設が整備され、多くの市民に利用されている。	公民館利用者数	354千人	362千人	314千人	↗	↗	生涯学習課
		生涯学習施設の満足度	66.3%	66.8%	62.6%	⇒	⇒	生涯学習課
(4)読書環境の整備	図書館が充実し、多くの市民に利用されている。	図書館の設備・資料の満足度	60.5%	58.9%	59.8%	⇒	⇒	図書館
		市民1人当たり図書館資料総貸出点数	8.1点	7	6.5	↗	↗	図書館

基本施策5 心の豊かさを感じる文化の継承と振興

施策の意図		成果指標	平成 24年度	平成 30年度	令和 元年度	元年度 目標	5年度 目標	担当課
伝統文化が保存・継承されている。 市民全員が共有できる文化の振興が進んでいる。		伝統文化に誇りや愛着を持つ市民の割合	44.8%	37.7%	38.8%	↗	↗	文化スポーツ課
		芸術文化活動に取り組んでいる市民の割合	9.7%	5.5%	10.8%	↗	↗	文化スポーツ課
基本事業	基本事業の意図	成果指標	平成 24年度	平成 30年度	令和 元年度	元年度 目標	5年度 目標	担当課
(1)文化財、伝統文化の保存と継承	文化財の保存活動を通じて、尾張旭市の伝統文化が保存・継承されている。 歴史講座等を通じて文化財や史跡への関心が高まり、保存と公開が進められている。	文化財の保存活動の参加者数	921人	1,020人	1,001人	↗	↗	文化スポーツ課
		歴史講座、史跡めぐり等の参加者数	140人	224人	218人	↗	↗	文化スポーツ課

教育振興基本計画成果指標 点検評価シート

(2)地域文化活動団体の育成	市民が主役となった地域文化活動が行われている。 支援組織やボランティアが育成されている。	文化協会加入団体数	70団体	72団体	74団体	⇒	⇒	文化スポーツ課
		文化活動支援のために組織されたボランティア団体数	5団体	6団体	5団体	↗	↗	文化スポーツ課
(3)芸術文化活動の環境整備	市民の芸術文化鑑賞・発表の機会と場が整い、活動が活発に行われている。	芸術文化活動を鑑賞・参加している市民の割合	46.1%	37.8%	38.0%	↗	↗	文化スポーツ課
		芸術文化活動に関する機会の満足度	62.1%	60.4%	60.7%	↗	↗	文化スポーツ課
		芸術文化拠点施設(文化会館)の利用率	29.4%	-	32.0%	⇒	⇒	文化スポーツ課

基本施策6 健やかな人生を拓くスポーツの振興

施策の意図	成果指標	平成 24年度	平成 30年度	令和 元年度	元年度 目標	5年度 目標	担当課
スポーツをする市民が増加している。	スポーツ活動に親しむ市民の割合	61.3%	70.0%	75.6%	↗	↗	文化スポーツ課
	スポーツ活動を週1回以上行う成人の成人市民の割合	51.0%	58.5%	63.8%	↗	↗	文化スポーツ課

基本事業	基本事業の意図	成果指標	平成 24年度	平成 30年度	令和 元年度	元年度 目標	5年度 目標	担当課
(1)スポーツ活動の参加促進	市民がスポーツ活動を行う機会が充実し、参加が促進されている。	スポーツ教室・大会等に参加した市民の割合	16.7%	20.6%	19.8%	↗	↗	文化スポーツ課
		スポーツをする機会の満足度	65.1%	65.6%	62.6%	↗	↗	文化スポーツ課
(2)スポーツ団体・指導者の育成	スポーツの活動団体や指導者が育成され、スポーツ活動が活発になっている。	スポーツ団体数	21団体	20団体	20団体	⇒	⇒	文化スポーツ課
		スポーツ指導者養成者数	1,342人	3,644人	3,487人	—	—	文化スポーツ課
(3)スポーツ活動の環境整備	スポーツ活動に関する施設や設備が充実し、多くの市民が利用している。	スポーツ施設・設備の満足度	58.0%	55.7%	53.1%	↗	↗	文化スポーツ課
		スポーツ施設の利用者数	506千人	536千人	516千人	↗	↗	文化スポーツ課
		学校体育施設開放の利用者数	105千人	119千人	114千人	↗	↗	文化スポーツ課

基本施策1 豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

基本事業	個別事業	概要	令和元年度状況	担当課
(1)道徳性・社会性の向上	道徳教育の充実	・教科化された道徳の時間の理念や趣旨である、子どもたちがいじめの問題への対応等、現実の困難な問題に主体的に対処することができるよう授業改善を行い、道徳の時間を要し、学校の教育活動全体を通して、生命を大切にすることや思いやり、規範意識等の道徳性を高める教育を推進します。	・各校で道徳の授業の校内研修を実施し、児童生徒が主体的に考え、道徳的实践力が身につくような授業改善を行った。また、小中学校教諭を対象に道徳の授業に関する研修会を実施し、指導力の向上を図った。	教育行政課
		・集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かして豊かな心を育みます。	・野外活動を実施したり市の行事へのボランティアの参加を呼びかけたりし、自己肯定感や充実感を感じられる豊かな心づくりを推進した。	教育行政課
		・道徳講演会や道徳授業公開、地域の先生の招へい授業などを行い、地域の人々との交流を通して、地域と一体になった道徳教育を推進します。	・道徳講演会や道徳授業公開、地域の先生の招へい授業などを実施するなど、道徳教育を重視した教育活動を進めた。	教育行政課
		・児童会・生徒会の自発的・自治的な活動を通して、児童生徒のボランティアや勤労の精神を培います。	・児童会・生徒会の自発的・自治的な活動を通して、ボランティアや勤労の精神を培った。	教育行政課
		・あさびースマイルあいさつ運動を児童生徒会活動や地域の活動と連携させ、地域・家庭・学校での好ましい人間関係の確立を図ります。	・児童会や生徒会を中心に、地域の方などと連携して、あいさつ運動を行い、好ましい人間関係づくりを進めた。	教育行政課
	人権教育の推進	・児童生徒の発達段階や実態に即して、各教科や領域など、学校教育全体を通して人権を尊重する教育を推進します。	・これまでの研究を生かし、三郷小学校を中心に、児童生徒の発達段階や実態に即して、各教科や領域など、学校教育全体を通して人権を尊重する教育を推進した。	教育行政課
		・教職員の研修を計画的に実施し、人権教育に対する理解と意識の向上を図ります。	・いじめやネットモラルなどについての指導や、LGBTについて正しく理解できるような研修会を実施した。	教育行政課
		・人権擁護委員や社会福祉協議会などとの連携を図り、地域とともに人権教育を進めます。	・地区の人権擁護委員による出前授業やCAPプログラムの授業を実施した。	教育行政課
		・男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる心や態度の育成を図ります。	・男女がその個性を性別によらずに発揮できるように、本年度採用の教員を対象に男女共同参画に関する研修を実施した。	教育行政課
	いじめ・不登校対策の充実	(共通) ・対人関係にまつわる学校不適応の傾向を把握する検査を「心の発達サポート検査」として実施し、指導に生かします。	・中学校1・2年生で実施し、変化する生徒の状況や生徒の特性を生徒の指導や学級経営に生かすとともに、スクールソーシャルワーカーと連携し不登校の未然防止に活用した。	教育行政課
		・教職員への研修を通して、資質の向上を図り、いじめの未然防止や不登校対策に努めます。	・尾張旭市いじめ防止基本方針を基に、各校の基本方針の見直しを行うとともに、いじめ防止に関する年間計画を立て研修等を実施した。 ・教員による「いじめ不登校対策委員会」を開催し、各校の取り組みを共有するなどし、対策を進めた。	教育行政課
		・いじめ不登校対策委員会を中心に一人一人の児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努めます。	・いじめ不登校対策委員会を中心に一人一人の児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努めるとともに、自己肯定感が高まるような指導や取り組みを進めるように啓発した。	教育行政課
		・スクールカウンセラーや心のアドバイザーやスクールソーシャルワーカーを活用し、具体的な悩みや問題に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。	・スクールカウンセラーや心のアドバイザー、スクールソーシャルワーカーを活用し、具体的な悩みや問題に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めた。	教育行政課
		・児童生徒の日常的な悩みの相談や話し相手として、各学校に子どもと親の相談員や心の教室相談員を配置し、いじめや不登校等を未然に防止する体制を整えます。	・児童生徒に対するいじめ・不登校の防止対策として、気軽に相談できる相談窓口を設け、早期対応に努めた。	教育行政課
		(いじめ対策) ・いじめ防止対策推進法の目的や基本理念を達成するよう、市・教育委員会・学校等のいじめ防止等に関する機関等により構成される、「尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等の連携を図ります。	・いじめについて、法律上のいじめの定義により積極的に認知し、組織で対応するように周知した。 ・尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会を開催した。	教育行政課

(1)道徳性・社会性の向上	いじめ・不登校対策の充実	いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する附属機関の「尾張旭市いじめ問題専門委員会」を設置し、いじめ防止等のための施策に関する調査研究を行うとともに、重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合に調査を行います。	・いじめについて、法律上のいじめの定義により積極的に認知し、組織で対応するように周知した。 ・尾張旭市いじめ問題専門委員会を開催した。	教育行政課
		・全児童生徒を対象にいじめ実態調査を実施するなど、児童生徒一人一人の心の様子を把握するために定期的にアンケート調査を行います。	・全児童生徒を対象にいじめ実態調査を実施するなど、児童生徒一人一人の心の様子を把握するために定期的にアンケート調査を行うとともに、アンケートの5年間保存について規定した。	教育行政課
		・いじめ・不登校対策委員会の事業を通して、家庭・地域への啓発に取り組むとともに、家庭と学校が緊密な連携を図り、いじめの早期発見・解決や未然防止に取り組めます。	・いじめ不登校対策委員会によるいふだよりや子育て講演会で保護者への啓発活動を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、不登校・いじめ事案で関係機関と連携して学校や家庭支援を行い、事案の解決を図った。	教育行政課
		・心の教育推進活動や人権週間を通して、共感できる力や思いやりの心を育てます。	・これまでの研究を生かし、人権教育を推進するとともに、12月を人権月間と位置づけ、各小中学校において人権に関する意識啓発に継続的に取り組んだ。	教育行政課
		(不登校対策) ・適応指導教室「つくしんぼ」を活用し、心理的・情緒的な理由による不登校児童生徒を対象に、集団活動への適応を促し、学校への復帰を目指します。	・適応指導教室において、児童生徒に対して、学校復帰に向けた指導を継続して実施した。	教育行政課
		・教育に理解と熱意を有する大学生等を不登校児童の家庭にメンタルフレンドとして派遣し、よき相談者の立場から接し、児童生徒の社会性の向上を図るよう支援します。	・適応指導教室に通室ができない不登校児童生徒の家庭にメンタルフレンドを派遣し、社会性の向上を図るよう支援した。	教育行政課
		・不登校児童生徒への情操教育として定期的な乗馬体験を行います。	・情操教育として月に1回乗馬体験を行った。	教育行政課
(2)健康教育の推進	体力の向上と健康の増進	・健やかな心身の育成を図るため、体力テストの結果や学校保健会がまとめた発育と健康状態から、児童生徒の実態把握に努め、分析結果を指導に生かします。	・継続して持久走記録会等目標となる行事を企画し、実施した。 ・前年度実施の体力テストの結果で、小学校男子と中学校男女の持久力が全国平均を上回った。 ・発育と健康状態から、各校の健康に関わる課題を分析し、保健だよりで啓発を行った。	教育行政課
		・専門的な技術や指導力を備えた講師の登録制度を導入するなどマンパワーの確保を図り、部活動の活性化に努めます。	・専門的な指導を受けることができるよう、部活動の指導に外部からの人材を活用するとともに、昨年度から、顧問として指導ができる部活動指導員を配置した。	教育行政課
		・規則正しい生活習慣の確立を図るため、早起きを推奨し、あいさつ運動を行います。	・各小中学校において、生活習慣を振り返る健康週間を実施し、意識付けを行った。また、学期に一度児童会や生徒会を中心にあいさつ運動を行った。	教育行政課
(3)食育の推進	栄養バランスのとれた学校給食の提供	・児童生徒の心身の健全な発達に役立ち、食に関する正しい知識や食生活の習慣を身につけるよう、安全・安心で栄養価に優れたバランスの良い学校給食を継続的に提供します。	・衛生管理を徹底し、安全・安心な給食を提供することで、児童生徒に食に関する正しい理解と適切な判断を促した。 ・栄養バランスに優れた献立を工夫し、新メニューを提供した。	学校給食センター
		・引き続き安全・安心なアレルギー対応給食の提供を行うとともに、乳及び卵以外のアレルギー対応給食の検討を行います。	・就学時アレルギー対応説明会を開催した。 ・卵、乳のアレルギー対応給食(一律対応)の提供をした。 ・毎月2回副食から食物の7大アレルゲン除去した「皆が食べられる学校給食の日」を設けた。	学校給食センター
	食育の推進	・学校給食センターを活用して、試食会、親子料理教室、給食献立コンテストなどを通し食に対する意識の醸成を図ります。	＜教育行政課＞ ・学校給食センターの見学を行い、調理の様子や残食の処理の様子を知ること、食に対する意識を向上させた。 ＜給食センター＞ ・学校給食に対する理解を深めるため、試食会、親子料理教室、給食センター探検ツアー、給食献立募集を実施した。	教育行政課 学校給食センター
		・大学教授等を招いて、食育講演会を実施するとともに、各学校に講師や栄養職員を派遣し、食育に関する学びの場を提供します。	＜教育行政課＞ ・各小中学校を栄養教諭が巡回し、食育の授業を行った。 ＜給食センター＞ ・食に関する学びの場を設け、正しい知識の普及につなげるため、アレルギー専門医による食育推進講演会の開催及び栄養教諭の学校派遣を実施した。	教育行政課 学校給食センター

(3)食育の推進	食育の推進	・地元でとれた食材を積極的に学校給食の献立に取り入れ、地産地消を推進します。また、市内小学校の児童と地元生産者が給食と一緒に食べるふれあい給食を実施します。	<教育行政課> ・児童生徒が地元農産物と給食への理解を深められるよう、農産物の生産者と交流し、共に給食を食べるふれあい給食を実施した。 <給食センター> ・児童生徒が地元農産物と給食への理解を深められるよう、農産物の生産者と交流し、共に給食を食べる「ふれあい給食」を実施した。	教育行政課 学校給食センター
		・朝ごはんメニューコンテスト等を通し、健康的な食生活習慣を身につけさせます。	・朝ごはんメニューコンテストを実施し、朝ごはんの大切さや家族で食事をすることの意義の啓発を行った。	教育行政課

基本施策2 良好な環境の中で確かな学力を育む教育の推進

基本事業	個別事業	概要	令和元年度状況	担当課
(1)確かな学力の育成	基礎的・基本的な知識・技能の定着	・基本的な学び方の定着を必須とし、各校の重点指導目標として取り組みます。 ・児童生徒の発達段階や特性を把握し、学習内容の系統性や指導方法などを吟味することで分かる授業が行えるよう市の教科等研究員を活用した授業研究などに取り組みます。	・各校において重点指導目標に学習スタンダードの定着など学習規律の向上を設定し、校内研修によって教職員の共通理解を図った。 ・各校の研究授業に教科等研究員や指導主事を派遣し、学習内容や指導方法について研究協議を行い、授業力の向上に取り組んだ。	教育行政課 教育行政課
	思考力・判断力・表現力の育成	・各教科等の授業で、体験から感じ取れたことを表現したり、情報を分析・評価し論述したりするような言語活動を充実させます。 ・「主体的・対話的で深い学び」を創造して、学校教育における質の高い学びを実現するために、授業研究など研修を行い、教員の授業力の向上に努めます。	・各教科の授業で体験的な活動を積極的に取り入れ、その経験をもとに児童生徒が感じ取ったことを発表したり記述したりする活動に取り組ませた。 ・児童生徒に対して、主体的・対話的で深い学びとなる授業を実施できるよう、各教科等についての研修を実施した。	教育行政課 教育行政課
	学びに向かう力・人間性等の涵養	・学んだことの意義を実感でき、人生や社会に生かせるような学習活動を充実させます。	・自分の学びを振り返ることの大切さを実感し、主体性を育む授業を実施できるよう、各教科等についての研修を実施した。	教育行政課
(2)現代的な課題に対応した教育の推進	情報教育の充実	・ICT機器を利用し、情報を適切に活用できる力を高めます。	・小中学校のコンピュータ教室用コンピュータ端末に加え、可動式PCを整備し、更に活用の利便性を向上させる普通教室に無線LANを、中学校にはプロジェクターを整備した。 ・ICT委員会を中心に、操作法の研修や環境整備等の検証を進めた。	教育行政課
		・各小中学校の学年に応じて、情報通信技術の役割や影響を理解させ、情報モラルについての的確な判断ができる能力を育成します。	・各小中学校において、生徒指導主事がスマホやSNSの適正な使用方法について指導を行ったり、企業の出前講座を活用して情報モラル等に関する授業を行ったりした。	教育行政課
		・電子教科書など時代に合った教材を用いた指導を行います。	・デジタル教科書、大型提示装置、実物投影機、可動式PCを積極的に活用し、授業改善を図った。	教育行政課
		・情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、論理的に考えていく力を育成するため、プログラミング教育を実施します。	・情報活用能力の重要性やプログラミング教育の目的等を周知するため、研修会を実施した。	教育行政課
	国際理解教育の推進	・小学生は、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、加えて高学年において「読むこと」、「書くこと」を総合的・系統的に扱い、中学生は、英語による実践的なコミュニケーション能力を高めることができるよう、各小中学校にALTを派遣し、ネイティブスピーカーによる英会話指導等を行います。	・各小中学校へALTを派遣し、英語の音声や表現に慣れ親しむ活動や児童生徒と英語によるコミュニケーション活動を行った。	教育行政課
		・外国の自然や文化に直接触れ、国際的視野に立つて主体的に行動できる人材育成の機会として、中学生を対象とした海外研修事業を実施します。	・令和元年8月7日から8月16日の日程で、中学生海外研修事業を実施した。	教育行政課
	環境教育の推進	・ごみゼロ運動など、地域の清掃活動への参加を促し、環境教育の推進を図ります。	・児童会、生徒会による地域のゴミ拾い活動を実施した。	教育行政課
		・ごみの分別収集やリサイクル、省エネルギー、節電など環境についての意識の向上を図ります。	・各小中学校において、ごみの分別に取り組むとともに、節電に取り組んだ。	教育行政課

(2)現代的な課題に対応した教育の推進	環境教育の推進	・避難所となる学校施設に太陽光発電の設備を整備し、非常時の電源確保を図るとともに環境教育に役立てます。	・小中学校8校に公共施設の屋根貸し事業により設置された太陽光発電設備を活用し、再生可能エネルギーに関する環境教育に役立てた。	教育行政課
	キャリア教育の推進	・社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。	・市内中学校でキャリアスクールプロジェクト事業(県委託事業)を実施した。	教育行政課
		・市商工会と連携し、市内企業の協力のもと、小学校では「職業にふれる」機会づくりを、中学校では「職場体験学習」を進めます。	・市内小学校で、農業、商業、工業、公共施設等を見学し、それぞれの仕事の特徴や、職業に対する心構えなどを学んだ。 ・中学校では、それぞれの興味に応じた職場を選んで職場体験を実施した。	教育行政課
	防災教育の推進	・中学生を対象とした普通救命講習会の実施等により防災意識の向上を図ります。	・各中学校だけではなく各小学校においても、普通救命講習会を実施し、災害発生時に進んで行動できる技能や意識を高めた。	教育行政課
		・小中学校ごとに、ハザードマップを作成し、児童生徒、家庭、地域等と協力して、危険箇所の把握や防災教育を行います。	・地域と連携し、避難所運営に関する教員研修を推進するとともに、放課時の避難訓練、ハザードマップの更新等、防災教育を進めた。	教育行政課
		・市防災担当課と連携し、中学生の防災訓練への参加を促します。	・10月に実施した尾張旭市総合防災訓練や、自治会主催の防災訓練に、中学生がボランティアとして参加した。	教育行政課
		・小学校1年生を対象に警察署の協力を得ながら防犯教室を行います。	・愛知県警察や、市民活動課と協力し、連れ去り防止教室などの防犯教室を実施した。	教育行政課
		・小学校1年生への防犯ブザーの配布や「かけこみ110番」の場所を児童生徒に周知することにより防犯意識の高揚に努めます。	・4月に小学校1年生に対し、防犯ブザーを配布した。	教育行政課
		・交通安全教育や薬物乱用防止教育など、自らの命を自ら守るよう、子どもたちの危機回避能力の育成を進めます。	・各小中学校の学校保健計画に、薬物乱用防止教室の実施を位置づけ、実施した。 ・自転車による交通事故の多発に対し、スケアードストリート訓練など様々な交通安全講習を行い、事故の未然防止に努めた。	教育行政課
	郷土教育の推進	・総合的な学習の時間などで、地域の伝統文化である「棒の手」、「さい踊り」、「打ちばやし」などの地元の講師による指導を通して、地域の伝統文化を学び、豊かな心を育てます。	・各小学校の総合的な学習の時間において、地域に根ざした伝統文化を学び、発表する機会を持った。	教育行政課
		・小学校社会科副読本「きょうどあさひ」、中学校社会科副読本「尾張旭」を教科書の改訂に合わせて編集、作成し、郷土の学習に活用します。	・「きょうどあさひ」を各小学校へ配布した。 ・教科書改訂に合わせて、令和2年度から活用する改訂版「きょうどあさひ」を作成した。 ・「尾張旭」を各中学校へ配布した。	教育行政課
	消費者教育の推進	・消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育を推進するとともに、教職員の研修を実施します。	・社会科や家庭科の授業において、実際の生活に即した内容を取り扱い、話し合いを持つことで知識理解を深めた。 ・市内小中学校で税理士を招き租税教室を行った。	教育行政課
(3)個に応じたきめ細かな指導の充実	少人数指導授業の充実	・県費教職員の配置を補うため、市費による少人数指導対応非常勤教員を小中学校に配置し、各校で算数や数学などの授業において少人数指導授業を充実させます。	・市費による少人数指導対応非常勤教員を小中学校に配置した。	教育行政課
	特別支援教育の充実	・学校生活指導補助員を各校に配置し、通常学級や特別支援学級に在籍する特別な配慮が必要な児童生徒の学校内での生活や学習を支援します。	・学校生活支援員、学校生活補助員を各小中学校に配置し、生活支援や学習支援を行った。	教育行政課
		・発達障がいに関する専門知識を有する金城学院大学の大学院生等を特別支援教育支援員として各校に派遣します。	・特別支援教育に関する金城学院大学との協定の下、学生を実習生として受け入れるとともに、その後継続して支援をする取組が進められた。	教育行政課
		・特別支援教育支援員による発達障がいについての詳細な観察や記録をもとに、発達障がいについての理解と指導方法の改善を行いその成果を共有します。	・小中学校で作成した「特別支援教育の手引き」を活用し、児童生徒の指導に役立てた。	教育行政課
		・通級指導教室を通して、特別な支援が必要な児童への個別指導を行います。	・特別な支援が必要な児童について、通級指導教室において個別指導を行い、適切な指導を行った。	教育行政課

(3)個に応じたきめ細かな指導の充実	特別支援教育の充実	・特別な配慮が必要な児童生徒が、一人一人の障がいの状況に応じた教育が受けられるよう、瀬戸特別支援学校に通学する児童生徒数等に応じ、財政的な負担を行います。	・特別な配慮が必要な児童生徒が、一人一人の障がいの状況に応じた教育が受けられるよう、瀬戸特別支援学校に通学する児童生徒数等に応じ、財政的な負担を行った。	教育行政課
		・個に応じた適切な支援を行うために、こどもの発達センターと連携します。	・個に応じた適切な支援や就学ができるよう、こどもの発達センターと連携し、教育相談や体験入学等を行った。	教育行政課
(4)特色ある学校づくりの推進	地域と連携した独自の学校運営	・各学校で地域の実態や特性を把握し、地域の伝統文化を学ぶなど地域との連携を図り、創意工夫を活かし、特色ある学校づくりに取り組みます。	・各小中学校の学校施設や地域の人材を生かして、ピクトの整備をしたり伝統文化を学ぶ授業を実施したりし、特色ある学校づくりを進めた。	教育行政課
		・各学校は、日ごろの教育活動の成果と課題、児童生徒の様子などをもとに学校の将来像を描き、その実現に向けての課題等を整理し、取り組むべきことを明確に表現したグランドデザインを作成します。	・各校のグランドデザインによる特色ある学校づくりを進めた。	教育行政課
		・開かれた学校を目指し、学校公開の状況、学校のグランドデザイン、学校の教育目標や指導方針など、学校の情報を積極的にホームページや学校だよりを通して発信します。	・学校のグランドデザイン、学校の教育目標や指導方針など、学校の情報を積極的にホームページ更新により情報発信に努めた。	教育行政課
	地域と連携した独自の学校運営	・PTAと連携し、地域や保護者の力を学校運営に生かします。	・地域の人たちと話し合う場をもち、話し合いによって出されたアイデアを取り入れたボランティア活動、伝統文化や郷土の歴史を未来に継承する取り組み、まちづくりや地域の行事と一緒に進める取り組み等の交流体験活動、学校が地域の中で生かされるような創意工夫のある活動を行った。	教育行政課
(5)教職員の資質向上	教職員研修の充実	・様々な教育課題に対し、その克服や改善を図るため、教育の各分野の優れた指導者を講師に招へいた研修を行い、教職員の資質の向上を図ります。	・教員の指導力向上のため、各校の必要に応じた専門家等を講師として招へいし、年間を通じて指導を受けた。	教育行政課
		・教育フォーラムの開催、各種研修の実施、教育論文の募集事業などを通して、教職員の資質向上を図ります。	・教育フォーラムを8月に実施した。 ・教員のキャリアに応じた各種研修を実施した。 ・教育論文を募集し、教職員の資質向上を図った。	教育行政課
		・教員を退職した者などを教育研究室研究員に委嘱し、豊富な経験をもとに、教育研究の指導をはじめ、保護者や教職員への相談活動や学校支援ボランティアのコーディネートなど、学校を取り巻く様々な課題に対応します。	・教育研究室研究員による現職教員が行う教育研究の指導を行った。 ・保護者や教職員への相談活動を実施したり学校支援ボランティアを学校の需要に応じて割り振ったりして、学校教育を支援した。	教育行政課
	教員の負担軽減	・長期休業中に学校閉校日を設け、教員の夏季休暇や年次休暇の取得を推進し、心身の健康増進など教員の負担軽減を図ります。 ・長時間労働の是正に向けて、教員の出勤時間記録の電子化について研究を深め、教員による記録や集計事務の負担軽減を図ります。	・夏季休業日と冬季休業日に学校閉校日を設け、教員の休暇取得を促進した。 ・タイムカードを導入し、教員の出勤時間記録を客観的に把握した。	教育行政課 教育行政課
(6)教育環境の整備	学校施設の環境整備	・経年により老朽化した学校施設の損耗、機能低下の改善を図るため、大規模改造工事を軸に、施設の長寿命化、質的な向上を推進します。	・渋川小学校トイレ改修工事(1期)を実施した。 ・旭中学校大規模改造工事(1期)を実施した。 ・小学校普通教室空調設備整備工事(4校分)を実施した。	教育行政課
		・今後の児童生徒数の推移を適切に把握し、地域と連携した学校施設の有効利用を図るなど、今後の施設のあり方を検討します。	旭小学校について、地域との連携も想定した施設の有効利用を図り、増築棟の整備及び既設校舎を改修する基本設計業務を実施した。	教育行政課
	ICT化への対応	・コンピュータ端末等、児童生徒及び教職員の必要とする機器について、導入の方針を策定し、計画的に整備を図ります。	・小中学校のコンピュータ教室用コンピュータ端末に加え、可動式PCを整備し、更に活用の利便性を向上させる普通教室に無線LANを、中学校にはプロジェクターを整備した。	教育行政課
		・情報管理を徹底するとともに、人為的な過誤や悪質な侵入等を防ぎ、児童生徒及び教職員が安全に情報機器を使用できるよう、ネットワークの整備をはじめとした対応を行います。	・情報セキュリティネットワークの構築、尾張旭市教育委員会セキュリティポリシーを策定し運用を行った。	教育行政課
	通学路の危険箇所への対応	・尾張旭市通学路交通安全プログラムに基づき、継続的に通学路の安全を確保するため、毎年小中学校の通学路状況を把握し、通学路安全点検を実施して、通学路安全対策の検討・実施・効果把握・改善及び充実を図ります。	・通学路の危険箇所について、道路管理者、警察など関係部署と合同点検を行い改善を行った。	教育行政課
		・児童生徒が安全に登下校できるように、防犯や防災などの観点からも危険がある箇所を的確に把握し、その改善を図ります。	・各小中学校が通学路の危険箇所を示した「安心安全マップ」を作成し、児童生徒に周知し、指導した。	教育行政課

基本施策3 総合的な教育連携の推進

基本事業	個別事業	概要	令和元年度状況	担当課
(1)家庭教育力の充実	家庭教育学級の推進	・家庭教育のあり方について考えを見直す機会を設け、家庭内だけでは解決しにくい問題に対して相互に助け合うことができるよう、「家庭教育学級」を開設し、家庭教育に関する学習を計画的、継続的かつ集団的に進めます。	・市内9小学校区で家庭教育学級を開設。各学級単位で自ら企画・運営を行い、家庭教育の重要性、あり方について学ぶとともに、同世代の子を持つ保護者の仲間づくりを行った。 ・運営に当たり、全小学校区でPTAの協力を得て、開催することができた。	生涯学習課
		・各学級単位で自ら企画した家庭教育に関する講演、実習などを開催するとともに、各学級の代表者による連絡会などを通して、学級間の情報交換等を行います。	・代表者連絡会を通して、学級ごとの工夫や企画等について情報交換等を行い、好評だった講座等を共有している。情報共有の結果、親子で参加する講座や子どもの心を学習する講座なども行われた。	生涯学習課
	思春期家庭教育学級の推進	・思春期の子を持つ親に対し、思春期の特徴や子どもの心と体の変化を学習する機会と家庭での教育のあり方を考えてもらうため、大学教授等専門家による講座を開催します。	・「子どものやる気を引き出す、あの手・この手」と題して、前・後期×4回の講座を実施した。未就学児の託児サービスを行うとともに、忙しい保護者にも参加しやすいよう1回だけの参加も可とした。	生涯学習課
	子育て支援の充実	・育児やしつけ、養育、非行など家庭内での子育てに関する相談を行う「こども・子育て相談」をさらに周知し、充実を図ります。	・18歳までの子どもに関する総合相談窓口として「こども・子育て相談」を開設し、子育て家庭の不安の軽減や問題の解決に努めるとともに、リーフレットを配布し、窓口のPRを行った。	こども課
		・子育て家庭の孤立を防ぎ育児不安の解消や子育て力向上の支援を行うため、子育て支援センター事業として、子育てサロン、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育て講座等を実施します。	・子育て中のかたの相談や憩いの場として、また、保護者同士の交流の場として、市内7箇所に子育て支援センターを開設し、子育てサロンの実施や講座の開催を行うとともに、身近な場所として、全地域のセンターのPRなども行った。	こども課
		・市民相互により子育てを応援するファミリーサポートセンターの充実を図ります。	・支援を必要とする子育て家庭がサポートを受けられるよう、相互扶助組織であるファミリーサポートセンターを運営するとともに、子育ての手助けが出来る援助会員の募集に努めた。	こども課
		・こどもの発達センターにおいて、子どもの発達に関する専門相談、個別支援手帳の配布、親子支援教室の開催、研修等を実施します。	・18歳までの子どもの発達に関する支援機関として、「こどもの発達センター」を運営し、医師による専門相談を含めた各種相談、親子支援教室や研修会を開催するとともに、関係機関との連携を図った。	こども課
		・尾張旭市子ども・子育て支援事業計画に基づき、こども・子育てに関する施策の充実に取り組みます。	計画に基づき、各種施策を推進、進捗管理を実施。 【R1実績】 計画掲載の109指標中、65指標が目標達成、28指標が順調に推移。	こども未来課
	(2)地域教育力の充実	・PTAや地域の方々による環境整備や読み聞かせ、授業の補助、ゲストティーチャーなど、多種多様なボランティア活動を活用し、教育活動の質の向上を図ります。	・PTAや地域の方々による環境整備や読み聞かせ、授業の補助、ゲストティーチャーなど、多種多様なボランティア活動を活用し、教育活動の質の向上を図った。	教育行政課
		・学校支援ボランティア登録制度により、教職員OBなど様々な知識や能力を有する人材を各小中学校に派遣します。	・学校支援ボランティア登録制度により、学校へ人材を派遣した。	教育行政課
		・様々なことを体験的に学ぶ機会として、地域の力を活用したホリデースクールや夏季教室などの実施を検討します。	・地域連携推進事業で、地域人材を活用した講座や講演会などを実施し、子どもたちが体験的に学ぶことができた。	教育行政課
		・放課後児童健全育成を行うため公設児童クラブの運営の充実と民間学童クラブへの支援を行うとともに、各小学校区の放課後児童の状況に応じた運営方法等について検討します。	・民間学童クラブ2か所の開設の支援を行った。 ・放課後のこどもの居場所づくり事業として、児童館ランドセル来館事業を試行した。	こども課
		・「健全な遊びを通じた援助」、「子育て家庭の支援」、「地域ぐるみで子育て活動の推進」の基本方針に基づき、子どもを取り巻く環境の変化に対応した児童館活動の充実を図ります。	・幼児親子を対象とした「子育てひろば」や小中学生を対象とした各種行事を開催し、子育て家庭の支援や健全な遊びを通じた援助等を実施して児童館活動の充実を図った。	こども課
(2)地域教育力の充実	児童館活動の充実	・みらい子育てネットを始めとする各種ボランティア団体や近隣の高等学校や大学の協力を得て、「こどもまつり」や「もちつき会」等の地域交流事業の充実を図ります。	・関係団体等との連携、協力を得て、こどもまつりやもちつき会、その他各種イベントで市内の中学校や高校、大学などと地域交流事業を実施した。	こども課
	青少年の健全育成活動の推進	・子どもたちを見守り、育てる取り組みを自主的に行っている団体の活動を広く市民に知らせます。	・「地域のおじさんおばさん運動」を実施し、取り組みについてホームページで紹介した。	教育行政課
		・「中学生の居場所づくり」、「中学生との関わりを持つこと」を目標とした事業を実施し、中学生同士及び地域の大人との交流事業の充実を図ります。	・尾張旭市青少年健全育成推進大会が開催され、善行青少年の表彰等関連事業を実施した。 ・中学生フェスティバルが開催され、中学生同士及び地域の大人との交流、ダンス、演奏など舞台発表を行った。	教育行政課 少年センター

(2)地域教育力の充実	青少年の健全育成活動の推進	・標語やポスターの表彰、身近な問題をテーマとした意見発表や、学校、地域から推薦された善行青少年の表彰を行い、青少年の健全育成と非行防止の事業の充実を図ります。	・ポスター、意見発表の作文募集を行い、健全育成活動を推進した。 ・青少年健全育成推進大会に向け、善行青少年、健全育成ポスター、僕の意見私の考え表彰選考等を実施した。	教育行政課 少年センター
	幼稚園・保育園と小学校との連携	・小学校就学後の継続的な指導のため、幼稚園・保育園より小学校に送付される「幼稚園幼児指導要録」及び「保育所児童保育要録」を、子どもの育ちを支え、子どもの理解を助けるものとして活用します。	・園児を小学校へ招待したり、教員が幼稚園・保育園を訪問したりし、円滑な就学につなげた。 ・幼稚園・保育園からの要録を新就学児の理解のための資料として活用した。 ・新就学児が小学校になれることができるように、校庭開放や、交流事業を実施した。	教育行政課
(3)学校・家庭・地域の連携	認定こども園に関する情報提供	・幼稚園に対して、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ「認定こども園」に関する情報提供を行います。	・市内幼稚園に情報を提供しているが、具体的な移行を検討している園は無い。	保育課
	地域に根差した学校づくり	・学校が市民祭など市のイベントや地域の行事などに積極的に係わることにより、児童生徒が、社会の一員であることの自覚を促すとともに、意識の向上を図ります。	・金管バンド・吹奏楽部が市民音楽祭等イベントへ参加した。 ・各中学校の生徒が市主催のイベントにボランティアとして積極的に参加した。	教育行政課
		・保護者やスクールガード、少年センター、警察等と協力して見守り活動を実施し、児童生徒の登下校時の交通安全・防犯上の安全確保を行います。	・保護者やスクールガード、少年センター、警察等と協力して見守り活動を実施し、児童生徒の登下校時の交通安全・防犯上の安全確保を行った。	教育行政課
		・学校敷地内の環境整備や図書館整理など地域ボランティアの協力のもと学校運営の充実を図ります。	・学校だより等を通して、保護者や地域の方の協力を依頼し、花壇や図書館の整備、絵本の読み聞かせなどを実施した。	教育行政課
		・学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる地域学校支援推進事業を、各小学校区で「あさひスマイルコミュニティ」として実施します。	・地域学校支援推進事業を全小学校区で実施し、地域との連携を進め、地域の教育力を学校運営に活用するとともに、児童が地域活動を推進する取り組みを行った。	教育行政課
	旭野高等学校との連携	・地域の中で開催される市イベントへの関わりや、市立保育園や児童館における活動において、旭野高等学校との連携を深めます。	・旭野高等学校軽音楽部に依頼し、児童館こどもまつりの際などに演奏してもらった。	こども課
	金城学院大学との連携	・金城学院大学と特別支援教育に関する協定を締結し、大学院生を特別教育支援員として各小中学校に派遣し、児童・生徒の支援を行います。	・金城学院大学の大学院生を、各小学校で実習生として受け入れ、特別な支援を要する児童に対し継続的に支援や観察を行い、指導に役立てた。	教育行政課
	名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との連携	・環境学習講座などの取り組みの実績を踏まえ、両大学の教授陣の専門知識を生かした生涯学習・公開講座等の企画、運営のさらなる充実を図ります。	・名古屋経営短期大学に講師を依頼し、生涯学習フェスティバルオープニングイベントにおいて、算数教室、ひっかき絵(スクラッチ)教室を開催した(2月)。	生涯学習課
		・地域活動の場を提供する市事業への大学生の参加について、さらなる充実を図ります。	・名古屋経営短期大学に講師を依頼した、生涯学習フェスティバルオープニングイベントにおいて、大学生ボランティアが参加した。	生涯学習課
		・図書館施設の開放による相互利用の促進を図ります。	名古屋産業大学の准教授に図書館協議会の委員をお願いし、情報共有に努めた。	図書館
	愛知県立大学及び岐阜聖徳学園大学との連携	・各課等で実施する事業での、両大学と連携した取り組みの検討を行います。	【生涯学習課】 ・名古屋産業大学に社会教育委員の推薦を依頼し、同大教授を委員に委嘱した。 【図書館】 名古屋産業大学の学生をインターンシップとして受け入れた。	生涯学習課 図書館
		・愛知県立大学と連携し、教育活動の支援を行うボランティア学生又はインターンシップの受け入れを行うことにより、本市の教育活動の活性化を図ります。	・愛知県立大学と連携し、教育活動の支援を行うボランティア学生又はインターンシップを受け入れた。	教育行政課
		・岐阜聖徳学園大学と連携し、小中学校教職員に対する資質向上研修を実施するほか、本市の教育の充実を図ります。	・岐阜聖徳学園大学と連携し、小中学校教職員に対する資質向上研修を実施した。	教育行政課
(4)就園・就学の支援	私立幼稚園の振興	・国の動向を注視しつつ、私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園し市内に住所を有する園児の保護者に対し授業料等を減免する場合に補助を行います。	・市内4園(対象園児 476人)及び市外24園(対象園児 502人)に対し、幼稚園就園奨励費補助金の交付決定を行い、補助金を交付した。	保育課
		・尾張旭市内で私立幼稚園を開園している設置者に対し、子どもたちの健全育成に資する事業を実施する場合に、補助を行います。	・市内私立幼稚園4園に対し、幼稚園振興事業費補助金の交付決定を行い、補助金を交付した。	保育課

(4)就園・就学の支援	就学援助の推進	・経済的な理由によって就学困難な児童生徒に対し、学用品、校外活動費などの就学に必要な費用を援助します。	・就学援助費の認定を行い、支給した。 ・新入学学用品費の前倒し支給について、保護者への周知を積極的に行った。	教育行政課
		・特別支援学級に就学する児童生徒に対し、学用品、校外活動費などの就学に必要な費用を援助します。	・特別支援教育就学奨励費の認定を行い、支給した。	教育行政課
	子育て家庭の支援	・子育てを行っている世帯の生活安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するよう、国・県の動向に合わせ、児童手当、児童扶養手当、遺児手当、遺児就学手当、特別児童扶養手当、母子父子家庭等自立支援給付金の支給を行います。	・各種手当を支給し、子育て世帯への支援を行った。	こども課
	私立学校へ通う児童生徒を持つ保護者等の支援	・私立学校へ通う児童生徒を持つ保護者等に対して助成を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。	・私立学校修学支援事業補助金の交付決定を行い、支給した。	教育行政課

基本施策4 豊かな人生を彩る生涯学習の振興

基本事業	個別事業	概要	令和元年度状況	担当課
(1)生涯学習活動の参加促進	学習機会の提供	・市民の多様な学習意欲に応じるため多種多様な講座を開催します。	・大学教授等を講師に迎え「成人大学講座(国際・歴史・音楽・経済・文学・美術)」や公募講師による「市民塾」、さらには選任講師による「外国語講座」など市民の教養を深める多種多様な講座を開催した。	生涯学習課
		・高齢者が、健康で生き生きとした人生を送り、時代に合った課題にも対応できるよう学習メニューを検討します。	・市内在住の60歳以上の方を対象とした「高齢者教室長寿学園」で、歴史教養・健康・音楽等の講話や健康体操クラブ・絵手紙クラブ・チャレンジクラブを開催するとともに、長寿課と連携し介護予防事業の一環としてオープンキャンパス「みんなで笑おう 健康落語」の講座を実施した。	生涯学習課
		・専門の講師から教わるだけの講座から、受講生が講座終了後も研鑽を重ね、学んだことを講師としてほかの人にも教えたり、ボランティアとして講座の企画、運営にも参画したりするなど、社会還元型のシステムづくりを推進します。	・教える生きがいと学ぶ喜びを講師・受講生双方が感じられる、公募講師による「市民塾あさびーなび」を開催した。終了後の自主グループ化を推進するためのチラシを作成するなど、職員が積極的に支援した。	生涯学習課
		・地域のニーズに応じた講座の開催に努め、地元住民を講師に積極的に活用するなど、地域で求められる事業の展開を図ります。	・地域に密着した活動を目指して、親子で参加できるものや季節に合わせた内容等を工夫して「地域ふれあい講座」を各地区公民館において開催した。	生涯学習課
(2)生涯学習情報の提供	学習情報の提供	・市民によりわかりやすく生涯学習情報を提供するため、市や各種団体主催の教室・講座・イベント等の情報を一元化し、情報提供を行います。	・市内の生涯学習情報を提供する冊子を作成し、市内施設への設置及びホームページに掲載し、情報提供を行った。(生涯学習講座一覧、生涯学習教授リスト・団体リスト)	生涯学習課
		・民間施設や大学等が行っている生涯学習情報を収集し、必要な方に必要な情報を提供できるようにします。	・民間施設や大学等の生涯学習情報チラシ等を公民館に常設し、情報を提供した。	生涯学習課
	相談体制の整備	・生涯学習を始めるきっかけづくりや学習活動を促進するため、学びを求める人や提供したい人に学習情報、指導者、学習グループの紹介などの相談を行います。	・上記の学習情報等を活用し、学びの相談に応じた。	生涯学習課
(3)生涯学習施設の利用促進	地域に開かれた公民館を目指す事業の展開	・地区公民館職員を校区担当職員として併任し、自治会をはじめとする各種地域団体に積極的に関わることで、地域の状況や課題などの把握に努めるとともに、地域づくりのアドバイザーとして、地域組織の支援や地域との関係づくりに努めます。	・地区公民館等9館に市民活動課職員との併任辞令を受けた公民館主事が配置され、連合自治会等の会議にも出席し、行政と地域のパイプ役を担っている。 ・公民館主事が地域の行事や課題に積極的に関わり、市民とともに地域づくりを行った。	生涯学習課

(3)生涯学習施設の利用促進	地域に開かれた公民館を目指す事業の展開	・人づくり・まちづくりの場である公民館では、地域住民の経験やキャリアを積極的に活用し、ともに学び、ともに教えながら住民が一体となって、地域の活性化を図れるよう、施設の活用を促進します。	・地区公民館に配置された公民館主事が、地域の自治会や公民館利用者と積極的にコミュニケーションをとり、地域に根ざした公民館となるよう活動している。	生涯学習課
	安心・快適な利用ができる施設づくり	・施設利用者が安心して、快適に使えるよう、常日頃から施設の状況確認に努めるとともに、長期的な施設修繕計画に基づき、計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。また、利用者からの声に耳を傾け、より使いやすい施設への改善に努めます。	安全、快適に施設が利用できるよう工事、修繕を行った。 ・平子公民館空調設備修繕 ・中央公民館空調設備修繕 ・三郷公民館屋外階段改修工事 ・波川公民館外部点字タイル修繕 など	生涯学習課
		・スカイワードあさひ天体観測室の望遠鏡をはじめ、生涯学習施設に必要な備品の更新を行います。	・安心・快適に利用できるよう50cm天体望遠鏡や天体観測ドームの保守点検を行い、10cm太陽専用望遠鏡等の修繕を行った。 ・公民館活動に必要な備品等の更新、新規購入を行った。	生涯学習課
(4)読書環境の整備	資料の提供	・図書、逐次刊行物、視聴覚資料及びデータベース等の資料を適切に選定し、かつ計画的に受け入れます。	・図書、逐次刊行物、視聴覚資料及びデータベース等の資料を適切に選定し、計画的に受け入れた。 ・選定については利用者の要望を取り入れたり、利用状況等を勘案している。	図書館
		・利用者の調査、研究の支援及び読書相談等のレファレンスサービスを適切に行うことができるよう職員の育成を行います。	・レファレンス事例を職員間で共有し、サービスの向上を図っている。	図書館
		・朝見武彦文庫として整備を進めてきた健康に関する資料の適切な管理を行います。	・健康に関する図書等の収集整備を継続し、特集コーナーの設置や貸出しに努めた。	図書館
		・愛知医科大学及び近隣3市(瀬戸市、日進市、長久手市)と連携し、医学・健康情報の発信に努めます。	・病気に関する調べ方ガイドの作成や特集コーナーの設置、講座の開催等、情報発信に努めた。	図書館
	読書の奨励	・子ども読書活動推進計画に基づき、幼い頃から読書に親しむため、読み聞かせ等の活動を推進します。	・小中学校へ、調べ学習支援を行った。 ・調べ学習支援図書の配送を試行し、モデル校への配送を実施することで、課題を洗い出し、調整した。 ・小学校図書館訪問を行い、情報・意見交換を行った。 ・市内読み聞かせグループなどの団体に大型紙芝居やパネルシアターなどを貸し出すなど、活動支援を行った。	図書館
		・読書の奨励と図書館の利用促進を図るため、特集コーナーの設置や各種催し物を開催します。	・特集コーナーの設置、各種おはなし会・映画会のほか、ボランティア養成講座、夏休み子ども一日司書、読書週間等にちなんだ事業等の開催、読書通帳の配布を行った。 ・「本のリサイクルコーナー」の試行を継続し、読書の奨励及び図書館の利用促進に努めた。	図書館
	図書館施設の充実・整備	・市民にとって必要かつ十分な資料提供ができるよう、書架の配置、スペースの有効利用に努めます。	・閉架書架の収蔵量増加を行い、スペースの有効活用を努めた。 ・貸出業務やゲート監視等のパソコン環境を整備し、資料提供環境を整えた。	図書館
		・快適に館内にて過ごせるよう施設の維持、整備に努めます。	・来館者の安全を確保するため、経年劣化していた玄関の自動ドアのエンジン装置を取替修繕した。 ・図書館を安全・快適に利用してもらうために、非常用放送設備や、天吊り型スクリーンなどの施設設備を必要に応じて修繕した。	図書館
		・駐車場や配架スペースなど図書館に関する様々な課題があり、その他運営の面も含めて、今後の図書館施設のあり方について検討します。	・庁内に図書館のあり方検討会を設置して、今後の図書館運営や図書館像について検討を行った。 ・図書館を利用しない市民を含めた抽出アンケートの計画を見直し、令和2年度に図書館利用者に対するアンケート調査の実施を計画した。	図書館

基本施策5 心の豊かさを感じる文化の継承と振興

基本事業	個別事業	概要	令和元年度状況	担当課
(1)文化財、伝統文化の保存と継承	無形民俗文化財の継承	・市指定の無形民俗文化財を保護するとともに後継者の育成を行うため、保存会の指導、支援を行います。	・市、県指定無形民俗文化財の保存会活動に983人が参加した。 ・無形民俗文化財の保存・伝承のための後継者育成を目的として、144人に報償品を支給した。 ・次世代を担う子どもたちに、棒の手の道具に触れたり、基本的な型を練習したりする親子教室を開催した。 ・保存会で活躍する子どもを対象に活動に対するアンケート調査を実施した。	文化スポーツ課

(1)文化財、伝統文化の保存と継承	伝統文化や郷土の歴史の保存と公開	・市内に残る史跡や文化財、市民から寄贈された民具や市内から発掘された貴重な埋蔵文化財など歴史的に価値のある資料等に対する保護意識の高揚を図ります。	・史跡めぐりを春・秋各2回開催し、78人が参加した。また、子ども向け史跡めぐりを開催し、40人が参加した。 ・郷土の歴史講座を2講座行い計49人が参加した。 ・歴史民俗フロアの外、市役所や中央公民館、イトーヨーカードー出合いの広場で出張企画展を開催した。 ・春のマメナシ・アイナシ自生地観察会を名鉄ハイキングコースに取り入れ、市内外から1,044人の参加者が訪れた。	文化スポーツ課
		・無形民俗文化財保存団体やボランティア団体の活動、文化財の見学情報等をホームページで公開するなど、伝統文化に触れることのできる機会の創出に努めます。	・第70回全国植樹祭において棒の手、打はやし、ざい踊保存会による演技披露を行った。 ・市ホームページに無形民俗文化財の見学情報を掲載した。 ・市役所で無形民俗文化財を紹介する出張企画展を開催した。	文化スポーツ課
		・ホームページ上で、歴史民俗資料などの検索や鑑賞をすることができるデジタルミュージアムの構築を進めます。	・市ホームページに市内の史跡や文化財の普段は見ることができないものなどの写真を掲載した。 ・市内史跡看板等にQRコードを貼付し、その場で情報を引き出せるようにした。 ・無形民俗文化財を紹介した動画にホームページからアクセスできる環境を整えた。	文化スポーツ課
(2)地域文化活動団体の育成	地域文化活動団体の育成	・地域文化芸術活動の担い手である文化協会の活動に必要な支援を行います。	・尾張旭市文化協会所属団体が持つ知識、技能を活かし、各種講座を開催し、発表会や展示会等を実施した。 ・市ホームページに所属団体の活動状況を紹介した。	文化スポーツ課
(3)芸術文化活動の環境整備	文化活動を行うための場の提供	・市民の文化活動の目標として、日頃の成果を発表し、鑑賞できる「市民文化祭」の充実を図ります。	・市民文化祭を開催し、市民に芸術・文化活動の発表する場を設けるとともに、鑑賞する機会を提供した。約1,500人の参加者と約9,500人の来場者があった。	文化スポーツ課
		・市民が身近な施設で、気軽に作品を発表、鑑賞できるよう、市内公共施設のギャラリー化を進めます。	・文化会館において市内で活躍する芸術家の展示会を開催した。	文化スポーツ課
		・文化会館長期修繕計画に基づき回収を進めるとともに、芸術文化の振興を図るため、拠点施設である文化会館の活性化に努めます。	・指定管理者の自主文化事業として15事業を実施し、約15,000人の来場者があった。また、地元で活動する音楽家によるロビーコンサートの実施など地元芸術家の発表の場として寄与した。	文化スポーツ課
	指定管理者制度の活用	・文化会館の管理・運営に指定管理者制度を活用してきた経験を生かし、必要な改善を図りながら、引き続き指定管理者制度を活用し、より効率的でより質の高いサービス提供を行います。	・月1回コミュニケーション会議を行い、効率的でより質の高いサービスの提供に努めた。 ・幅広い年齢層に向けた文化芸術公演や、映画の体感上映会などの事業を開催した。	文化スポーツ課
	文化会館の適切な維持管理	・利用者が安心して快適に施設を使うことができるよう、適切な施設の維持管理に努めます。 ・計画的に文化会館の改修を行うとともに、緊急的な不具合が発生した場合は、施設の利用に不都合がないよう対応します。	・長期修繕計画に基づき、文化会館の適切な管理を実施した。 ・修繕の必要な箇所等の状況などを指定管理者とコミュニケーション会議を行い、適切な修繕を実施した。	文化スポーツ課 文化スポーツ課

基本施策6 健やかな人生を拓くスポーツの振興

基本事業	個別事業	概要	令和元年度状況	担当課
(1)スポーツ活動の参加促進	レクリエーション、ニュースポーツの普及	・スポーツを行うきっかけをつくるため、ニュースポーツ体験会、ウォーキング大会等を開催します。	・各小学校でのニュースポーツ体験会に245人が参加した。また、シニア向けのニュースポーツ体験会に77人が参加した。	文化スポーツ課
		・スポーツ推進委員を各種団体へ派遣し、スポーツの実技の指導等を行います。	・スポーツ推進委員を各種団体へ派遣する「軽々楽々スポーツ」を18回実施し、2,068人にスポーツの実技指導等を行った。	文化スポーツ課
	市民体育大会の開催	・より充実した体育大会を開催するため、大会の運営をスポーツ団体である尾張旭市体育協会に委託します。	・第66回市民体育大会を、5月11日から令和2年1月25日全24種目開催し、4,882人が参加した。 ・第38回市民ゴルフ大会を、10月21日に開催し、293人が参加した。 ・第34回市民ジョギング大会を1月26日に開催し、1,561人が参加した。	文化スポーツ課

(1)スポーツ活動の参加促進	健康づくり事業の継続	・ウォーキングや、ラジオ体操等、市民が健康づくりを始めるきっかけをつくり、日常的に、気軽にスポーツにふれあう事業を行います。	・4月29日にあさびースマイルウォーキングを実施し、385人が参加した。 ・11月30日にあさび軽々楽々ウォーキングを実施し、69人が参加した。 ・8月3日にラジオ体操講習会を行い、20人が参加した。	文化スポーツ課
(2)スポーツ団体・指導者の育成	体育協会への継続的な支援	・競技力向上、健全なアマチュアスポーツの普及を図るために体育協会が実施する事業に対し補助を行い、だれでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを目指します。	・体育協会加盟団体全20団体に対し、補助金を交付し、各団体の事業支援を行った。	文化スポーツ課
		・体育協会へ指導者の育成を委託し、指導者の確保を進めます。	・体育協会加盟団体である、軟式野球連盟等18団体に対し、指導者育成事業への助成を行った。	文化スポーツ課
	総合型地域スポーツクラブの充実	・地域住民が身近にスポーツ活動ができるよう総合型地域スポーツクラブの自主的・主体的な事業運営の定着に向けてPR活動や活動場所の確保などの支援を行います。	・10月に市内全児童に会員募集のチラシを配布し、クラブ加入を促した。また、会員の増加を目的に2月15日に旭中学校で体験会を開催し、127人が参加した。 ・令和2年3月末時点の会員数は405人で、前年同時期より55人増加した。	文化スポーツ課
		・総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブあさびー」の事業運営に係る支援を行います。	・事務局と講師が連携を密にとり、新種目（アフタヌーンストレッチ）を含め16種目の講座を円滑に開催した。また、事業運営についても事務局の支援により、適切に行った。	文化スポーツ課
(3)スポーツ活動の環境整備	学校体育施設の開放の継続	・体育施設の不足を補う事業として、学校体育施設の空き時間帯を利用した、一般利用者への貸し出し業務を引き続き行います。	・小学校体育施設で延べ82,366人、中学校体育施設で延べ31,643人の利用があった。	文化スポーツ課
	指定管理者制度の活用	・体育施設の管理・運営に指定管理者制度を活用してきた経験を生かし、必要な改善を図りながら、引き続き指定管理者制度を活用し、より効率的でより質の高いサービスの提供を行います。	・引き続き指定管理者制度を活用し、より効率的でより質の高いサービスの提供、各種スポーツ教室等を開催し、市民スポーツの充実を図った。	文化スポーツ課
		・体育施設以外で運動施設を有している、東部市民センターなどとの連携を図り、当該施設のスポーツ活動の情報を提供します。	・指定管理者のネットワークを活かし、他施設との情報提供やイベント時のスタッフの連携支援を行った。	文化スポーツ課
	体育施設の適切な維持管理	・利用者が安心して快適に施設を使うことができるよう、適切な施設の維持管理に努めるとともに、今後の施設のあり方について検討します。	・定期的に施設の状況を確認し、利用者が安全で快適に利用できるよう、熱中症対策など必要な措置に努めた。	文化スポーツ課
		・緊急的な不具合が発生した場合は、施設の利用に不都合がないよう対応します。	・緊急的な不具合発生の際は迅速に対応し、利用に不都合がないよう努めた。	文化スポーツ課

教育行政課 点検評価シート

評価 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の概要 簡単な説明	元年度 決算額	事務事業のうち主要な業務		元年度 評価額	担当課・評価欄
						説明	明		
1	11-0205	新型コロナウイルス 対策事業 ※小中学校関係分	児童生徒 保護者 教職員	小中学校における新型コロナウィルス感染拡大防止の措置として、必要最小限の参加者とするため、卒業式のDVD及び写真を配付する。	682,586円	○中学校卒業式DVD及び写真卒業生(旭中310人、真中259人、西中209人)の保護者へ配付した。 DVD作成料 489,500円 写真代 47,286円 郵送料 145,800円	(成果) 新型コロナウイルス感染拡大防止による 中学校卒業式縮小に対する措置を講ずること ができた。 (課題) 新型コロナウイルス感染拡大防止に努める。		
2	21-0101	いじめ・不登校対策 推進事業	児童生徒 保護者 教職員	○スクールソーシャルワーカーを設置し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行い、教職員等からの具体的な悩みや問題の相談を行う ○各小中学校に気軽に悩み等を話せる心の教室相談員を各1人配置し、いじめ、不登校の早期発見、未然防止を行う。 ○いじめ・不登校対策及び発達障害等に関する学校教育に関する諸問題に対応していくために心のアドバイザー3人を中央公民館の相談室に配置し、相談業務を実施する。 ○県派遣のスクールカウンセラーを各中学校に1人配置、小学校3校に1人配置し、児童生徒、保護者の相談に応じる。 ○いじめ・不登校対策委員会(教職員、家庭児童相談員、教育研究員、適応指導教室、少年センターの16人で構成)を設置し、いじめ・不登校の実態把握及び指導支援事業を展開する。 ○いじめ問題対策協議会(小中学校、県中央児童・障害者相談センター、名古屋法務局、守山警察署、児童生徒の保護者、少年センター、市教育委員会)を設置し、関係機関が連携・協力する。 ○いじめ問題対策専門委員会(金城学院大学教授、弁護士、瀬戸旭医師会医師、臨床心理士、市社会福祉協議会)を設置し、いじめ問題に関わる調査研究や対策協議、いじめ重大事態が発生した場合の調査を行う。 ○中学生を対象とした心理アンケート(心の発達サポート検査)を実施し、配慮を必要とする生徒を早期に見つけ、支援につなげる。	13,780,994円	○いじめ・不登校対策推進事業 情報収集、講習会や研修会の開催等をはじめ、不登校対策委員会とともに、実施した。 講師謝礼 100,000円 ○いじめ問題に関わる調査研究や対策協議、いじめの重大事態が発生した場合の調査を行うための組織として専門委員会を設置した。 委員報酬 39,600円 ○いじめ問題対策連絡協議会 いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題に関係する行政機関等の連携等を図るための組織としていじめ問題対策連絡協議会を設置した。 構成員謝礼 6,400円 ○スクールソーシャルワーカー いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行い、教職員等からの具体的な悩みや問題の相談を行った。 スクールソーシャルワーカー報酬 4,350,000円 ○心のアドバイザー 臨床心理士の資格・知識を持ったカウンセラーによる教職員・児童生徒・保護者への相談に対応した。 アドバイザー謝礼 2,890,000円 ○心の教室相談員 各小中学校に1人ずつ配置し、児童や保護者からの相談に対応した。 相談員謝礼 5,933,500円 ○心の発達サポート検査 中学生1年生に対し、マークシート式のアンケート形式による検査を行い、生徒個々の特性を把握したうえでの指導や、学級経営を行った。 検査委託料 495,072円	(成果) 尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会及び 尾張旭市いじめ問題対策委員会を開設し、 いじめ問題に取り組む体制を整え市内のい じめ被害への対応の検証やいじめ対策事業 (相談やアンケートの実施等)の内容につい て専門的な意見をもらい良好な対応がで きた。 スクールソーシャルワーカーを配置し、家 庭環境や社会環境が複雑ないじめ・不登校 事業に対して、家庭や関係機関と連携し、 早期対応・早期解決を図ることができた。 児童生徒に対するいじめ・不登校の防止 対策として、いじめ相談できる相談窓口を 保護者、教職員に対しては、講演会等を 実施し、予防的指導や対応についての啓蒙 ができた。 心の発達サポート検査により把握した生 徒の特性を生徒の指導や学級経営に生か すことができた。 (課題) 各小中学校1名配置すべきスクールソー シャルワーカーを2名で対応しており、新た な選定が急務となっている。 不登校児童生徒が増加し、早期対応や、 長期化している事業への適切な対応が必要 となっている。		
3	21-0102	適応指導教室(つくしんほ学級)運営事業	児童生徒	○心理的・情緒的な理由による不登校傾向の児童生徒を受け入れるため適応指導教室(平日9:00～15:00、指導員3名)を運営し受け入れる。 ○適応指導教室の相談援助活動の一環として、保護者の希望のもと校長が派遣申請をした不登校傾向の児童生徒に対し、相談員としてメンタルフレンドを家庭に派遣する。	389,625円	○乗馬体験の実施 適応指導教室の事業の一環として、乗馬体験活動を8月を除く毎月1回実施し、心理的・情緒的にいったい何で教育を行った。 情報教育指導員講師謝礼 150,000円 ○メンタルフレンド派遣 教育に理解と協力を有する大学生等(不登校児童生徒の家庭に派遣し、当該児童生徒とのかかわりの中で、社会性の向上を図る活動を行った。 メンタルフレンド報酬 130,000円	(成果) 不登校傾向の児童生徒を適応指導教室に受け入れ、児童生徒や保護者に対して各種支援を行うことで、集団活動への適応を促すことができた。 不登校児童生徒の家庭へメンタルフレンドを派遣することにより、児童生徒の社会性の向上を図ることができた。 (課題) メンタルフレンドの登録者数が少なく、新たな確保が必要である。		

教育行政課 点検評価シート

評価 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要	事務事業のうち主要な業務		
						元年度 決算額	記 明	元年度 決算額 但し課外活動は別
4	21-0203	児童健康安全管理 事業(小学校)	児童	各種検査を実施して、児童の健康管理に努める。	○各小中学校に校医として、内科医、眼科医、耳鼻科医、歯科医、薬剤師を委嘱し、健康事業に取り組む。 ○学校保健安全法で必要とされている、結核(必要者のみ)、検尿(全学年)、心電図検査(小1、4)の各健診を行う。	41,061,039円	○小学校児童健康管理事業 児童の健康管理のため、学校医等(内科医、眼科医、耳鼻科医、歯科医、薬剤師)により児童健康診断及び検査実施機関による各種検査を実施した。 また、学校管理下における傷害、疾病に対する給付を受けるための共済料金を負担するとともに、児童の負担時などの緊急時にはタクシーを利用した。 33,180,830円 校医等報酬 2,789,948円 健診委託料 4,517,425円 日本スポーツ振興センター負担金 503,770円 自動車借上料(タクシー) 69,066円 消耗品費	〈成果〉 学校保健安全法で規定する児童生徒の健康診断を実施することにより、児童生徒の健康の保持増進を図ることができた。 〈課題〉 健診後における要受診者に治療勧告書(受診のおすめ)を配付するとともに、再勧奨をするなど受診率向上に努める必要がある。
5	21-0204	生徒健康安全管理 事業(中学校)	生徒	各種検査を実施して、生徒の健康管理に努める。	○各中学校に校医として、内科医、眼科医、耳鼻科医、歯科医、薬剤師を委嘱し、健康事業に取り組む。 ○学校保健安全法で必要とされている、結核(必要者のみ)、検尿(全学年)、心電図(中1)、貧血(全学年)の各健診を行う。	17,778,441円	○中学校生徒健康管理事業 生徒の健康管理のため、学校医等(内科医、眼科医、耳鼻科医、歯科医、薬剤師)により生徒健康診断及び検査実施機関による各種検査を実施した。 また、学校管理下における傷害、疾病に対する給付を受けるための共済料金を負担するとともに、生徒の負担時などの緊急時にはタクシーを利用した。 13,185,480円 校医等報酬 2,338,170円 日本スポーツ振興センター負担金 2,189,165円 自動車借上料(タクシー) 65,620円	〈成果〉 研修参加後の生徒アンケートでは、全員が有意義な研修であったとの回答であった。 保護者のアンケートにおいて、研修前に比べて子どもの変化や成長が見られるという意見があった。 参加者の研修報告書を各校で展示することにより、参加生徒以外に事業の意義を広げることができた。 〈課題〉 中学校3年生を対象としており、夏休みまでの実施が負担となっているため、対象学年の変更を検討する必要がある。
6	21-0902	中学生海外研修事業	尾張旭市立中学校3年生	中学生を海外に派遣し、ホームステイを通して外国の文化等に触れさせ、幅広い視野と国際感覚を育む。	○オーストラリア ムィクトラリア州ウィットルシー市へ中学校3年生(12名)が、現地の学校に体験入学、ホームステイを行う。 (費用負担:保護者5割、市費5割) ・応募者から、作文と面接による1次選考を行い、選考された生徒の中から抽選で参加生徒を決定する。 ・参加生徒及び保護者に対して説明会を実施する。また参加生徒には事前研修を実施する。 ・出発日には激励の式を行う。 ・帰国後に報告会を行うとともに、報告書を作成する。	4,293,544円	○中学生の幅広い視野と国際感覚を育むため、ホームステイを通して外国の文化等に触れさせる海外研修を9泊10日を実施した。 ○参加生徒は、応募者の中から、第1次及び第2次選考を経て、各校男女別の応募者の割合を考慮して12名を決定した。 訪問先 オーストラリア ムィクトラリア州ウィットルシー市 参加生徒 中学校3年生 12人 引率者 2人 ○研修終了後には、参加生徒から研修報告書等の提出、報告会での発表などを実施した。研修報告書等については、各校での展示、配布を行った。	〈成果〉 研修参加後の生徒アンケートでは、全員が有意義な研修であったとの回答であった。 保護者のアンケートにおいて、研修前に比べて子どもの変化や成長が見られるという意見があった。 参加者の研修報告書を各校で展示することにより、参加生徒以外に事業の意義を広げることができた。 〈課題〉 中学校3年生を対象としており、夏休みまでの実施が負担となっているため、対象学年の変更を検討する必要がある。
7	22-0201	少人数指導授業推進事業	児童生徒	児童生徒の基礎学力の定着を目指し、個に応じた指導を実施する。	○児童生徒の基礎学力の定着を目指し、個に応じた指導を実施する。そのため、県費負担の少人数加配教員の配置状況を確認のうえ、市全体の少人数指導体制の充実を図るため、市内小中学校に市単独の加配教員を配置する。	15,871,405円	小中学校で実施している少人数指導を推進し、児童生徒の基礎学力の定着を図っていくために、県費負担の少人数加配教員の配置状況を確認のうえ、市単独加配教員を配置し、個に応じた指導を実施した。 非常勤教職員 9人 15,871,405円	〈成果〉 個に応じた指導を実施することができ、基礎学力の定着を図ることができた。 〈課題〉 引き続き少人数指導授業を進めていくためには、県費による少人数加配教員の配置状況に左右されることがなく、市費の単独加配を充実させる必要がある。

教育行政課 点検評価シート

教育事業のうち主要な業務								
評価 番号	事業コード	事業事業名	対象	事業事業の 簡単な説明	事業事業の概要	事業事業のうち主要な業務		
						元年度 決算額	説明	
8	22-0202	特別支援教育支援 事業	児童生徒 教職員	児童生徒の適正な就学を 図るため、必要な事業を 行う。 特別な支援を行うために 必要な事業を行う。	○特別な支援を必要とする児童生徒が個々の教育ニーズ に応じた教育を受けることができるよう、教育支援委員会に よる協議を行う。 ○発達障がい等により個別支援が必要な児童生徒への指 導補助を行うため、特別支援教育支援員を小中学校に派遣 する。 ○各小中学校の特別支援学級の交流事業を実施し、特別 支援教育の充実を図る。 ○瀬戸市立瀬戸特別支援学校に通学する児童生徒のため に、瀬戸市に対し財政的な負担を行う。	24,616,135円	○特別な支援を必要とする児童生徒それぞれ、教育ニーズを把握し、教育支援委員会における協議を経て、適切な就学先について、保護者に対し助言等を行った。 教育支援委員会委員報酬 25,600円 ○特別支援教育支援員(本地原小1人)を派遣した。 特別支援教育支援員謝礼 60,000円 ○特別支援学級在籍児童生徒でふれあい、歓迎会や運動会等を実施した。 特別支援学級交流事業用自動車借上料 144,320円 消耗品費 84,215円 ○瀬戸市が設置した瀬戸市立瀬戸特別支援学校に通学する児童生徒のために、瀬戸市に対し財政的な負担を行った。 瀬戸特別支援学校負担金 24,239,000円	〈成果〉 特別な支援を必要とする児童生徒が、個々の状況に応じた教育を受けられるように支援した。 特別な支援学級に在籍している児童生徒が、交流を深めることができ、充実した学校生活を送る一助となった。 〈課題〉 特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加しており、就学時だけでなく、継続的に支援を続けていく体制が必要である。 転校や進学時にも、児童生徒が状況に応じた支援を受けられるよう、学校間等で連携をより密にしていける必要がある。
9	22-0203	学校生活支援員等 派遣事業	市内小中学校で 授業進行上支 援が必要な学級	学校生活において特別な 配慮を必要とする児童生 徒一人一人の教育的ニ ーズに応じて適切な教育的 支援を行うために、市内小 中学校に学校生活支援員 等を派遣する。	○学校内の生活や学習について、特別な配慮を必要とする児童生徒の生活支援や学習支援等及び体験学習、調査活動等の指導補助をするための学校生活支援員、学校生活補助員を配置する。 ○障がいのある児童生徒(肢体不自由児)の学校生活の援助や、特別支援学級の教育活動の充実のため、肢体不自由の拠点校である東栄小中学校及び対象児童生徒がいる学校に介助員を配置する。	25,590,734円	教育活動を円滑に行うため、学校内の生活や学習について、特別な配慮を必要とする児童生徒の生活支援、学習支援及び体験学習、調査活動等の指導補助をする学校生活支援員、学校生活補助員及び介助員を配置した。 学校生活支援員、学校生活補助員 17人 介助員賃金 10人(東栄小6人、旭丘1人、東中3人) 9,237,912円	〈成果〉 学校生活支援員、学校生活補助員の配置により、特別な配慮を必要とする児童生徒への学習支援等が行えることも、担任がよりよい学級経営をするための大きな助けとなった。 肢体不自由児には介助員を配置したことにより、学校生活を営む上で大きな手助けとなった。 〈課題〉 通常学級に特別な配慮を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、学校生活支援員等の適正な配置を進める必要がある。 また、医療的ケアの必要な児童に対し、看護士の派遣を検討する。
10	22-0301	特色ある学校づくり 推進事業	児童生徒 保護者 教職員	各学校で創意工夫を凝らし、特色のある教育活動を展開する。	○児童生徒や地域の特徴をもとに、各学校が創意工夫を凝らした特色のある教育活動を進める。 ○児童生徒や地域の特徴をもとに、各学校が創意工夫を凝らした特色のある教育活動を進めるために支援を行った。 ＜特色ある学校づくりの例＞ 打ちばやしや棒の手等の伝承、読書活動、学力向上に向けた取組み、ヒートマップでの活動など。 特色ある学校づくり協力員謝礼 571,418円 消耗品等 481,392円 校用備品 25,000円 ○小中学校アラワー・クラブ・コンクール 学校花壇の管理、出来ばえ、校内美化への取り組みなどを審査し、表彰した。	1,077,810円	〈成果〉 各学校が創意工夫を凝らした事業を展開し、児童生徒や地域を活かした特色のある学校づくりが進んでいる。 〈課題〉 特色ある学校づくり事業を継続していきたいつつ、地域学校支援推進事業との関係について整理する必要がある。	

教育行政課 点検評価シート

評価 番号	事業事業 コード	事業事業名	対象	事業事業の 簡単な説明	事業事業の概要	事業事業のうち主要な業務		
						元年度 決算額	説明 明	元年度 評価額
11	22-0401	教職員研修・研究 推進事業	教職員	教職員を対象に研修を 行う。 また、教職員の自主研 修を奨励するほか、教育 論文の募集や発表を行 う。	○教職員の資質向上のため、新任教職員研修、職能別研 修など県教委で行わない独自の事業展開と教科の研修を 行うとともに、教職員で組織されている尾張旭市現職研修 委員会により、現場で必要としている研修を委託し実施す る。 ○教職員の指導力向上のため、各小中学校の教育課題に 応じて、大学教授等の各教育分野の優れた指導者をスー パーバイザーとして招聘し、指導・助言を受ける。 ○各職域等で構成されている団体が資質向上のために行う 研修、研究会等への参加費用を負担する。(校長会、教頭 会、事務職員会、教育研究会)	10,894,660円	○現職研修事業 教職員の資質向上のために組織されている尾張旭市現 職研修委員会に、教職員に対する各種研修事業を委託し、 研修を実施した。 事業委託 2,700,000円 ○各小中学校にスーパーバイザーを招聘し、指導状況の診 断と専門的な助言による実践的な研修を継続的に進め、現 在の社会や家庭、児童生徒の状況に、より良く対応できる 資質、能力やスキルの向上を図った。 謝礼 1,438,000円 ○各種教育関係団体負担担当 教職員の資質向上や教職員関係団体の自主的、積極的 な学校運営の活動促進のため、各職域等で組織される団 体への参加費用を負担した。 校長会 489,000円 教頭会 151,200円 事務職員会 78,000円 教育研究会 243,200円 ○教師用教科書・指導書の給付等 消耗品費 5,189,960円	〈成果〉 教職員の資質向上に資する各種研修 事業を実施することができた。 各校が年度当初に掲げた教育課題 に対して指導等を受けるなど、実践的な 研修に取り組むことができた。 全国、県、地区など組織化されている 校長、教頭、事務職員等の各会への参 加を補助し、情報収集等を図ることがで きた。 〈課題〉 研修開催日や参加対象者を調整する ことが難しい。研修の開催時期等につ いては継続した検討を行う必要がある。
					4,851,339円	○教職員健康管理事業 教職員の健康管理のため、校区(内科医)又は産業医に よる健康診断及び結核検査、原検査、B型肝炎予防接種並 びに35歳以上の教職員及び35歳未満の希望教職員を対 象に生活習慣病健診を実施した。 ○教職員健康相談事業 教職員の健康相談業務を年間を通して医師に委託し、必 要な時にその対応を依頼した。年3回相談日を設け、校長 に対して教職員の健康状態の把握を依頼し、校長が健康障 がい等のリスクがあると認められる教職員には健康相談を受診 してもらうなど、教職員の心身の健康保持・早期対応に努め た。 ○教職員ストレスチェック 教職員のメンタルヘルスを未然に防止するため、スト レスチェックを実施した。 校医報酬 593,430円 教職員健康管理委託料 4,257,909円		
12	22-0402	教職員健康管理事 業	教職員	教職員の健康管理を図 り、勤務効率を高めるた め、健康診断や健康相談 を実施する。	○校区(内科医)又は産業医により健康診断を実施する。 ○学校保健安全法の規定により必要な、結核健診や生活 習慣病健康診断等を実施する。 ○校長が認める健康障がい等のリスクがある教職員を対象 に医師による健康相談、面接指導を実施する。	4,851,339円	〈成果〉 学校保健安全法の規定により必要な 健康相談は、年間を通じて医師から 助言を受けられる体制を整え、年3回の 相談日を設け、校長を通じて教職員の 健康状態の把握に努め、教職員の健康保 持・早期対応ができた。 ストレスチェックを実施し、メンタルヘ ルス不調の未然防止を図った。 〈課題〉 健診の実施日を夏休みとしており、教 職員研修と調整し、受診しやすい日程 にする必要がある。	

教育行政課 点検評価シート

評価 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要	事務事業のうち主要な業務		
						元年度 決算額	説 明	元年度 評価欄 担当課
13	22-0501	教育ネットワーク整備事業	教育委員会事務局、学校、教職員	学校事務効率化及び情報化教育の向上を図るための環境整備を行う。	教育委員会内ネットワークの整備及び学校校務の電算化による事務の効率化 ○教育委員会事務局と各小中学校を結ぶネットワークの整備 ・グリーンシテイクーブルテレビ(株)内のセキュリティ対策が施されたフロアにサーバー等を設置し、教育委員会事務局と小中学校を結ぶネットワークを構築。 ○校務の電算化 ・教育委員会事務局及び全小中学校にグループウェア導入 ・校務支援ソフトの導入 ○セキュリティ関連機器の賃借による、システム安全性の向上 ○バックアップの一括実施、ファイルアクセス権限の設定等のため、共有ファイルサーバーを設置。 パソコンの利用、整備等については、教職員等で構成する委員会を検討する。	校務の効率化及びICT教育推進のため環境整備を行った。 ○インターネット等通信電話料 3,634,560円 ○教育ネットワークシステム構築委託 20,125,152円 ○校務支援システム借上・保守 5,190,584円 ○新教育ネットワークシステム借上・保守 10,409,520円 ○旧教育ネットワークシステム借上 6,389,992円 ○サーバー管理委託 1,929,300円 ○ソフトウェアライセンス使用 762,480円	48,441,588円	〈成果〉 教育ネットワークシステムを構築し、セキュリティポリシーを策定し運用することができた。 〈課題〉 今後は、情報セキュリティの確保のため教職員の意識付けが課題であるため、意識啓発を行う。
14	22-0502	情報化教育環境整備事業(小学校)	児童、教職員	各小学校において、インターネット等情報化教育の向上とその環境整備に努める。	小学校のパソコン等情報機器を整備する。機器はリース方式を基本としている。 ○パソコン教室1人1台を整備 ○児童用可動式PC(各校40台)及び教員用可動式PCを整備 ○教職員用1人1台ノートパソコンを整備 ○普通教室に無線LANを整備 ○契約終了後の無償譲渡物品の普通教室等への再配置、更新期間の延長等により、リース価格の削減を実施。 パソコンの利用、整備等については、教職員等で構成する委員会を検討する。	校務の効率化及びICT教育推進のため環境整備を行った。 ○教職員用コンピュータ借上・保守 7,850,297円 ○パソコン教室用ICT機器借上・保守 10,699,625円 ○学校図書管理システム借上 2,015,280円 ○学習用ICT機器借上・保守 16,281,610円 ○ソフトウェアライセンス使用(オフィスソフト等) 2,772,058円	39,618,870円	〈成果〉 児童が興味を持って教育を受けることができる環境を整備することができた。全教職員が効率的な事務を行うための環境を整備することができた。 学習用ICT機器として可動式PCを児童及び教員に整備することができた。 〈課題〉 今後は、国が進めるGIGAスクール構想に対応するため児童生徒1人1台端末の整備を計画的に進めていく。
15	22-0503	情報化教育環境整備事業(中学校)	生徒、教職員	各中学校において、インターネット等情報化教育の向上とその環境整備に努める。	中学校のパソコン等情報機器を整備する。機器はリース方式を基本としている。 ○パソコン教室1人1台を整備している。 ○生徒用可動式PC(各校40台)及び教員用可動式PCを整備 ○普通教室にプロジェクター及び無線LANを整備 ○教職員用1人1台ノートパソコンを整備 ○契約終了後の無償譲渡物品の普通教室等への再配置、更新期間の延長等により、リース価格の削減を実施。 パソコンの利用、整備等については、教職員等で構成する委員会を検討する。	校務の効率化及びICT教育推進のため環境整備を行った。 ○教職員用コンピュータ借上・保守 3,691,647円 ○パソコン教室用ICT機器借上・保守 3,273,415円 ○学習用ICT機器借上・保守 8,332,766円 ○ソフトウェアライセンス使用(オフィスソフト等) 1,503,090円	16,800,918円	〈成果〉 生徒が興味を持って教育を受けることができる環境を整備することができた。全教職員が効率的な事務を行うための環境を整備することができた。 学習用ICT機器として可動式PCを生徒及び教員に整備することができた。 〈課題〉 今後は、国が進めるGIGAスクール構想に対応するため児童生徒1人1台端末の整備を計画的に進めていく。

教育行政課 点検評価シート

計画 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要	事務事業のうちの主要な業務			
						元年度 決算額	説明	元年度 評価額 担当課	
16	22-0507	小学校施設整備事業	学校施設(小学校)	児童の良好な教育環境を創出し、また、安全で快適な学校生活が送れるよう、施設・設備の整備を行う。	○施設・設備の新設、改修整備を行う。 箇所や施設については下記プロセスで選定する。 ①維持管理上の老朽化等による改修必要性の確認(市教委・学校) ②学校側からの施設改修等の要望 ③要望事項について市教委による現場確認 ○整備計画 ・小中学校大規模改造等整備方針(校舎及び体育館等)の策定 平成23年度に、現在までの大規模改造計画、トイレ改修計画及び平成22年度に財政課を中心に策定された公共施設修繕計画を統合・見直し、学校施設における新たな大規模改造計画を策定した。 ・小中学校施設整備基準の策定 平成23年度に策定。 平成24年度に、学校施設整備検討委員会からの質疑・要望に基づく修正を行った。 ・小中学校普通教室空調設備整備 平成27年度に導入検討を実施、整備していくとの結論に至る。 ・個別計画(長寿命化計画)の策定 令和元年度に校舎等耐久性調査、個別計画(長寿命化計画)を策定した。	384,422,024円	主に老朽化対策や質的向上の整備を行い、児童が安全で安心した学校生活を送れるよう、計画的な学校施設整備を実施した。 ○小中学校大規模改造等整備方針に基づく工事等 【質的整備】浜川小学校トイレ改修工事(繰越明許) 45,463,000円 【質的整備】旭小学校エレベーター改修工事 25,619,000円 ○小中学校空調設備導入検討結果に基づく事業 【質的整備】普通教室空調設備整備工事(繰越明許) 283,932,000円 ○その他整備工事等 【老朽化対策】小中学校電話設備取替工事 6,093,010円 【防災機能強化】瑞鳳小学校緊急遮断弁設置工事 2,728,000円 ・城山小学校公共下水道切替工事設計業務委託 2,574,000円 ・小中学校諸施設整備工事 3,683,614円 ・その他 14,329,400円	〈成果〉 大規模改造(トイレ及びエレベーター改修)では、校舎の質的整備及び防災機能強化を図り、快適な教育環境の向上につなげた。また、小学校4校の普通教室へ空調設備を整備したこと、市内小中学校12校の普通教室への空調設備の整備が完了した。 その他の整備においても、設備の機能回復及び防災機能強化に寄与した。 〈課題〉 更なる質的整備による教育環境の向上を図るためには、交付金などを活用した財源を確保し、特別教室への空調設備を整備することが課題である。	元年度 評価額 担当課
17	22-0510	中学校施設整備事業	学校施設(中学校)	生徒の良好な教育環境を創出し、また、安全で快適な学校生活が送れるよう、施設・設備の整備を行う。	○施設・設備の新設、改修整備を行う。 箇所や施設については下記プロセスで選定する。 ①維持管理上の老朽化等による改修必要性の確認(市教委・学校) ②学校側からの施設改修等の要望 ③要望事項について市教委による現場確認 ○整備計画 ・小中学校大規模改造等整備方針(校舎及び体育館等)の策定 平成23年度に、現在までの大規模改造計画、トイレ改修計画及び平成22年度に財政課を中心に策定された公共施設修繕計画を統合・見直し、学校施設における新たな大規模改造計画を策定した。 ・小中学校施設整備基準の策定 平成23年度に策定。 平成24年度に、学校施設整備検討委員会からの質疑・要望に基づく修正を行った。 ・小中学校普通教室空調設備整備 平成27年度に導入検討を実施、整備していくとの結論に至る。 ・個別計画(長寿命化計画)の策定 令和元年度に校舎等耐久性調査、個別計画(長寿命化計画)を策定した。	469,093,310円	主に質的向上の整備を行い、生徒の教育環境の充実を図れるように、計画的な学校施設整備を実施した。 ○小中学校大規模改造等整備方針に基づく工事等 【長寿命化】旭中学校大規模改造工事(繰越明許) 451,385,000円 ○その他整備工事 【老朽化対策】西中学校プールサイド改修工事 8,096,000円 ・中学校諸施設整備工事 1,150,710円 ・その他 8,461,600円	〈成果〉 旭中学校大規模改造では、建物の老朽化対策に加えて、将来必要とされる整備にも対応できる工事内容とした工事をを行ったことで、建物の機能回復及び機能向上を図ることに繋がった。その他の整備においても、建物の機能回復に寄与した。 〈課題〉 大規模改造及び長寿命化改良を進める上で、その裏付けとなる財源(交付金)確保において課題が残る。	元年度 評価額 担当課

教育行政課 点検評価シート

評価 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要	事務事業のうち主要な業務		
						元年度 決算額	財 源	元年度 担当課 評価欄
18	22-0513	小学校校用備品整備事業	小学校、児童	適切な学校運営を推進するため、学校事務、学級運営、行事等での使用を目的とした校用備品の充実を図る。	各小学校からの要望をとりまとめ、予算の範囲内で次の備品を各小学校に整備する。 ○校用備品 教職員の利用する備品や学習に活用する備品 ○学級等充実備品 教職員用の机・椅子など ○学習セット 児童用の新JIS規格の机・椅子(県費補助あり) ○自動体外式除細動器(AED) 5年間の長期継続契約による借上げ	10,428,772円	学校運営に必要な校用備品を整備した。 ○各種校用備品(全校) 3,948,141円 ○学級等充実備品 3,140,831円 ○学習セット83脚 763,430円 机103椅子83脚 ○T合機 東栄・浅川・本地原小 3台 1,863,000円 ○消火器(更新) 1本7,050円 ○タイムレコーダー 9校252,720円 ○自動体外式除細動器(AED)借上(全校) 453,600円	〈成果〉 必要な校用備品を整備することで、児童が充実した学校生活を送ることに寄与した。 〈課題〉 今後は、各学校の備品に対する要望に応じていきながら、経済的に備品整備できるよう計画的に備品を更新する必要がある。
19	22-0515	中学校校用備品整備事業	中学校、生徒	適切な学校運営を推進するため、学校事務、学級運営、行事等での使用を目的とした校用備品の充実を図る。	各小学校からの要望をとりまとめ、予算の範囲内で次の備品を各中学校に整備する。 ○校用備品 教職員の利用する備品や学習に活用する備品 ○学級等充実備品 教職員用の机・椅子など ○学習セット 生徒用の新JIS規格の机・椅子(県費補助あり) ○自動体外式除細動器(AED) 5年間の長期継続契約による借上げ	11,997,983円	学校運営に必要な校用備品を整備した。 ○校用備品(全校) 3,702,867円 ○学級等充実備品 1,868,011円 ○学習セット 机77台、椅子77脚 612,058円 更新、追加分(旭中・西中) ○T合機(東中、西中) 1,231,500円 ○タイムレコーダー 3校84,240円 ○旭中大改メデティアールーム 机、椅子、暗幕等 4,340,237円 ○自動体外式除細動器(AED)借上(全校) 136,080円 ○車椅子用階段昇降車点検 22,990円	〈成果〉 必要な校用備品を整備することで、生徒が充実した学校生活を送ることに寄与した。 〈課題〉 今後は、各学校の備品に対する要望に応じていきながら、経済的に備品整備できるよう計画的に備品を更新する必要がある。
20	23-0301	学校地域連携事業	スクールガード登録者 学校評議員	学校と地域がともに支えあい、成長できるように学校と地域住民の連携を推進する。	○学校と地域の連携を推進するため、地域の特色を生かし学校が地域の中で生かされるような創意工夫のある活動を実施する。 各小学校区地域連携教育推進委員会へ委託し実施する。 ○各小学校を中心として、校区ごとに地域のボランティアとしてスクールガードを募集し、学校と協力して児童の登下校時の安全を守る。また、登録されたスクールガードに対し、帽子、ベスト、横断旗を配布し、活動を支援する。	2,852,855円	○地域学校支援推進事業 全小学校区の地域連携教育推進委員会に事業委託を行う。学校が地域に根ざした学校づくりに取り組んでいけるよう、交流体験活動事業、学校開放事業を行った。 事業委託 2,250,000円 地域の伝承を継承している方々をはじめ、地域の教育力の活用を進めるため、ボランティアの方々が、安心して活動できるよう、傷害保険に加入した。 学校支援者傷害保険料 324,000円 スクールガードに登録された方に、スクールガードとしての身分を証明することなどを目的として、帽子、ベスト、横断旗の資材を配布し、児童が、登下校時に事件・事故に巻き込まれることなく、安心して学校に通学することができるよう、地域住民等の協力を得て、見守り活動を実施した。	〈成果〉 全小学校区で地域学校支援推進事業を実施し、学校と地域の交流を図ることにできた。 また、地域ボランティアとして活動していただいているスクールガードの方に、帽子、ベスト、横断旗を配布することにより、児童の登下校時の安全を守る活動に支援できた。 〈課題〉 より多くのボランティアの方々が活動に参加していただけるような支援体制が必要である。

教育行政課 点検評価シート

評価 番号	事業 コード	事業事業名	対象	事業事業の 簡単な説明	事業事業の概要	事業事業のうち主要な業務		
						元年度 決算額	説明	元年度 担当課・評価欄
21	23-0303	地域学校協働活動 推進事業	市内中高生	市内中高生を対象に地域 住民などの協力による学 習支援を行う。	○NPO法人へ事業を委託し実施する。自主学習方式で学 習支援員が不明箇所に対しアドバイスを行う。	308,760円	○地域未来塾実施事業 実施委託 308,760円 4月から7月まで33回実施(月・木)延187人 学習支援員5人	〈成果〉 学習意欲の向上を寄与するだけでなく こともの居場所としての側面がある。 〈課題〉 本事業を継続して実施できる受託者 を選定する必要がある。地域でこどもを 育てる取組を続けることが必要である。
22	23-0402	小学校児童就学援 助事業	経済的に就学困 難な児童の保護 者又は特別支 援学級在学児 童の保護者	経済的に就学困 難な児童の保護 者又は特別支 援学級在学児 童の保護者	○要保護・準要保護児童援助 経済的な理由により就学困難な児童の保護者に就学援 助をする。 ○特別支援教育就学奨励 特別支援学級在学児童の保護者に、経済的負担を軽減 するため就学奨励をする。 補助の種類は学用品費、新入学用品費、修学旅行費、通 学費、学校給食費、医療費を支給する。 支給時期は新入学用品費が入学前は2月、入学後は5 月、他は各学期末である7月、12月、3月の中旬。	33,333,266円	○要保護・準要保護児童援助 経済的な理由により就学困難な児童を対象に学用品費、 給食費等を支給し、就学を奨励した。 支給額 31,388,459円 要保護 8人 準要保護 451人 入学前支給者 49人 ○特別支援教育就学奨励 特別支援学級在学児童の経済的負担を軽減するため学 用品費、給食費等を支給し、就学を奨励した。 支給額 1,103,109円 対象児童数 40人 ○就学援助システム保守 就学援助の審査、認定及び支給を管理するため就学援助 システムの保守を委託した。 委託料 841,898円	〈成果〉 義務教育を受けていくのに必要な援 助をすることで、通常の学校生活を送る ための一助となった。 〈課題〉 今後も、就学援助制度の周知を積極 的に行うことが必要である。

教育行政課 点検評価シート

評価 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要	事務事業のうち主要な業務		
						元年度 決算額	説明	元年度 担当課・評価権
23	23-0403	中学校生徒就学援助事業	経済的に就学困難な生徒の保護者又は特別支援学級在学生徒の保護者	経済的な理由により就学困難な生徒を対象に、学用品費や給食費等を支給し、就学援助に努める。	○要保護・準要保護生徒援助 経済的な理由により就学困難な生徒の保護者に就学援助をする。 ○特別支援教育就学奨励 特別支援学級在学生徒の保護者に、経済的負担を軽減するため就学奨励をする。 補助の種類は学用品費、新入学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費を支給する。 支給時期は新入学用品費が入学前は2月、入学後は5月、他は各学期末である7月、12月、3月の中旬。	32,559,490円	○要保護・準要保護生徒援助 経済的な理由により就学困難な生徒を対象に学用品費、給食費等を支給し、就学を援助した。 支給額 31,624,955円 要保護 5人 準要保護 304人 入学前支給者 103人(小学校児童準要保護者数に含まれる) ○特別支援教育就学奨励 特別支援学級在級生徒の経済的負担を軽減するため学用品費、給食費等を支給し、就学を奨励した。 支給額 481,313円 対象生徒数 16人 ○就学援助システム保守 就学援助の審査、認定及び支給を管理するため就学援助システムの保守を委託した。 委託料 453,222円	〈成果〉 義務教育を受けていくのに必要な援助をすることで、通常の学校生活を送るための一助となった。 〈課題〉 今後も、就学援助制度の周知を積極的に行うことが必要である。
24	23-0404	私立学校修学支援事業	私立学校に在籍する児童生徒の保護者	私立学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育に係る経済的負担の軽減を図る。	10月1日において私立学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、補助金を交付する。 ○補助額及び条件 高等学校等は愛知県私立高等学校等授業料軽減事業の対象者、小中学校は市町村民税所得割額に応じて、子供1人12,000円～18,000円以内/年、また23歳未満の兄・姉がいる場合多子加算5,000円を補助。	7,694,000円	私立学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育に係る経済的負担の軽減を図った。 ・高等学校等 487人 ・中学校 34人 ・小学校 4人 ・多子加算 160人 (補助総額:7,694,000円)	〈成果〉 私立学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減が図れた。 〈課題〉 今後も、制度の周知を積極的に行うことが必要である。

学校給食センター
点検評価シート

事務事業のうちの主要な業務							
評価 番号	事務事業 コード	事務事業 名称	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要	事務事業のうちの主要な業務	
						元年度 決算額	説明
1	21-0301	学校給食センター 事業	小中学校児童 生徒	・食品衛生管理や多様な給食メニューの提供など、民間のスキルやノウハウを活用して効率的な運営を図るため、調理・配送業務を専門業者に委託する。 ・学校と連携し、アレルギーのある児童・生徒の状況を確認、検討のうえ、乳のアレルギーマッチング給食を提供する。 ・外部講師による食育講座の開催、地元野菜農家とのふれあい給食の実施、その他学校及び委託業者と連携を図り食育事業を進める。	学校給食センターで、小学校9校、中学校3校の学校給食を実施した。 ○給食実施日 176日 ○給食実施数 1,250,041食 ○アレルギー対応給食提供対象者数 65名 ○アレルギー対応給食提供対象者数 55名 ○主な食育事業 中学校 10名 ・食育講演会 11月、2月実施 ・食の専門家による講演会 11月、12月、1月実施 ・地元生産者とのふれあい給食 6月、1月実施 ・夏休み：親子で深緑給食センターわくわくツアー ・親子料理教室(和食・クリスマス) 8月 2回実施 ・食育事業試食会 5月、12月実施 ・就学前児童見学会 7月、11月、2月実施 ・給食応募募集立(選考会) 2、3月実施 ・旨が食べられる学校給食の日 毎月2回(8月除く)実施 ○食育施設の利用人数 2,109名 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による学校休業に伴い、3月の学校給食を中止した。	482,043,789円	
2	21-0302	学校給食センター 維持管理事業	学校給食セ ンター	施設や設備機器の監視点 検及び修繕	安全で安心な学校給食を安定的に提供するため、施設や設備機器の監視点検及び修繕を実施する。 (主要活動内容) ① 施設、機器等修繕…施設、設備、故障した機器を修繕する。 ② 空調設備保守委託…空調設備全体の点検、調整、清掃等を実施する。 ③ 給湯設備保守委託…給湯設備の点検調整、監督官庁への報告等を実施する。 ④ 昇降機保守委託…昇降機の点検調整、監督官庁への報告等を実施する。 ⑤ 調理機器点検委託…給食調理、洗浄等に使用する機器の点検等を実施する。 ⑥ 給排気ダクト調査委託…煮炊調理室及び鍋物・焼物・薬物調理室の天井部分にある給排気ダクト内の状況を調査する。	○主な事業費 ・光熱水費 37,337,733円 ・施設、機器等修繕 19,738,482円 (内、オーバーホール分 14,990,400円) ・空調設備保守委託 3,003,000円 ・給湯設備保守委託 3,760,000円 ・昇降機保守委託 1,102,860円 ・調理機器点検委託 490,500円 ・給排気ダクト調査委託 491,400円	71,453,077円

生涯学習課 点検評価シート

評価 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要	事務事業のうち主要な業務			元年度 決算額	説明	元年度 評価額	
						元年度 決算額	説明	元年度 評価額				
1	23-0101	家庭教育、地域教育推進事業	子どもと保護者 地域住民	講座・教室・イベント等を通じて、家庭教育・地域教育への理解を深めるとともに、子育ての仲間づくりや地域づくりを行う。	【家庭教育学級】 対象：小中学生の保護者、家庭教育に関心のある者 ・小学校9校区で学級を編成し、年7回程度の家庭教育と仲間づくりの教室を教室生の自主運営で開催する。 【思春期家庭教育学級】 対象：思春期の子どもと保護者、家庭教育に関心のある者 ・思春期の特徴や心や体の変化を学ぶ講座を2期に分けて開催する(前後期4回ずつ) 【親子ふれあい教室】 対象：小学生とその保護者 ・親子で体験学習を行い、ふれあいを深める教室を開催する。 【地域の教育力推進事業費補助金】 ・家庭、学校、地域、企業等が相互に連携・協力し、地域ぐるみで未来を担う子供たちを健やかに育て、地域の教育力向上を図る活動を行う団体に対して、補助金を交付し活動を支援する。 【民謡講習会】 ・地域づくりの一つとして、地域の盆踊りを盛り上げる盆踊り講習会を行う。	【家庭教育学級】 9学級、延開催数58回、学級生419人、延参加者数1,022人 【思春期家庭教育学級】 8回開催(前期4回、後期4回)、受講者数118人、延参加者数259人 【親子ふれあい教室】 ●ものづくり教室(対象4～6年生と保護者) 前期：5回開催、受講者数16組32人、延参加者数148人 後期：5回開催、受講者数16組32人、延参加者数140人 ●星空教室(対象小中学生と保護者) 参加者数9組28人 ●プログラミング教室(対象4～6年生と保護者) 参加者数20組40人、延参加者数112人 ●おしごと現場見学(対象4～中学3年生と保護者) 参加者数10組20人 【地域の教育力推進事業費補助金】 申請団体7団体、延参加者数576人 【民謡講習会】 年1回開催、参加者数170人	1,221,923円		【成果】 家庭教育・地域教育に関する学習の機会を提供することができた。 ・思春期家庭教育学級では、開催予定日を事前に周知し、行事予定等に配慮するとともに、興味のある回だけでも出席できることをPRし参加を促した。 ・親子ふれあい教室では、ものづくり教室の参加が増加し、子どもと保護者の関心の高まりを感じた。 ・インターネット申し込みを開始し、いつでもどこでも申し込みができる環境を整えた。 H30 ⇒ R1 家庭教育 延1216人⇒延1,022人 思春期 延 194人⇒延 259人 親子ふれあい 延 316人⇒延 448人 地域の教育力 4団体⇒7団体 339人⇒576人 187人⇒170人 民謡講習会 【課題】 ・市民アンケート等でも、家庭教育や地域教育の重要性を理解している人は多いので、事業のPR等に努め、一人でも多くの人に参加を促していく。			
2	24-0108	新成人の集い開催事業	新成人(20歳を迎える人)	20歳を迎えた新成人を祝い、彼らが成人としてまた将来の担い手としての自覚を持ち、社会の一員として責任ある行動がとれるように願い、新成人の集いを開催する。	中学校区単位で、新成人の代表を含む実行委員会(新成人代表：7～10名、事務局：生涯学習課)を組織し、新成人の集いの事業内容を企画運営する。 ※実行委員会の打合せには、生涯学習課職員が指導員として出席し助言する。(5回程度) ※前年10月末現在、本市に住民票のある新成人に対して郵送により通知する。 ○開催日 祝日「成人の日」の前日の日曜日(3連休の中日)。 (H17年度から日曜開催) ○内容 第一部：式典・式辞、祝辞、おれの言葉等 第二部：集い：新成人実行委員会企画・運営を行う ○実施体制 職員約20名、婦人会等の協力あり ○その他 記念品(新成人実行委員会決定) 市政概要・年鑑・選挙・献血等に関するパンフレットなど ○開催場所 旭中学校区：旭中学校体育館(H27年度から変更) 東中学校区：東部市民センター 西中学校区：洪川福祉センター (H10年度から、3中学校区分割開催)	令和元年度 ○開催日：令和2年1月12日(日) 午後1時30分～4時 ○対象者 912名 ○出席者数 728名 ○出席率 79.8% ○出席者内訳 旭中学校区 258名(76.6%) 東中学校区 232名(78.9%) 西中学校区 238名(84.7%)	2,865,322円	新成人による実行委員会を立ち上げ、校区ごとで式典・集いを企画から携わって開催することにより、成人としての自覚を促す場とした。 【成果】 出席率は79.8%で、前年と比べて0.7ポイント減少した。 新成人として式典に臨むとともに、仲間との交流の場となっており、式典・集いともに和やかに終えることができた。 【課題】 ・実行委員会が学校や仕事、アルバイト等で忙しく、全員が集まって話し合うことが難しくなっている。 ・成人の自覚を促すとともに、今後とも参加者が1人参加してよかったと思える成人式を目指し、実行委員会とともに準備を進める。 ・令和4年の成年年齢の引き下げに伴い、これまでどおり20歳を対象に開催することで新成人の集いのあり方を決定した。今後は具体的な開催方法等の検討を進める必要がある。				

生涯学習課 点検評価シート

評価 番号	事業 コード	事業事業名	対象	事業事業の 簡単な説明	事業事業の概要	事業事業のうち主要な業務		
						元年度 決算額	説明	元年度 担当課 評価額
5	24-0103	成人大学講座開催 事業	市民	大学教員等を講師に迎 え、専門知識や一般教養 を深めることを目的とした 講座を開催する。	国際教養、歴史教養、音楽教養、経済教養、文学教養、 美術教養の6講座を定員各40名程度で開催する。	822,000円	より高い知識の修得を求める市民の自己学習、相互学習 の意欲に応えるため、学習機会を提供した。 国際教養 延べ 50名受講 歴史教養 延べ201名受講 音楽教養 延べ155名受講 経済教養 延べ185名受講 文学教養 延べ 77名受講 美術教養 延べ128名受講 計 6講座、36回開催、延べ796名受講	〈成果〉 専門性の高い講座を求める市民の ニーズに合わせ、大学教員等を講師と した講座を開催した。受講者アンケート 結果等も好評で、市民の教養を高める ことができた。オリビックを題材として 国際教養講座を企画したが、時期が早 かったのかあまり申込者数が伸びず、 全体として受講者数が38名減少した。 H30 延834人⇒R1 延796人 〈課題〉 受講者が固定化しないよう配慮しなが ら、受講者から支持されている講師の 講座は継続するとともに、新たな分野の 講座・講師を開拓していく必要がある。
6	24-0104	公民館講座開催事 業	市民	市民ニーズに対応した講 座を開催する。	市民の多様な学習意欲に応じるため、各種の講座を開催 する(公算講師による市民塾、地区公民館等で開催する地 域ふれあい講座、選任講師による外国語講座及び公民館 講座(クラシック音楽)並びにパソコン講座を開催)。 〈周知方法〉 受講者の募集は、市ホームページで周知するとともに、広 報(春期4月15日号、夏期7月15日号、秋期9月15日号、 冬期11月15日号)と併せてチラシを全戸配布する。申込み 先は公民館。応募者多数の場合、公開抽選。 地域ふれあい講座は、開催公民館で随時、募集する。 市民塾講師は、11月頃ホームページ、広報等により募集す る。	3,716,462円	公算講師による市民塾を中心として趣味、教養、語学、パ ソコン等の各分野にわたって各種講座を実施した。また、各 地区公民館等を会場として、地域住民を対象に地域ふれあ い講座を開催した。 市民塾 40講座、258回開催、延2,373人受講 地域ふれあい 40講座、57回開催、延 714人受講 外国語講座 4講座、40回開催、延 498人受講 企画講座 4講座、40回開催、延 630人受講 パソコン講座 5講座、27回開催、延 218人受講 計 93講座、422回開催、延4,483人受講 新型コロナウイルス感染症対策として、3月開催予定であっ た外国語講座で1講座3回、企画講座で2講座7回を中止し た。	〈成果〉 地域ふれあい講座は増加、それ以外 の講座で受講者数が減少した。 H30 ⇒ R1 市民塾 延2,373人⇒延2,373人 地域ふれあい 延 680人⇒延 714人 外国語 延 541人⇒延 498人 企画 延 750人⇒延 630人 パソコン 延 423人⇒延 218人 〈課題〉 市民ニーズの把握や講座内容を精査 して、質の高い講座を確保していきた い。 パソコン講座は、機器やソフトの更新 や時代のニーズに合った講座の有り方 を検討する必要がある。

生涯学習課 点検評価シート

評価 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要	事務事業のうち主要な業務 元年度 決算額 説明 当年度 計画額
7	24-0107	高齢者教室開催事業	60歳以上の市民	60歳以上の市民を対象に教養・健康・趣味など日常生活での生きがいを見出すための教室を開催する。	高齢化社会に対応して、学習意欲や健康づくり、コミュニケーションづくりのための事業を実施する。 60歳以上の市民が教養・健康・趣味などにより生涯を通じて生きがいのある生活を送る手助けとするため、月1回程度の講話を開催するとともに、交流を図るためクラブ活動として絵手紙クラブ、健康体操クラブ、チャレンジクラブを実施した。	●長寿学園(高齢者教室)受託 H18年度に教室生から公募 ○開催回数 48回 ・講話 11回 ・絵手紙クラブ 9回 ・健康体操クラブ(東柳市民センター) 9回 ・健康体操クラブ(浜川福祉センター) 9回 ・チャレンジクラブ 9回 新型コロナウイルス感染症対策として、3月開催予定であった講話「災害に備えよう!非常持ち出し袋と情報伝達の方法」を中止した。 ○教室生(登録者) 281名 ・講話 受講者 延 948人 ・健康体操 受講者 延 957人 ・絵手紙 受講者 延 265人 ・チャレンジクラブ 受講者 延 294人 合計 延2,462人 ○講話の内容 (人等式) ・大正とオカリナの演奏 ・健康と気血の流れを良くする体操の話 ・愛知県出前講座「もっと知りたい!愛知の焼き物一歴史と今」 ・歌を歌って楽しく園遊し ・愛知県出前講座「あいちのお米」 ・高齢者が罹りやすい感染症とその予防法 ・農業になりませんか?一人一生100年時代へ自分らしく生きる食生活 ・みんなでお笑い健康落語 ・懐かしい昭和歌謡を歌おう ・戦国武将 明智光秀の生涯 ・昭和の良き日の思い出を繰返す ○皆勤賞 講話 10人、健康体操クラブ 33人、絵手紙クラブ 7人、チャレンジクラブ 5名 計 55人(愛人数48人) 501,000円 〈成果〉 60歳以上の市民の生きがいづくりや健康増進の場を提供することができた。皆勤賞が受講者の励みになっている。 登録者数 延2,462人 受講者数 延2,462人 皆勤賞 60人⇒55人 H30 ⇒ R1 271人⇒281人 延2,462人 60人⇒55人 〈課題〉 教室生(登録者)数は、10名減り、延受講者数は109名減った。受講者が多い講話では、出席者全員を収容できる会場や開催方法を検討する必要がある。
8	24-0302	公民館維持管理事業	市民、公民館	適切に施設の維持管理を行う。	市民が安心して利用できるよう、適切に公民館の維持管理をする。また、公共施設修繕計画等に基づき、施設の老朽化などにより改修が必要になった箇所を整備する。	○施設の内訳 ・中央公民館 ・三郷公民館 ・藤池公民館 ・瑞鳳公民館 ・平子公民館 ・本地原公民館 ・浜川公民館 ・白鳳公民館 ・旭丘公民館 ○利用実績 利用人数 162,385人 11,002人 20,138人 16,207人 19,968人 18,047人 25,774人 17,180人 25,704人 314,295人 ○主な事業費 ・光熱水費 13,184,243円 ・屋内清掃委託料 2,705,881円 ・空調機保守委託料 3,601,500円 ・施設管理業務委託料 42,281,909円 ・空調設備改修工事 15,004,000円 ・中央公民館等施設整備工事 787,200円 ・中央公民館等施設修繕 5,325,555円 92,751,926円 〈成果〉 適切に維持管理を行うと共に、施設や設備の老朽化への対応や、利用者の利便性にも配慮して改修を行い、安全で快適な施設環境を提供できた。新型コロナウイルス感染症対策で3月4日から使用を中止した。 H30 R1 361,658人⇒314,295人 〈課題〉 市内の各公民館は建築後相当年数が経過しており、屋根・外壁のみならず空調・照明機器などの設備において今後、改修・更新等の必要性に迫られることが想定される。 公共施設修繕計画に沿って、計画的に整備を進めるとともに、突発的な事案にも対応していく必要がある。照明設備の不具合となったものについてLED照明への更新も進めていく。

図書館 点検評価シート

評価 番号	事業 コード	事業事業名	対象	事業事業の 簡単な説明	事業事業の概要	事業事業のうち主要な業務		
						元年度 決算額	説 明	元年度 担当課 評価欄
1	24-0401	読書奨励事業	市民	子どもや保護者、一般市民が図書館を利用し、読書に親しめるよう、各種の催し物を開催する。	・読書奨励及び図書館の利用推進を図るため、各種催し物を開催する。 ・子ども読書活動推進計画により、子どもの読書を推進する事業を実施する。	482,914円	市子ども読書活動推進計画に基づき、読書の推進と図書館の利用促進を図るため、各種催し物を開催した。 ○主な催し物内容(開催回数、参加者数等) ・おはなし会 7事業(107回、2,384人) ・映画会 2事業(17回、596人) ・その他事業 18事業(101回、7,295人) ○読書通帳配布 ・読書通帳(中学生以上向け) 143冊 ・あさびーこども読書通帳 1,349冊	(成果) 貸出業務のほか、実施事業により、223,583人の来館者に図書館を利用してもらい、読書に親しむ機会を提供できた。 (課題) 各種催し物は多くの来館者が参加するため事業を継続するとともに、対象となる市民の年齢等にも配慮して引き続き読書奨励に努める。
2	24-0403	図書館資料提供事業	市民	市民の生涯学習や余暇活動を支援するため、新刊や市民から要望のある資料を中心に収集し、提供する。	図書、雑誌、視聴覚資料、新聞等の図書館資料を収集(購入・寄贈)・除籍する。 ・図書館資料の貸出し ・図書館資料の管理、保存 ・予約・リクエスト ・相互貸借 ・レファレンスサービス業務(調査支援業務) ・地区公民館における返却・予約図書取次サービスの実施 ・ボランティアの協力(図書装幀・修理、書架整理等)	28,627,987円	図書資料の充実を図るため、新刊を中心とした図書や新聞、雑誌、視聴覚資料等を購入し提供した。 ○購入資料内訳 ・図書 合計 8,952点 ・一般書 6,118点 ・児童書 2,834点 ・雑誌 1,084点(72誌) ・視聴覚資料 合計 114点 CD 67点 DVD 47点 ・新聞、官公報 12点 ○雑誌スポンサー 315点(28誌) ○地区公民館等での図書取次サービス 4,314人、13,187点 ・返却図書回収 3,127人、3,735点 ・予約図書貸出し	(成果) 新刊や市民から要望のあった資料を中心に購入し、市民に提供できた。また、木製ブックラックを購入し、特集コーナーを拡充させたことにより、市民がおすすめの図書を手に取りやすくなった。 地区公民館等での図書取次サービスの利用も順調に定着している。 (課題) 図書館開館から長年が経過し、図書の本棚の利用によるダメージがひどく、なっている。とくに児童書では、修理不能なものが増加している。早期の補修や置換えを進めているが、除籍作業も行い、書架を整理し、快適に利用できるように努める必要がある。

文化スポーツ課 点検評価シート

評価 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要	元年度 決算額	事業費のつち主要な業務		元年度 評価額
						説明	説明		
1	26-0102	レクリエーション スポーツ運営事業	市民(在住・在 勤・在学者)	市民が身近に、気軽にス ポーツにふれあえるよう、 レクリエーションスポー ツ大会、ウォーキングイ ベントの開催及びスポーツ実 技指導等を実施する。	〇スポーツ推進委員(20名で構成)にて年間計画を作成し、 それに基づきスポーツ普及活動等を実施する。 ＜ニュースポーツ体験会＞ ・市民が身近に、気軽にスポーツにふれあえるように、 ニュースポーツの体験会を開催する。 ・体験会当日はスポーツ推進委員が運営を行う。 ・参加費：無料 ・種 目：コーディネーション・レーニング、あさび子など ・会 場：市内全小学校体育館等 ＜スポーツ推進員派遣＞ ・地域の各種団体(自治会・町内会・子ども会など)からの 要請を受け、スポーツ推進委員の派遣を行う。 ・開催当日は、要請団体の役員等が中心となって運営し、 スポーツ推進委員がスポーツの実技指導を行う。 ・参加費：無料 ＜あさひ軽々タワウオ・キング＞ ・基礎体力づくりにつながるウォーキングに気軽に参加で きるよう、ウォーキング大会を開催する。 ・大会当日はスポーツ推進委員が運営を行う。 ・参加費：無料 ・定 員：先着100人	1,471,921円	〇スポーツ推進委員の企画、運営によるスポーツ体験会等 を開催した。 ＜ニュースポーツ体験会＞ ・11回 参加者 322人 ・ニュースポーツ体験会の開催案内を広報掲載、チラシ配 布などにより周知を行った。 ・市内全小学校で開催するニュースポーツ体験会や、高齢 者を対象としたシニア向けニュースポーツ体験会を開催し た。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、3月のニュー スポーツフェスティバルを中止した。 ＜スポーツ推進員派遣＞ ・18回 参加者 2,068人 ・自治会や子供会と連携をとり、児童等を中心にス ポーツ活動の機会を提供した。 ＜あさひ軽々タワウオ・キング＞ ・11月30日(土)開催 参加者69人 ・森林公園植物園内を一周する約6キロのコースで実施し た。	〈成果〉 ・市内全小学校で開催するニュースポ ーツ体験会や、高齢者を対象としたシ ニア向けニュースポーツ体験会を開催し、 322人のがたにニュースポーツを紹介し た。 ・軽々タワウオ・キングにおいて、連合自治 会や子供会と連携することにより、子 どもたちが身近にスポーツ活動に親しめる 機会を提供した。 〈課題〉 ・ニュースポーツ体験会の周知方法や、 開催内容(競技)等を検討することで、 新たな参加者を増やし、より多くの市民 へのスポーツの普及を図る必要があ る。	
	26-0201	スポーツ推進委員 事業							
2	26-0104	市民体育大会運営 事業	市民(在住・在 勤・在学者)	市民体育大会・ゴルフ大 会・ジョギング大会につい て体育協会に委託し事業 を実施する。	〇スポーツ競技力の向上と市民の健康増進を図るため、市 民体育大会の運営を市体育協会へ委託した。 ＜第66回市民体育大会＞ ・開催日 5月11日(土)～1月25日(土) ・種目数 24種目 ・参加者数 4,882人 ＜第38回市民ゴルフ大会＞ ・開催日 10月21日(月) ・参加者数 293人 男子Aクラス 126人 男子Bクラス 111人 女子クラス 61人 ＜第34回市民ジョギング大会＞ ・開催日 令和2年1月26日(日) ・参加者数 1,561人 0.7kmコース 420人 2kmコース 782人 5kmコース 206人 10kmコース 153人	3,630,000円	〈成果〉 ・市民体育大会、ジョギング大会などを 開催し、6,736人の市民等がスポーツに 親しみ、健康づくりに取り組むことがで きた。 ・市民体育大会や市民ジョギング大会で は、夜間や土日の受付場所を市民が来 場しやすい総合体育館ロビーとし、市民 ゴルフ大会では、初日受付場所を多くの 市民が入室できるスカイワードあさひと するなど、各大会でより多くの市民が気 軽に参加することができ環境づくりに 努めた。 〈課題〉 ・今後もより多くの市民が各大会に参加 できるように、体育協会や各関係者と連携 し、参加資格や開催日時、種目や会場 などを引き続き検討する必要がある。		

文化スポーツ課 点検評価シート

事務事業のうち主要な業務									
評価 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の説明 簡単な説明	事務事業の概要	元年度 決算額		説明	元年度 評価額 担当者
3	26-0301	学校体育施設開放 事業	市民	体育施設の不足を補うことを目的として、学校体育施設の空き時間帯を利用して、一般利用者への貸し出しを行う。	○学校の体育施設を開放し、地域スポーツ、生涯スポーツの活動を支援する。 ＜小学校体育施設＞ ・全ての小学校で体育施設を開放(運動場9面・体育館9館) ・学校体育施設開放運営委員会を設置し、円滑な開放事業を行っている。 校区住民及び利用者の代表、スポーツ推進委員、管理員、開放学校の教職員など ＜中学校体育施設＞ ・全ての中学校で体育施設を開放(運動場3面・体育館3館) ・11月から3月の冬期において、使用を停止していた運動場を平成28年度から西中学校、平成28年度から東中学校で通年開放している。 ・中学校体育施設の管理業務はシルバー人材センターに委託しており、円滑な開放事業を行っている。 ○利用者の事務手続き 1 文化スポーツ課で利用団体登録を行う。(平成25年までは総合体育館窓口で行っていた) 2 小学校は各運営委員会に、中学校は予約システム、または文化スポーツ課へ直接利用申請書を提出。	7,882,769円	○学校の運営管理に支障がない範囲において、地域スポーツ活動及び生涯スポーツ活動の場として学校体育施設を開放した。 ＜小学校体育施設＞ ・利用日数等 延べ 11,543時間 ・利用者数 延べ 3,018日 ・利用者数 82,366人 ＜中学校体育施設＞ ・利用日数等 延べ 1,992時間 ・利用者数 延べ 996日 ・利用者数 31,643人 ○新型コロナウイルス感染症対策のため、3月の利用を制限した。	＜成果＞ ・新型コロナウイルス感染症対策により3月の利用を制限したため、小中学校利用者が前年度より4,927人減少した。(30年度118,936人、元年度114,009人) ・学校体育施設開放運営委員会に参加し、委員からの要望をとりまとめ、適切な物品管理を行うことで、安全で快適な施設を提供した。 ＜課題＞ ・冬期夜間開放の利用状況を厚守りながら、利用者の新たな要望等があれば、検討を行う必要がある。	
4	26-0304	体育施設整備事業	体育施設、体育施設利用者	施設の安全性、利便性を高めるための整備、改修を行う。	○体育施設の維持管理業務を円滑に遂行するために、各施設の整備、改修工事等を実施していく。	1,873,628円	○施設の主な改修工事 ・総合体育館アリーナ照明LED化等改修工事 1,276,000円 ・城山野球場駐車場階段手すり設置工事 198,000円 ○体育施設の備品購入 ・市民プールコースロープ、ワンタッチテント購入 291,600円 ・平子北グラウンド収納庫購入 97,578円 ・城山野球場ライン引き購入 10,450円	＜成果＞ ・各種改修工事を実施することで、安全で快適な体育施設を提供し、施設利用者の利便性を向上させることができた。 ＜課題＞ ・今後も、利用者が安心して快適に施設を使うことができるよう指定管理者と連携をとり、適切な施設の維持管理に努める必要がある。	

文化スポーツ課 点検評価シート

評価 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要	元年度 決算額	事務事業のうち主要な業務	
						説 明	元年度 評価額	
5	26-0305	体育施設維持管理 事業	体育施設、体育 施設利用者	施設の維持管理を適切に 行う。	○体育施設の管理運営に指定管理者制度を活用すること で、民間の能力を活用し、住民サービスの向上及び運営の 効率化を図る。(平成20年4月1日から指定管理者による管 理に移行) ＜指定管理者の業務＞ ・施設の運営に関する業務 ・施設の管理に関する業務 ・スポーツ教室に関する業務 ・その他の業務 ＜指定管理者による管理運営各体育施設＞ ・総合体育館 ・城山体育施設(野球場、テニスコート、弓道場) ・旭ヶ丘体育施設(グラウンド、テニスコート、キャンプ場) ・晴丘体育施設(グラウンド、テニスコート) ・南グラウンド ・市民プール ※井田テニスコート、井田第2テニスコートは平成30年3月31 日で廃止した。 ○平子北グラウンド、市民プール広場及び平子町仮設広場に ついては、有効に使用できるよう整備等を行う。	80,001,844円	○体育施設(市民プール含む) ・指定管理者 ハマダスポーツ企画株式会社 ・指定期間 平成29年度～令和3年度 ＜体育施設(市民プール除く)＞ ・指定管理者による各種スポーツ教室を開催 46教室、参加者3,878名 ・利用人数349,283名 ＜市民プール＞ ・開場期間 7月1日～8月31日 ・開場の前後のプールを無料開放 入場者449名 ・指定管理者による水泳教室等を開催 参加者104名 ・入場者数 17,952人(無料開放含む) ○平子北グラウンド ・利用者数 15,100人 ○市民プール広場 ・利用者数 7,155人 ○平子町仮設広場 ・利用者数 11,978人 ○新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の施設にお いて3月4日から31日の利用を中止した。	〈成果〉 ・市民プールにあったスポーツ教室の開 催や安全で快適に利用できる施設の提 供ができた。 ・市民プールでは、着衣水泳教室を開催 し、水難事故に遭遇した場合の対応策 を伝えることができた。 ・定期的に行うコミュニケーションを 日常のコミュニケーションにすること で、施設の維持管理体制が強化でき た。 〈課題〉 ・体育施設の老朽化による修繕の増加 が見込まれる。
6	26-0202	社会体育振興事業	市民	スポーツ指導者育成及び 少年スポーツ育成事業等 を体育協会へ委託し実施 する。 全国大会等出場者に激励 費を交付する。	○社会体育振興を図るため、市体育協会に各種事業の運 営委託を行う。また、体育協会の会議(常任理事・理事・各 大会部会)等)に出席し、委託事業について意見交換などに より、事業運営のサポートを行う。 ＜スポーツ指導者育成事業＞ スポーツ活動を推進する指導者の育成及び資質向上を 図る。 ＜少年スポーツ育成事業＞ 児童生徒等の健康の保持増進と体力の向上を図るた め、スポーツ活動を推進する。 ＜スポーツ大会選手派遣事業＞ 競技力向上等を図るため、優秀な成績を収めた選手及び チームを、全国大会、愛知スポーツレクリエーションフェス ティバル等の大会へ派遣し、その費用の一部を助成する。 (スポーツ2018、愛知県青年体育大会) ＜愛知万博メモリアル愛知県市町村対抗駅伝競走大会事 業＞ 愛知県内各市町村の交流、県民スポーツの振興を目的と して実施されるこの駅伝大会に、尾張旭市から代表選手を 選出し、大会に参加する。 ○全国大会等出場者に激励費を交付する。 ○オリンピック出場選手応援事業	2,430,000円	○スポーツ活動を推進する指導者の育成とスポーツ競技力 の向上を図るため、スポーツ大会への選手派遣事業及びス ポーツ指導者の育成事業を市体育協会に委託した。 ＜スポーツ指導者育成事業＞ 実施スポーツ団体数 18団体 参加者数 延べ3,487人 ＜少年スポーツ育成事業＞ 実施スポーツ団体数 10団体 参加者数 延べ3,253人 ＜スポーツ大会選手派遣事業＞ 愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバル2019 出場種目数 8種目 出場者数 延べ91人 ・県青年体育大会 出場種目数 1種目 出場者数 30人 ＜愛知万博メモリアル＞ 第14回愛知県市町村対抗駅伝競走大会 正・補欠選手 18人 ○全国大会等出場者79人に激励費を交付した。 全国大会出場者 76人 国際大会出場者 3人 〈成果〉 ・体育協会との連携によりスポーツ活動 を推進する指導者の育成とスポーツ競 技力の向上が図られた。 ・体育協会関係者の民力により、愛知万 博メモリアル愛知県市町村対抗駅伝競 走大会に参加した。 市の部(38市)25位 全体(54市町村)27位 ・全国大会等出場者79人に対し激励費 を交付し、スポーツ活動に面する市民の 支援を行った。 〈課題〉 ・指導者育成や大会開催のための施設 利用等について必要な支援を継続する 必要がある。	

文化スポーツ課 点検評価シート

評価 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要	事務事業のうち主要な業務		
						元年度 予算額	説明	元年度 評価額 担当課 評価課
7	26-0203	体育協会支援事業	体育協会(加盟 競技団体)	市民スポーツ普及のため、体育協会が実施する事業に対して補助を行う。	○より多くの市民が自らスポーツに取り組めるよう、社会体育の普及振興、競技力向上と健全なアマチュアスポーツの普及を図るための各種事業を推進する体育協会及びその加盟団体へ補助を行う。 ・平成28年度 登録団体数:19競技団体 会員数:5,089人 ・平成29年度 登録団体数:20競技団体 会員数:5,096人 ・平成30年度 登録団体数:20競技団体 会員数:4,950人 ○事務手続き ・年度当初に体育協会より補助金交付申請書を受け、内容等審査し、補助金交付の手続きを行い、補助金交付決定後、補助金を交付 ・事業完了後、事業実績報告書の提出 ・事業実績報告書の審査を行い、補助金確定通知	2,340,000円	○スポーツ団体の育成を図るため、市体育協会及びその加盟団体が行う事業に要する経費の一部を補助した。 ○体育協会加盟団体の周知、活動内容を紹介するため、ホームページを作成し、活動を盛り上げた。 ○平成29年度より新たにクレー射撃協会が加盟し、登録団体数が20団体となった。 ＜体育協会加盟スポーツ団体＞ ・20団体 - 軟式野球連盟、弓道連盟、剣道連盟、卓球協会、ソフトテニス連盟、テニス連盟、レクリエーションバレーボール連盟、バドミントン連盟、ソフトボール連盟、サッカー協会、バスケットボール協会、ハレーボール協会、スポーツ少年団、グラウンドゴルフ協会、エスキーツニス協会、ピーチボール協会、空手道連盟、ゴルフ協会、陸上競技協会、クレー射撃協会 ＜会員数＞ ・4,908人 ○体育協会収支予算書や決算書の記入方法を再度周知し、浸透・徹底させることで、より適正且つ正確な事務処理が可能となった。	＜成果＞ ・補助金の交付により、体育協会や加盟団体によるスポーツ活動の振興と普及、技術力向上などが図られた。 ＜課題＞ ・体育協会の事務処理の多くを事務局が補助している。今後事務局一辺倒になることを回避するためにも、各加盟団体が個々にすべきことを明確にしていく必要がある。
8	26-0204	地域密着型スポーツ推進事業	地域住民	総合型地域スポーツクラブ「スポートクラブあさひー」が行う教室等の開催のための指導、支援を行う。	○地域の学校や各種公共施設などを利用し、地域住民が身近にスポーツ活動ができる総合型地域スポーツクラブである「スポートクラブあさひー」(平成18年度に「スポートクラブあさひー西」として設立後、平成22年度に改名)の自主的・主体的な事業運営ができるよう指導、支援を行う。	0円	○スポートクラブの運営方針等を検討する総会、役員会の開催及び各種プログラム(教室)運営に必要な指導、支援を行った。 ・総会1回 ・役員会4回 ・プログラム数(教室数)16教室 ○会員登録事務や会員募集を目的に「無料体験会」の開催に必要な支援を行った。 ・会員数405人(令和2年3月31日) ・体験会1回(令和2年2月15日開催)	＜成果＞ ・市が人的支援を行うことで、地域住民の健康づくり、地域の活性化、青少年の健全育成に寄与することができた。 ・無料体験会では、多くの市民にスポーツクラブあさひーをPRし、新会員の獲得につながった。(昨年度より会員が55人増加) ＜課題＞ ・事務処理の多くを市が補助しているのが現状である。今後、独立した団体となるには事務処理をクラブ内で処理できる体制を構築する必要がある。

文化スポーツ課 点検評価シート

事務事業のうち主要な業務					
経費 番号	事務事業 コード	事務事業名	対象	事務事業の 簡単な説明	事務事業の概要
9	25-0103	無形民俗文化財保 護育成事業	無形民俗文化 財保存会	市指定の無形民俗文化財を保護するとともに後継者の育成を行うため、保存会の育成を行うため、保存会の指導、支援を行う。	○無形民俗文化財保存会 ・尾張旭市榎の手保存会(5流派) 無二流、梅園流、直心我流、東軍流、直師夢想東軍流 ・尾張旭市打はやし保存会(3地区) 井田地区、庄中地区、印場北島地区 ・尾張旭市ざい踊保存会(2団体) 鳳来会、みさと会 ・尾張旭市馬の塔保存会(4地区) 印場地区、新居地区、稲葉地区、三郷地区 以上の団体に対し、無形民俗文化財の保存継承及び後継者の指導育成に関することを委託している。
					元年度 決算額
					説明
					元年度 担当課 評価欄
					＜成果＞ ・4つの無形民俗文化財の保存会活動に983人が参加した。 ・無形民俗文化財の発表・披露の機会が増え、多くの人に周知することができた。 ・保存会会員が小学校の総合学習の時間に無形民俗文化財の指導を行うなど、文化財の保護、後継者育成につながった。 ＜課題＞ ・依然として指導者の高齢化や若手の後継者が減少している保存会があり、引き続き啓発活動を検討する必要がある。実施したアンケート調査の分析を実施する。 ・無形民俗文化財に対する市民等への関心を高めるため、積極的にPRする必要がある。
					○市及び県指定無形民俗文化財(榎の手・打ちはやし・ざい踊り・馬の塔)の保存及び後継者を育成した。 ・榎の手保存育成委託 924,000円 ・打ちはやし保存育成委託 347,000円 ・ざい踊り保存育成委託 231,000円 ・馬の塔保存育成委託 462,000円 計1,964,000円 ○無形民俗文化財発表披露 ・第70回全国植樹祭(6/2) 森林公園内おもてなし広場…榎の手保存会 ・井川福祉センターサテライト会場…打ちはやし、ざい踊保存会 ○無形民俗文化財後継者報償 無形民俗文化財の保存・伝承のための後継者育成を目的に、報償品を支給した。 ・榎の手 103人 ・打ちはやし 19人 ・ざい踊り 7人 ・馬の塔 15人 計144人 ○無形民俗文化財を直接見ることができ開催日の状況や紹介ビデオをホームページに掲載、無形民俗文化財の活動が活発になる秋祭り前に企画展を開催し見学情報を発信した。 ○保存会で活動する子どもを対象に保存の活動に関するアンケート調査を実施した。
					2,396,000円
			</		

文化スポーツ課 点検評価シート

評価 番号	事業 コード	事業事業名	対象	事業事業の 簡単な説明	事業事業の概要	事務事業のうち主要な業務		
						元年度 実績額	説明	元年度 評価額
11	25-0106	どうだん亭維持管理事業	どうだん亭を利用する市民等	どうだん亭の維持管理事業全般を行う。	＜どうだん亭概要＞ 日本庭園を有する茶屋を教育文化施設として設置。母屋1階3部屋(水屋、呂茶用所)、離れ1階(水屋、呂茶用所)、離れ2階、庭園、など。 ※平成20年5月 母屋部分が国登録有形文化財となった。 ・どうだん亭の維持管理を実施(各種委託・修繕・管理人への管理委託) ・貸館 9:00～17:00(1時間母屋350円、離れ150円) ・風情ある庭園や茶屋を鑑賞できるよう一般公開を開催 春(4月)秋(11月) ・相当年数が経っており、施設の老朽化に対する修繕等を行っている。 ※国登録有形文化財 ...平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入された。 近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるものも少なく消滅の危機に瀕している多種多様な近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られた。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもの。	8,035,526円	○建物及び庭園等整備維持管理 ・施設管理委託、樹木剪定委託、清掃、草取委託、施設修繕 ○一般公開 ・春(平成31年4月13日～21日)9日間 来場者 1,345人(呈茶 112席) ・秋(令和元年11月16日～24日)9日間 来場者 2,700人(呈茶 425席) ○ひな人形展 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和元年度は中止した。 ホームページにひな人形展の様子を動画にて公開した。 ○年間利用者 2,905人(平成30年度:3,380人) ○どうだん亭離れ屋根等補修修繕 契約金額 913,000円(うち文化振興基金500,000円) 平成30年度に実施したどうだん亭老朽化調査で指摘された離れの屋根瓦の一部がずれや2階の手摺の修繕を行った。 ○新型コロナウイルス感染症対策のため、3月4日から31日の利用を中止した。	＜成果＞ ・平成30年度に実施したどうだん亭老朽化調査に基づき計画的に修繕を実施することができた。 ・一般公開や地元小学校の見学を実施することにより多くの方に尾張旭の文化財を知っていただく機会ができた。 ＜課題＞ ・今後も適切な修繕をしながら管理運営委託のあり方についても検討が必要である。
12	25-0202	社会教育団体等支援事業(文化スポーツ課)	市民 ・市文化協会 ・市文化協会 ・コンクールや公募展等を主催する団体	市民の芸術文化に対する関心を高め、その活動を支援するとともに作品発表や鑑賞の機会を提供する。 また、文化芸術の振興を図るため、文化芸術に関する団体の自主性を尊重し、活動に必要な援助を行う。	○市、教育委員会、文化協会の共催で市民展、市民芸術発表大会、市民音楽祭を開催する。 ○文化芸術団体が、文化芸術の振興・奨励を図るため、コンクール等の参加者を対象として交付する優秀賞の記念品の一部を交付する。 ○全国大会等出場者に奨励費を交付する。	3,895,520円	○市民文化祭の開催 ・第45回市民展(令和元年11月3日～11月10日) 出品 382点 入場者 約6,580人 ・第39回市民芸術発表大会 出演人数 21団体 431人 入場者 約1,200人 ・第37回市民音楽祭 出演人数 24団体 667人 入場者 約1,700人 ○文化振興事業 ・文化協会:11部会74団体、会員約2,000人 ・大会・発表会等の開催(11事業) ・長期講座の開催(21事業) ・その他(1事業) ○市長賞の交付 ・第31回愛知県尾東音楽コンクール ○全国大会出場者8人に奨励費を交付	＜成果＞ ・市民文化祭を開催し、市民の方に文化芸術に触れていただくことができた。約1,500人の方が参加し、約9,500人の方に文化芸術活動に触れる機会を与えることができた。 ・文化協会を通じて、各種発表会、展覧会、講座の開催により市民の文化活動への参加及び鑑賞の機会を与えることができた。 ・市長賞交付や全国大会等出場者に奨励費を交付することによって地域文化の振興を図ることができた。 ＜課題＞ ・文化協会について、高齢化により文化芸術活動の継続性が不安視されている。

文化スポーツ課 点検評価シート

【第1のうちはなま】								
評価 番号	事業コード	事業事業名	対象	事業事業の 簡単な説明	事業事業の概要	元年度 実績	説明	元年度 担当
						元年度 実績		
13	25-0901	文化振興計画推進 事業	市民	文化振興計画の進行管理 を行う。	○平成25年7月に見直し策定した「文化振興計画 中間見直しと今後の取り組み」の進行管理を行う。 ○文化財の保護・保全や文化の継承などの支援・育成のために積立金を設置し、活用する。	620,244円 ○文化振興基金 ・尾張旭市文化振興基金条例に基づき、基金を募集し活用を図った。 ・市から基金への拠出金は前年度と同額 ・R1 129,330円(参考 H30 20,734円) ・募金額 619,330円(参考 H30 510,734円) ・春のマメナシ・アインザン程察会 5,714円 ・どうだん亭春の一般公開 53,180円 ・どうだん亭秋の一般公開 56,270円 ・郷土の歴史講座 412円 ・新春カルタ会 200円 ・募金箱 13,554円	○文化振興計画 ・市内公共施設のギャラリー化(施業の実施 文化会館にて、尾張旭市文化協会会員を中心に市内の芸術家の作品を展示した。 絵画Ⅰ 令和元年5月14日(火)～5月19日(日) 写真Ⅰ 令和元年7月23日(火)～7月28日(日) 写真Ⅱ 令和元年9月23日(月)～9月29日(日) 彫塑・工芸Ⅰ 令和元年11月28日(火)～12月1日(日) 工芸Ⅱ 令和2年1月28日(火)～2月2日(日) ○文化振興基金 ・尾張旭市文化振興基金条例に基づき、基金を募集し活用 を図った。 ・市から基金への拠出金は前年度と同額 ・R1 129,330円(参考 H30 20,734円) ・募金額 619,330円(参考 H30 510,734円) ・春のマメナシ・アインザン程察会 5,714円 ・どうだん亭春の一般公開 53,180円 ・どうだん亭秋の一般公開 56,270円 ・郷土の歴史講座 412円 ・新春カルタ会 200円 ・募金箱 13,554円	〈成果〉 ・基金総額 9,216,322円(R2.3.31現在) ・文化会館で尾張旭市文化協会を中心 に市内の芸術家の作品を展示し、4,024 人の方が来場した。 〈課題〉 ・今後の基金活用について検討する必 要がある。
14	25-0301	文化会館維持管理 事業	市民、文化会館	施設維持管理	○文化会館の概要 ・1F あさひのホール(283席)、文化会館ホール(906席)、 喫茶室、事務室 ・2F 展示室、展示ギャラリー、展示ロビー、研修室、練習室 ・休館日…毎週月曜日 ・開館時間…午前8時30分～午後9時30分 ・平成19年4月1日から指定管理者による管理に移行 ・指定管理者の業務 1 施設の運営に関する業務 2 施設の管理に関する業務 3 文化事業に関する業務 4 その他の業務	72,599,132円 ○自主事業 ・改修工事後のリニューアルイベントの実施(名鉄ハイキン グコースに取り入れ) ・地元中学・高等学校へ吹奏楽応援事業を実施 ・地元で活躍する音楽家によるロビーコンサートの実施 ・文化会館ホール未利用時にホワイエの開放 ○平成19年度から指定管理者制度を導入し、文化会館の 管理運営を実施している。 ○指定管理者(令和元年度～5年度) ・団体の名称:ATFフューチャーエイグループ 構成団体代表者…アクティオ株式会社 構成団体…株式会社東急コミュニケーションズ 株式会社和井アソシエーツ 指定管理制度導入4期目、1年目/5年 ・文化会館年間利用者…89,302人	〈成果〉 ・新たな指定管理者による様々な自主 事業の実施を行った。令和元年度から は文化会館ホール未利用時にホワイエ の開放を行い、多くの方々に利用していた だいた。また、地元で活躍する音楽家によ るロビーコンサートの開催を行ったり、 学校に対して吹奏楽応援事業を行ったり と地元の芸術活動の振興に寄与した。 〈課題〉 ・引き続き長期修繕計画に基づき、文化 芸術活動の拠点施設である文化会館の 適切な管理を実施する。 ・地元で活躍する音楽家・芸術家の発表 の場を提供する。	

教育委員行事予定表

(8/20～9/30)

月日	曜日	時間	場 所	主管課	内 容	出席予定者				
						教 育 長	委 員	部 長	市 長	副 市 長
8/26	水	13:00	文化会館	教	教育フォーラム（中止）	○	○	○	○	
9/9	水	14:00	スカイワードあさひ	教	夏休み「わくわく自由研究コンテスト」 審査会	○	○			
9/30	水	14:00	講堂2	教	9月定例教育委員会	○	○	○		
9月議会関係										
8/28	金	9:30	議場		本会議（初日）	○		○	○	○
9/4	金	9:30	議場		本会議（一般質問）（～8日）	○		○	○	○
9/11	金	9:30	第2委員会室		福祉文教委員会	○		○		○
9/17	木	9:30	第2委員会室		決算特別委員会（～23日）	○		○		○
9/28	月	9:30	議場		本会議（最終日）	○		○	○	○

<連絡事項>

8/25	火	9:30	図書館	令和2年度第1回尾張旭市立図書館協議会
9/21	祝	10:00	文化会館	文化会館自主文化事業第3回芸術展「写真部門」（～9/27）
9/26	土	10:00	東部市民センター	シニア向けニュースポーツ体験会

